

平成27年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成27年3月23日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介  
2番 鈴 木 広 美  
3番 服 部 雅 恵  
4番 小 菅 耕 二  
5番 小 山 栄 治  
6番 木 村 利 晴  
7番 石 井 孝 昭  
8番 桜 田 秀 雄  
9番 林 修 三  
10番 小 高 良 則  
11番 川 上 雄 次  
12番 中 田 眞 司  
13番 古 場 正 春  
14番 林 政 男  
15番 新 宅 雅 子  
16番 鯨 井 眞佐子  
17番 加 藤 弘  
18番 京 増 藤 江  
19番 右 山 正 美  
20番 丸 山 わき子  
21番 山 口 孝 弘  
22番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 市     | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 市   | 長 | 榎 本 隆 二 |
| 教 育   | 長 | 加曽利 佳 信 |
| 総 務 部 | 長 | 石 毛 勝   |
| 市 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 経 済 環 境 部 長     | 吉 野 輝 美 |
| 建 設 部 長         | 武 井 義 行 |
| 会 計 管 理 者       | 醍 醐 真 人 |
| 教育委員会教育次長       | 河 野 政 弘 |
| 農業委員会事務局長       | 醍 醐 文 一 |
| 選挙管理委員会事務局長     | 片 岡 和 久 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 麻 生 和 敏 |
| 財 政 課 長         | 佐 藤 幸 男 |
| 国 保 年 金 課 長     | 石 川 孝 夫 |
| 高 齢 者 福 祉 課 長   | 和 田 文 夫 |
| 下 水 道 課 長       | 山 本 安 夫 |
| 水 道 課 長         | 金 崎 正 人 |
| 秘 書 広 報 課 長     | 鈴 木 正 義 |
| 総務部参事（事）総務課長    | 石 川 良 道 |
| 市民部参事（事）社会福祉課長  | 宮 崎 充   |
| 農 政 課 長         | 水 村 幸 男 |
| 建設部参事（事）道路河川課長  | 藏 村 隆 雄 |
| 庶 務 課 長         | 勝 又 寿 雄 |

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 吉 田 一 郎 |
| 副 主 幹   | 太 田 文 子 |
| 副 主 幹   | 梅 澤 孝 行 |
| 主 査 補   | 須賀澤 勲   |
| 主 査 補   | 居 初 理英子 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成27年3月23日（月）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第32号

委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議案の上程

議案第33号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

## ○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、それを配付しておきました。

次に、監査委員から定期監査及び財政的援助団体等監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第32号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

## ○新宅雅子君

それでは、総務常任委員会に付託されました案件9件につきまして、去る3月5日、6日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、審議順にご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国民の権利、利益の保護の拡充を図ることを目的とする行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、法令違反に対する処分の求め、法令要件に適合しない行政指導の中止等の求めの手続等が新設されたことに伴い、本市においても、法の趣旨にのっとり、同様の手続を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利、利益の保護の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員から、「市民の皆さんに不利益を生じないようにする制度なので、内容をわかりやすくするためにパブリックコメント、あるいは市民の方に意見を求める場所があったのか」という質疑に対して、「この改正にあたり、パブリックコメント等の開催はしていません。この条例の内容については、条例改正にあたっての逐条解説、あるいは運用マニュアルを作成して、職員に対して十分周知していかなければならないので、あわせて市民の方に対しても、わかりやすい表現で内容が伝えられるように、運用マニュアル的なものを用意していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができます」とあります。

行政指導自体は口頭や文書で行われると思いますが、中止等の措置を講ずることを求める場合は、形として残すべきときもあると思うが、どのようになるのか」という質疑に対して、「中止等の求めについては、行政指導に対しての救済的な内容になります。これをするにあたっては、２項に掲げられているような申し出を提出していただくことになります」という答弁がありました。

次に、「わかりやすい条文にした方がいいのではないか。権限者は、市長と教育委員会と、ほかにどこがあるのか」という質疑に対して、「本条例では機関という言い方をしていますが、地方自治法の中で定まっている行政機関は全て対象になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第２６号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合が運営する軽費老人ホームを、平成２７年４月１日から民間事業者へ譲渡することに伴い、組合規約の一部を改正する必要性が生じたため、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、委員から、「八街市民の軽費老人ホームよしきりの利用状況を伺う」という質疑に対して、「平成２７年１月１日現在では３０名入所されており、うち八街市民は１名です」という答弁がありました。

次に、「軽費老人ホームＡ型の具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「身寄りが無い、ご家族がいても何らかの事情で同居できない等の高齢者に対して、低額で食事の提供や入浴の準備、日常生活などの必要なことを提供することになります。従来の『よしきり』とサービス内容は同等です」という答弁がありました。

次に、「本市財政への影響を伺う」という質疑に対して、「平成２６年度は２千６２２万８千円、平成２７年度は２千１００万３千円となり、減額となります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第２７号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてです。

これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することに伴い、当該組合が運営する軽費老人ホームを財産処分することについて、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第２８号は、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成２６年度までの時限措置として実施しております特別職等の給与の減額を、平成２７年度においても、その減額幅を拡大し継続するため、改正するものです。

審査の過程において、委員から、「減額率の根拠を伺う」という質疑に対して、「財政事情や近隣市の状況を考慮した中で、市長の決断によって決めたところです」という答弁がありました。

次に、「報酬審議会で、今の財政状況の中、八街市の市長の報酬のあり方を審議することが必要ではないか」という質疑に対して、「特別職の給与等については、本市の財政状況あるいは景気動向等を勘案の上、政治姿勢として削減を実施したところであり、毎年の動向等に対応したいと考えています。したがって、予算編成の都度、判断させていただくために、本則ではなく、特例条例により対応しています。なお、報酬審議会に諮問しないことについては、特例条例による減額はあくまで政治姿勢の範疇であり、諮問する給与改定は社会経済情勢をその職責に照らして、給与金額が現状においてどの程度が妥当であるかということを第三者に判断を仰ぐという趣旨のものです。このことから、特例条例による給与の改定については、政治姿勢に関わるものであり、報酬審議会の諮問になじまないと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、全員賛成のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第29号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、人事院勧告等が、50歳代後半層が多い号給に重点を置いての給料月額引き下げ、管理職員特別勤務手当の支給要件を改めるなど、給与制度の総合的見直しの内容でありましたことから、本市においても、この勧告等に基づき条例を改正しようとするものです。

審査の過程において、委員から、「人事院勧告及び県人事委員会勧告に従わなければならないのか」という質疑に対して、「公務員は、国民のため、市民のために、公僕の中で努力されているところに、このような給与減額の勧告が出ることは大変寂しい思いをしていますが、地方自治体としての考え方としては、ある程度、国の勧告の指導に沿った中での決断をしなければならないと思っています」という答弁がありました。

次に、「今回の給与改定による削減総額と、1人当たりの影響額を伺う」という質疑に対して、「一般職520人を対象として、給与は2千383万9千円、手当の関係では886万円となり、合計3千269万9千円になります。1人当たりでは、現給保障で月100円から2万7千800円となりました」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「地方公務員法では、公務員の賃金決定の原則は生計費としています。今回の人事院勧告の国に準じた給料表の水準の引き下げ、地域手当見直しは、国家公務員に対する人事院勧告を利用して、何ら根拠のない値下げを地方に押し付けるものとなっています。さきの平均7.8パーセントの賃金削減と同様に、国がやるから地方もというのは、あまりにも乱暴な話です。自治体が自主的に決めるべき公務員給与の水準を国が強制することは、断じて認められません。

公務員給与の大幅な引き下げは、公務員の生活を脅かすだけでなく、民間の賃金引き下げ

にもつながり、経済悪化をさらに進めるものです。民間企業とともに地域経済にも影響が出ることは明らかであり、給与制度の総合的見直しは、今、国が進めようとしている地方創生の政策にも逆行することは明かです。公務員給与の引き下げは、一時的には市民受けするかもしれませんが、民と官の対立を余計多くし、給与の抑制や非正規雇用の拡大を互いに争わせる形になるおそれがあります。少数で職務を遂行している職員の努力を評価し、職務に関する士気を低下させることになる給与の引き下げを行うべきではありません。

以上の立場から、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第30号は、八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてです。

これは、本市の厳しい財政状況から、平成27年度において、一般職の職員の給料月額を2パーセント減額、及び地域手当の支給停止、並びに管理職手当を20パーセント減額等の措置を実施するものです。

審査の過程において、委員から、「年間1人当たりの影響額を伺う」という質疑に対して、「地域手当は含まず、8級41万円、7級38万円、6級34万4千円、5級30万9千円、4級26万8千円、3級22万9千円、2級15万6千円、1級14万5千円になります」という答弁がありました。

次に、「今回の予算組み立ては、職員の給与を充てなければならないという組み立てになっていますが、ほかの方法はなかったのか」という質疑に対して、「職員の生活給ということも念頭にあり、苦渋の判断でした。交付税の減額はあってはならないと、全国市長会、千葉県市長会で申し上げているところであり、また機会あるごとに発言していきます」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「今回の給与の削減は、人勸の給与制度の総合見直しによる給料表の見直し、地域手当の支給停止にとどまらず、引き続き管理職手当の2パーセントカット、時間外、期末手当、勤勉手当の減額など、その削減額は約2億5千万円にもなり、回避を検討すべきであります。

本来、住民奉仕という特別な職務を担う公務員には、一定水準の給与が保障されることが必要であります。本市はそれに反し、この間、不要不急の公共事業を進めるために、行財政改革の名のもとに、市民サービス削減とともに職員の定数削減、人件費削減を繰り返し、財源として充ててきました。今回も、榎戸駅改修は、予算編成時、事業の見直しの対象としていません。事業の先送り、縮小を最優先に検討すべきであり、市民や市職員へのしわ寄せで事業推進は認められません。今回の大幅削減は、職員の生活設計を壊し、公務員としてのモチベーションを著しく引き下げ、住民サービス、地域経済にも大きく影響することになります。

職員による住民サービスの質の向上を担うための質の高い人材の確保、公務員労働者の専門性を十分発揮し、職員のやる気を引き出すためにも見直しを求め、反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第32号は、八街市基本構想の変更についてです。

これは、現行の八街市基本構想におきまして、将来人口の乖離等が生じていることから、将来人口の見直しを含めた必要最小限の見直し、変更を行おうとするものであり、八街市基本構想の策定に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、委員から、「基本構想を検討していく上で、市民が本当に参加していける工夫がされたのか」という質疑に対して、「策定にあたりまして、多くの市民の方から意見を伺いたいということで、まず、地区別の懇談会を8会場、市内の中学生、高校生23名によるヤングフォーラム、20名によるまちづくり有識者会議、13名の新成人との懇談会、一番大きなものとしては公募委員26名によるまちづくり市民会議を、昨年6月から今年の2月まで6回、開催しています」という答弁がありました。

次に、「パブリックコメント4名20件の内容を伺う」という質疑に対して、「そのほとんどが、基本構想というよりも基本計画になっていく内容でした。市民生活に必要な市道整備の支援項目、早期治療で重症化を防ぐための健康作りの発信、上水道の計画、児童・生徒のひきこもり等の対策などになります。これにつきましては今後、策定を進めていく基本計画の中で、参考意見とさせていただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「平成37年の人口、8万3千人から6万8千人について、科学的な検証はされているのか」という質疑に対して、「本市の平成37年における推計人口は、6万5千32人と予想されていますが、これを6万8千人としています。1つとしては、地方創生先行型事業の中で、転入者の増を考えています。定住移住者の方へのパンフレット、東京での定住移住者の方への相談、空き家バンクの活用をして、転入者の増は約1千人を予定しています。また、現在年間3千人ほど転出される方を2千800人として年間200人減らし、10年で2千人として、合計3千人と算出しています。これについては難しい点もありますが、婚姻率、出生率を上向きにしたいと考えていますので、婚活イベント、子育て支援環境作り、都市環境、道路環境の整備を進めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「どれだけ市民の皆さんの声に応え、住みやすい街づくりにしていくのか、どのように考えているのか」という質疑に対して、「八街市の置かれている現状からすると、子育て支援をどうにかしていかなければならないと感じています。これから進めていく基本計画の中では、市民の方々、議員の方々からの意見を十分取り入れて、基本計画を作成したいと考えています。また、地方創生の先行型の中では、子育て支援として、親子サロンを設置したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「第5節土地利用について、現行では、本市の顔にふさわしい秩序と賑わいのあるとなっていますが、改訂では、本市の顔にふさわしい賑わいのあるとなって、秩序が削除されました。この秩序は行政の姿勢を示すものではないか。削除した理由を伺う」という質疑に対して、「都市整備を進めていく上で、秩序に対しての指導が難しいということと、本市の顔にふさわしいという部分のふさわしいところで、秩序あると大きな捉え方で削除しました。一の街では、特性を活かした秩序ある土地利用としてあります」という答弁がありました。

た。

次に、「五の街の2、自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進では、施設の整備が削除された理由を伺う」という質疑に対して、「現在の財政状況がかなり悪化しています。基本構想ではなく、次期基本計画の中で、どういう形で施設の整備ができるのかを入れていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「公共核施設用地についてはどのように考えているのか」という質疑に対して、「核施設用地については、まちづくり市民会議などでさまざまな意見が出ています。現在の財政状況を勘案すると、ハード面の整備についてはかなり難しい状況です。これらを含めまして、今後10年間でどのような活用ができるのかを、総合計画の中で決定したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「一の街の3、移動を支える公共交通の充実について、現行では新たな交通施策を研究しますとありますが、改訂では、見直しを進めるとなっています。この間、地域交通についての勉強会やデマンドタクシーのテスト事業など、さまざまな取り組みをされています。ふれあいバスの運行体制の見直しの中には、新たな交通施策を含んでいるのか」という質疑に対して、「今後、始めようとしている公共交通の見直しについては、地域公共交通協議会の中で、デマンド交通も含めた形で、どのような形で進めていくべきかを検討していただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「八の街の3、窓口サービスの充実では、新たに社会保障番号制に基づいたワンストップサービス体制の構築となっていますが、ワンストップサービスについては行程表を念頭に置いての改訂になるのか」という質疑に対して、「窓口サービスの充実の中でのワンストップサービスは、現在の庁舎の構造上、1階フロアであれば、スペースの問題があります。また、最終的に第2庁舎の改築等ができなければ、全体のワンストップ化については難しいと考えています。現在は、市民の方がなるべく移動しないでもすむように、職員が少しでも動くような形で進めていますので、これらを含めて、次期基本計画の中で検討したいと考えています」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「反対の1点目は、八街市は2005年に2025年を目標年次とする基本構想を策定し、街づくりを進めるとしてきました。しかし、半分の道のりで、少子高齢化と人口減、生産年齢人口減に、見直しが迫られたわけですが、計画に最も必要な、この間の科学的な検証と教訓の引き出しがされておらず、一部文章を加えただけの、検証なき基本構想となっています。

2点目に、人口推計は、総合計画の全ての施策、街づくりに関わる重要な数値であると思います。市は、この間、過大な人口推計を立て、市民サービスを切り捨て、また借金と公共事業を最優先させる市政を進めています。これが、財政難の一因となっていることは明確であります。同じ轍を踏まない計画が求められていると思います。

3点目に、人口減少の抑制には、次世代を担う若年、子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境の整備、産業振興など、雇用の確保を進め、さらに市民一人ひとり

が心身ともに生涯にわたって安全・安心して健やかに暮らすことができる街づくりを推進するとしておりますが、この間、アンケート調査が実施されているにもかかわらず、市民の願いや暮らしに対し、必要な方向が導き出されておらず、市民目線の方針がもっと必要であると思います。

4点目には、基幹産業の農業をどのように発展させれば、雇用の創出、魅力ある街づくりで若者が定着できる街づくりができるのか、また地域経済の活性化を図ることができるのか、その方向が不十分なものとなっています。

5点目は、遅れている上水道の維持管理、あるいは道路整備、インフラの整備、また庁舎改修など、国の補助を増やして力を入れる、こういった取り組みが必要であると思います。あわせて地域の中小業者を興していく、こういった地域経済の活性化、将来的に財政の健全化を図っていく方向を目指すことが、今、必要であると思います。

以上、市民が生き生きと暮らせる保障や計画があつてこそ、市民との協働を発展させることができると思います。そうした基本構想が必要であるという立場から、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出では3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表繰越明許費の内、2款総務費第3表地方債補正についてです。

審査の過程において、委員から、歳入では、「臨時福祉給付金の支給実績を伺う」という質疑に対して、「給付金の支給対象者数は1万1千269人で、支給額は1億3千907万円となります。また、給付対象の可能性のある世帯として郵送したものが、1万1千853世帯です」という答弁がありました。

次に、「子育て世帯臨時特例給付金の実績を伺う」という質疑に対して、「当初予定では8千人を見込んで予算計上していましたが、給付は7千20人でした」という答弁がありました。

次に、「社会資本整備総合交付金榎戸分は、交付決定によって減額とのことですが、事業内容を伺う」という質疑に対して、「榎戸駅の事業費については、平成26年度においては、当初国庫補助要望額としては5千万円強ほどで、西口、東口の用地費が主な事業費になっています。最終的に国の内示額は2千982万円となり、この内訳としては、国庫補助対象事業費については4割の補助となっていますので、2千982万円から4割を割り返しますと、対象事業費は約7千500万円になります。西口、東口の用地買収がほぼ完了しており、その額が約8千500万円です。この用地費の単価については、不動産鑑定等により当初見込んでいた額より減額になりましたので、ほぼ、対象事業費としては、満額充当できた状況になっています」という答弁がありました。

次に、「青年就農給付金の減の理由を伺う」という質疑に対して、「平成26年度から新規に給付を開始した方が5名で、うち2名の方が後期からの給付となったことによります」

という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「応援寄附金によるまちづくり基金費は、必要経費は除かれているのか」という質疑に対して、「この178万円は、寄附金としていただいたものを全て基金として積み立てるために計上したものです。お礼の品等については別に計上しています」という答弁がありました。

次に、「市長選挙費の選挙公営費負担金の支出内訳を伺う」という質疑に対して、「選挙運動用自動車運転手報償で1万2千円、選挙運動用自動車燃料費で2千686円、選挙運動用ポスター印刷で17万1千342円、選挙運動用ビラ印刷で11万6千800円、選挙運動用自動車借上料で1万5千300円となります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第20号、平成27年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款予備費第2表債務負担行為、第3表地方債についてです。

審査の過程において、委員から、歳入では、「市民税は若干の増収を見込んでいます。市民の生活実態を見て、どのように判断したのか」という質疑に対して、「市民税では、全体的に若干の増としてありますが、内訳を見ると、個人市民税のうち所得割は、景気低迷の影響で995万9千円ほどの減額となっています。法人市民税については、前年と比較すると均等割は149万6千円の増、税割は1千262万6千円の増、これは消費税が5パーセントから8パーセントに税率が変わったことによる影響です。法人市民税は、法人税を課税標準としていますので、増加の傾向が見込まれます。しかし、駆け込み需要が終わると、その後は減額になると思います。したがって、今回の新年度予算については、個人市民税は減収、法人市民税は増収として、市民税全体では若干の増収として積算いたしました」という答弁がありました。

次に、「市立保育園負担金が増になっています。来年度は子ども・子育て支援による保育制度が始まりますが、保育料について、新たな保育制度が始まっても、全ての保育園、あるいは認可保育園等についても市の保育料と均衡バランスをとっていくとのことですが、保育料の各階層の見直しが必要ではないか」という質疑に対して、「新制度に向けて、担当課で見直してきましたが、今回は現行どおり進めることになっています。財政状況を勘案して、歳入を確保することもあり、このように計上しました」という答弁がありました。

次に、「土木使用料の市道の占用料については、路線価格で判断していくとのことですが、この内容を伺う」という質疑に対して、「道路占用使用料については、各自治体における条例等に基づき決定できますが、道路法施行令の改定により、千葉県においては5つの地区別に、固定資産等の評定価格に基づいた占用料が算定基準として示されています。これを基本に算定しますと、さらに現行よりも下がってしまいます。当市の財政状況を勘案して、見送る措置をとっているところです」という答弁がありました。

次に、「地方交付税は減になっています。人口減による影響額はどのくらいか」という質疑に対して、「普通交付税の算定においては国が0.8パーセント下げるということでしたので、それに基づいて算定したところで、前年対比で3億4千万円ほど減額になっています。算定にあたって人口、道路の距離、生徒数などが算定基礎となっていますが、人口については国勢調査の人口をもとに算定しているので、今回の交付税の減額には影響がないと考えています」という答弁がありました。

次に、「富士見団地、八街駅前の核施設用地などの土地の活用は大きな収入源にかえられるが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「行財政改革プランには、財産の有効活用がうたわれています。こちらは素案ですので、正式に庁議等に諮っていませんが、土地の活用については、行財政改革推進本部の中で、執行管理を今後していかなるを得ない問題であると考えています。公共核施設用地については、総合計画との整合性を図る観点も必要であることから、総合的に検討していく必要がありますので、今後、行財政改革推進本部で決定していかなければと考えています」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立支援事業負担金の内容を伺う」という質疑に対して、「平成27年度新規事業として、生活保護受給に至らない方々を自立支援するものです。負担金は、国が事業費の4分の3を負担するものです」という答弁がありました。

次に、「任意事業として、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業がありますが、なぜ、この事業を実施しないのか」という質疑に対して、「平成26年度においてモデル事業を実施しておりますが、一度に任意事業まで実施するには体制的に厳しいものがありますので、平成27年度のスタート時には必須事業のみを実施する方向になりました。また、子どもの学習支援事業等の任意事業につきましては、必要性に応じて考えていきたいと思えます」という答弁がありました。

次に、「低所得者介護保険料軽減負担金の内容を伺う」という質疑に対して、「平成27年度予算にかかる第1号保険者の軽減人数は、第1段階の保険者数で3千776人を見込んでおり、軽減額は1人当たり年額で3千200円になります」という答弁がありました。

次に、「多面的機能支払推進交付金と多面的機能支払交付金の内容を伺う」という質疑に対して、「鹿島川上流地区の地域資源保全会が行う、水田または河川の法面の草刈りや水路の泥上げなどの作業に対して交付されるものです。推進費については、これの事務費になります。平成26年から5年間の事業になります」という答弁がありました。

次に、「一般廃棄物回収による廃品売払収入の増の理由は」という質疑に対して、「平成26年度2月末現在までの伸び率と、昨年9月からの住所確認を行っている関係で事業系の登録が増えていることなどにより、増を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「県教育委員会権限委譲事務交付金の内容を伺う」という質疑に対して、「文化財保護法並びに千葉県文化財保護条例の規定による届け出が必要な埋蔵文化財包蔵地範囲内の土木工事等をする場合、届け出が必要になります。この事務に対する交付金で、1件当たり1千300円になります」という答弁がありました。

次に、「地域とともに歩む学校づくり推進支援事業費補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「各小学校の学校支援本部事業費の消耗品と教育活動推進員の報償を合わせた支援事業費に対して、県から3分の2補助されるものです」という答弁がありました。

第2表債務負担行為では、「小学校教育用コンピュータサーバー賃借の内容を伺う」という質疑に対して、「小・中学校の教育用コンピュータはビスタを使用しており、来年度でサーバー賃借の期限が満了となります。新しいものに更新するわけですが、コンピュータの寿命を考えて7年間とし、6校分の債務負担行為をするものです」という答弁がありました。

次に、「図書館システムの賃借は、どのようなものか伺う」という質疑に対して、「図書の貸出、返却に伴う蔵書管理及び利用者管理などに使用するもので、現在のシステムは、平成21年度から5年間の契約でしたが、平成26年度、27年度については、2年間延長しています。平成28年度からのシステムは更新するものです」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「県議会議員選挙と市議会議員選挙では、ポスター掲示場設置場所提供者謝礼の計上額の違いを伺う」という質疑に対して、「県議会選挙については、県の負担となるため、市議選より若干単価が上がっています。県議選は2千500円、市議選は2千200円となります。」

次に、「選挙啓発は、どのような活動がされているのか」という質疑に対して、「明るい選挙推進協議会委員は、現在25名で活動しています。常時啓発として、啓発ポスター、標語作品募集を、小学生以上を対象に募集しており、これの審査をしています。また、1月に開催した二州小学校での模擬選挙や、選挙啓発時には県下一斉啓発事業、広報車による市内循環啓発、八街駅周辺での啓発になります。その他、研修にも参加しています」という答弁がありました。

次に、「納税通知書等ブックイング業務の内容を伺う」という質疑に対して、「固定資産税の納税通知書を印刷して、これを製本する業務になります」という答弁がありました。

次に、「市税過誤納還付金及び返還金の算定根拠を伺う」という質疑に対して、「何件かを予測したものではありません。例えば今年度であれば1月末現在で約2千万円の還付金がありますので、例年当初予算はこの程度の額で組んであり、途中で特別な還付などが発生した場合は補正対応しています」という答弁がありました。

次に、「徴税費の口座振替業務の内容を伺う」という質疑に対して、「ちば銀コンピュータサービスに委託しているものです。基本的な料金としては、月額料金と従量料金として1件当たり6円、年間約3万8千500件を見込んでいます。委託内容は、市税等の口座振替に係るデータ、記録媒体等の作成や処理などの業務になります」という答弁がありました。

次に、「職員心理相談業務の増の理由を伺う」という質疑に対して、「労働安全衛生法の一部改正があり、従業員50人以上の事業者に対し、労働者の心理的な負担の程度を把握するために、ストレスチェックの実施が義務付けられたことによります」という答弁がありました。

次に、「顧問弁護士委託料は、どのようなことを想定しているのか」という質疑に対して、

「本市の顧問弁護士の顧問料としてのものになります。事案として、現在係争中の案件が2件あります」という答弁がありました。

次に、「行政不服審査法関連3法に関する支援業務の内容を伺う」という質疑に対して、「平成28年4月1日から行政不服審査法の一部改正があり、不服申立制度が改正されます。準備として条例、規則の整備、審理委員の設置等の検討が必要であり、専門的な内容になるので、これを業者に委託するものです」という答弁がありました。

次に、「市全体で臨時職員と正規職員の人数を伺う」という質疑に対して、「臨時職員は平成27年2月現在で233人、正規職員は平成27年4月の予定で、組合等への派遣は除いて543人です」という答弁がありました。

次に、「心理相談業務は外部に設置するのか。また、相談件数を伺う」という質疑に対して、「臨床心理士の方が、市に来ていただき相談業務を行っています。相談回数は、平成25年度は3回、平成26年度は1回で相談者は7名になります」という答弁がありました。

次に、「非核平和都市関係費が削除されている理由を伺う」という質疑に対して、「日本非核宣言自治体協議会に加入している団体が、県内で8市2町に限られています。活動の実態では、直接この自治体と関わりを持つての事業がありませんでしたので、事務事業の見直しの中で、平成27年度は脱退しようとするものです」という答弁がありました。

次に、「市ホームページのバックアップ体制の状況を伺う」という質疑に対して、「市職員がホームページの管理運営を実施しているところです。担当している職員を中心に、各課の協力を得ながら、ホームページの内容が正確かつわかりやすい形に努力していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「市長交際費は、30万円減の120万円を計上していますが、この交際費に対する考えを伺う」という質疑に対して、「現下の状況が大変厳しいことを踏まえて、支出基準の見直しを実施して、さらなる一層の削減に努めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「簡易専用水道維持管理業務の内容を伺う」という質疑に対して、「市役所庁舎の貯水槽の月1回の点検、清掃を行うものです」という答弁がありました。

次に、「公用車管理では、所有状況を伺う」という質疑に対して、「平成25年度末では、市で所有しているのが104台、リース27台となり、合計131台になります」という答弁がありました。

次に、「電子入札によって、従来の入札と比較してどのような点が改善されてきたのか。また、落札率はどのような変化があるのか」という質疑に対して、「事務量の改善がかなり図られて、職員の時間外等が減っています。入札する事業者も、今まで市役所に来て入札を行っていたものが、会社から入札できるので、会社の経費あるいは事務も簡素化が図られたと考えています。落札率は、平成25年度の一般競争入札46件の平均が86.9パーセントでした。平成26年度では、89.3パーセントとなり、2.4パーセント上がっています」という答弁がありました。

次に、「庁舎管理費では、電気料節減のために照明具のＬＥＤ化を進めていくとのことでしたが、進捗状況を伺う」という質疑に対して、「現在のところＬＥＤはありませんが、電気料の節電の観点では、特定規模電気事業者ＰＰＳを進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「カーブミラーの設置工事の発注は、どういう形で行っているのか」という質疑に対して、「工事そのものは、市内業者に発注することも考えられますが、この場合は単価が高目になってしまうので、カーブミラー専門の業者に発注しています」という答弁がありました。

次に、「カーブミラー設置の単価を伺う」という質疑に対して、「工事として発注した場合の単価は、８００ミリ１枚をポールに設置する場合で約８万円、電柱に橋架する場合で約６万３千円になります。鏡の単価は約２万円です」という答弁がありました。

次に、「高規格のカーブミラーの設置がもっと必要ではないか」という質疑に対して、「本市では、蓄熱式を少しずつ設置していますが、２千以上あるカーブミラーのうち１０基程度しか設置されていません。ここ数年、新設数は減少傾向にあり、必要な箇所の整備は整っていると考えていますので、今後、高規格のものに付け替えていくことは必要と考えています。蓄熱式以外でも、さびにくい製品なども採用していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「信号機の設置は、どのくらい要望があるのか」という質疑に対して、「県の公安委員会に対して要望しているところですが、これまでの分も含めて３０カ所程度になります」という答弁がありました。

次に、「現在の体制で定員管理を考えていくのは、かなり無理があるのではないかと。今後、全体的に定員管理を考えたとき、どのように考えているのか」という質疑に対して、「定員管理は、今後検討していかざるを得ない問題と考えています。窓口業務の一部業務委託も１つの選択肢と考えていますが、これについては、正確にここで進めていくという決定事項はありません。新年度早々、定員適正化という形の中で、組織の統廃合を含めて検討せざるを得ない問題ですので、行革推進本部の中で慎重に調査研究をしていきます」という答弁がありました。

次に、「マイナンバー制度導入にあたって、どのぐらいの経費が費やされるのか。また、市民周知はどのように行われているのか」という質疑に対して、「まだ確定していませんが、平成２６年度分は約３千４００万円、平成２７年度分は、中間サーバーの改修費を除くと、あと４千万円程度かかると見えています。国の情報がおくれており、当初予算に計上できませんでしたので、６月補正でお願いしたいと考えています。市民周知については、国からのポスターを公共施設に掲示しています。今後、広報にも掲載したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「バス運行対策費補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「路線バスの成東駅、八街駅間を運行している、ちばフラワーバス株式会社への補助金になります。走行距離が１

4. 13キロメートルについて、八街市と山武市で走行距離で按分しています。国庫補助を対象としていることを前提としており、八街市分として191万3千103円、山武市として709万7千613円を支出しています。ほかに県補助金、国補助金がそれぞれ152万9千円で、補助金として合計1千206万8千716円がフラワーバスに補助金として支払われています」という答弁がありました。

次に、「2市1町の八街市、山武市、酒々井町では、総武本線の促進について、どのような要望をしているのか」という質疑に対して、「八街市としては、複線化よりも市民要望が多い快速電車、普通電車の増便等について強く要望しています」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバス運行事業では、平成27年度は新たなふれあいバス、あるいは乗り合いタクシー等の併用の方向性を現実化していくとのことでしたが、今後どのような日程により現実化させていくのか」という質疑に対して、「平成27年度については、八街市地域公共交通協議会の中で、どのような形で進めていくのかを検討することになっています。ふれあいバスについては、平成17年にピークの14万7千人の乗車がありましたが、平成25年度は10万2千人と、かなり減っています。昨年の12月末現在ですと乗車数が前年度比約10パーセント増えていますが、いまだに乗車率が低い状況です。平成26年に地域公共交通協議会の中で勉強会を開催しているところで、デマンド交通の成功している例、失敗している例もいろいろありますので、自治体等へ視察をして、今後のあり方を検討したいと思っています」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「現在、消防団員は市外に勤めている方が多く、火災時、災害時に出動できない状況があります。OBの方は、消防自動車を運転するための中型の免許を所持しています。OBの復帰についてどのように考えているのか」という質疑に対して、「平成22年頃に団員の年齢制限を撤廃し、在勤の方でも消防団員になれるように改正を行い、消防団員の確保に努めてきたところですが、なかなか結果に結び付いていない状況です。国では、女性消防団員、機能別消防などを推進していますが、こちらも結果があらわれていない状況です。このような中、最近の状況を見ると、OBの方が再入団してくださる状況もあります。こうなると高齢化が進んでくるので、状況としては芳しくない実情となっています」という答弁がありました。

次に、「エリアメールサービスが始まるとのことですが、予算はどのようなになっているのか」という質疑に対して、「予算は必要ありません」という答弁がありました。

次に、「自主防災組織運営費の補助金は3団体に交付とのことですが、27年度の見込みを伺う」という質疑に対して、「平成26年度中に6団体の自主防災組織が設立され、早い順の3団体に平成27年度に補助金を交付することになりました。残りの3団体については、平成28年度に予算措置することになっています」という答弁がありました。

次に、「避難場所整備事業費の備蓄倉庫と防災用備蓄用備品の具体的な内容を伺う」という質疑に対して、「平成27年度は、二州第1保育園と朝陽小学校の2カ所を整備します。二州第1保育園については備蓄倉庫を設置し、備蓄すべき資材を整備することになります。

朝陽小学校には、防災用備蓄用備品を整備します。朝陽小学校は、校舎建て替え時に備蓄倉庫が整備されていますので、備蓄備品を入れるものです。備蓄するものは、非常食、毛布、水、間仕切り、簡易トイレ、発電機、投光器、カセットコンロなどになります」という答弁がありました。

次に、「福祉避難所については、一定の備蓄がされなければならないと考えています。福祉避難所について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「乳幼児向けとしてつくし園、高齢者向けとして老人福祉センターがありますが、障害者向けとしての施設は現在ありませんので、検討していく必要があると考えています」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「昨年４月の消費税の引き上げで、市民は耐えがたい負担増に悲鳴を上げています。政府は消費税率引き上げによる税収は、全額、社会保障の充実、安定化に充てると国民に説明しながら、実際は、医療では７０歳から７４歳の窓口負担を２割に引き上げ、介護では要支援の通所介護・訪問介護を介護保険から切り離す、年金の引き下げ、公的保育制度の解体等、社会保障の切り捨ての連続です。消費税増税は、所得の低い人に負担が重くのしかかり、格差と貧困をさらに広げ、購買力の低下、消費の落ち込みは地域経済の土台を壊し、地方財政も悪化させるという悪循環が始まっています。消費税増税ストップは市民の切実な願いです。国に、消費税増税をしなくとも、別の道での財政再建を求めるべきです。

アベノミクスによる経済対策は地方への恩恵は見られず、経済低迷のもとでの新年度予算編成となっています。市の新年度予算の一般財源は、市税１億円の減、地方交付税３億３千万円の減、臨時対策債１億９千万円減となり、前年度より６億２千３００万円もの大幅な減となっています。地方消費税交付金が３億１千万円の増収となったものの、職員の削減、給与の削減で穴埋めされるという、最悪の予算計上となっています。

地方交付税は地方自治体の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障するものですが、小泉政権下では、国の三位一体改革で３兆円もの地方交付税の削減に、多くの自治体が運営困難に陥っています。その上、安倍政権が進める地方創生では、自治体の頑張り具合に合わせて地方交付税の配分に傾斜をつけるなど、地方自治体の自主性や地域性を無視した配分となっており、法定率の引き上げを政府に求め、財政難を回避することが必要です。

また、歳出では、市長交際費のあり方が問われます。財政難としながらも、前年度よりわずか３０万円減の１２０万円を計上しています。平成２５年度決算で見ますと、八街市は１２３万円となっていますが、近隣の佐倉市は８５万円、富里市８６万円、印西市８９万円、四街道市９１万円、白井市は八街市の約半分の６３万円など、どこの自治体でも大幅な削減に努力をしています。本市は市税収県下ワーストグループでありながら、印旛郡市の中で最高の支出となってきました。財政難を克服していくためには、自らが一層の削減をし、職員・市民に対し、その姿勢を示すべきです。

次に、１０月からはマイナンバー制の導入が予定されています。政府は行政手続きが便利に

なると説明していますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報为国が握ることへの懸念、情報漏れの不安が広がっています。この制度導入により、国民一人ひとりの社会保障の利用状況や保険料・税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障費の抑制・削減を効率的に進めようとするものです。

内閣府の2月の世論調査で、制度の内容まで知っていた人は28.3パーセントにすぎません。実施まであと半年と迫っているにもかかわらず、認知度が広がらないのは、この制度が国民の切実な要求ではないということを浮き彫りにしています。一旦導入されれば、市民のプライバシーの侵害や個人情報不正利用被害など、危険にさらされるおそれや不安がつきまといまいます。国の強行実施に対し、廃止を求めていくべきです。

今年は戦後70年、八街市が非核都市宣言を行って30年が経過し、大きな節目の年となっています。こうした大きな節目の年を迎えているにもかかわらず、わずかに残してきた平和予算を打ち切っています。被爆の非人道性を訴え、核兵器のない世界の実現に向けて、被爆国としての役割を果たすために、非核都市宣言がされたものです。核が世界に存在する限り、非核都市宣言も続きます。平和予算の打ち切りは認められません。

以上の立場から、反対するものです。」

次のとおり、賛成討論がありました。

「八街市の平成27年度当初予算編成にあたっては、本市の厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算を編成することを方針としております。その上で、後年度の財政運営を考慮し、財政調整基金からの繰入金の上限を6億円以内とすることにより、将来に向けた財政規模の確保を図り、予算編成において収支の均衡を保つことが著しく困難と認められる場合は、予算編成に向けた経路を改めて示すとのことであります。

予算編成にあたっては、財源確保の面で、市税収入の向上を図るという大変大きな課題を抱えておりますが、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めており、市税の徴収率につきましては改善傾向にあります。固定資産評価替えの影響により、市税全体の予算では、前年度と比較し、約1億円の減となっております。また、地方交付税や地方消費税交付金などについては、国や県の情報を留意した上で予算計上をしているほか、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めております。

一方、歳出面では、さきの一般質問の答弁にありましたように、予算全般について節減、合理化に努めた上で、市民生活に必要なサービスを最大限に取り入れた予算編成が行われたところですが、予算編成方針とした財政調整基金からの繰入金額6億円以内を遵守するため、さらに、平成28年度以降の市政運営を見据え、職員や市長等特別職の人件費を削減したことは、非常に辛い決断だったと思います。

今後、人口減少並びに少子高齢化の影響による市税の減少、さらには社会保障関係経費の増加等が見込まれる中で、健全な財政運営を継続していくには、行財政改革をスピード感を

持って進めていかなければなりません、行財政改革は市民の皆様へのサービスを低下させることも事実です。いかに市民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくのか、難しいところではありますが、ここに、市役所、市民、そして市議会が一丸となって、この局面を乗り越えていく必要があると考えます。

今後も、北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革に取り組み、八街市が目指す将来都市像の実現をお願いして、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（湯浅祐徳君）**

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時19分）

**○議長（湯浅祐徳君）**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（湯浅祐徳君）**

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、林修三経済建設常任委員長。

**○林 修三君**

それではこれから、経済建設常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る3月9日、10日の2日間にわたり委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりではございますが、審査内容について要約し、審議順にご報告申し上げます。

まず、議案第13号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、都市公園において自動販売機を設置許可するにあたり、入札等の競争性を導入した場合に対応するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「入札を経て使用料を設定する場合、108円より低くなる場合があると認識していいのか。また、管理体制はどのようになるのか」という質疑に対して、「現在、八街駅北口に自動販売機を設置していますが、この分については3カ年で約50万円の契約になっています。このことを踏まえると、108円以内はあり得ないと思

っています。維持管理については、設置した方がすることになります。現在の予定箇所は、中央公園、みどり台第1、芝の牧場となりますが、地元の方と協議を進めながら決めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「この条例が制定された場合、どのくらい歳入が確保されるのか」という質疑に対して、「八街駅北口に倣うわけではないですが、これを参考に、予定価格を決めたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項6目及び2項、5款農林水産業費、7款土木費第2表繰越明許費の内5款農林水産業費、7款土木費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出4款では、「産業廃棄物不法投棄監視業務が減額ですが、監視業務は正常に実施されたのか」という質疑に対して、「週末などに多く不法投棄されることから、21カ所で夜間等に監視を行っているもので、実績もあり、報告書等はきちんと挙がっていますので、監視業務の内容に問題はないと考えています。減額は入札差金によるものです」という答弁がありました。

次に、「河川水質検査業務はしっかり行うことができたのか」という質疑に対して、「八街全域として、鹿島川水系が7カ所、高崎川水系が6カ所、作田川水系が2カ所、年2回ずつ調査したものです。調査結果の報告はまだありません」という答弁がありました。

次に、「地下水水質調査業務の結果など、内容を伺う」という質疑に対して、「北部地区の60カ所で、検査項目については前年度と同じ項目数を行っています。結果は毎年同じような状況で、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の基準を超えた井戸が、全体の35パーセントにあたる21カ所で検出されています」という答弁がありました。

次に、「自動車騒音常時監視業務の事業内容を伺う」という質疑に対して、「市内における自動車騒音の状況を、騒音規制法に基づき、評価支援システムを利用して常時監視業務をするものです。本来であれば、国・県道及び片側2車線以上の道路を調査するところですが、市道については該当するところがないことから、八街市内、国・県道の道路を対象として、24時間、年に1度調査するもので、15カ所を5カ年に分けて行います」という答弁がありました。

次に、「クリーンセンターの光熱水費の増額、維持修繕費の増額の内容と、今後はどのように考えているのか」という質疑に対して、「光熱水費については、1年をかけて節電を実施していますが、昨年度から燃料調整費の値上げがあり、月に90万円から100万円、調整されている影響と考えています。焼却炉維持修繕については、ボイラーに続く水管が漏水しているとのことで、至急、工事が必要となりました。今後としましては、契約電力については100キロワット下げて、年間200万円程度ですが、減額となる予定です。修繕については現物支給で、なるべく費用のかからない努力をしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出５款では、「経営体育成対策事業では、関係事業を締めきった後に相談等はなかったか」という質疑に対して、「雪害に関係する事業を締めきった後で、ハウスの再建等に関する相談は１、２件ありました。その方には、補助率が低くなってしまいますが、県単の補助事業を紹介しているところです。」

次に、歳出７款では、「榎戸駅整備事業は、事業の見直し、費用対効果、凍結も含めて、積極的に検討しながら実施しなければならないと思います。この事業について、全体的にはどのように考えているのか」という質疑に対して、「現在、規模の縮小についてはＪＲ千葉支社が詳細設計を実施しているところです。この中で八街市の負担分はまだ示されていませんが、現在の社会情勢の中で材料費、人件費等の高騰があり、事業費に影響してくるのではないかと聞いています。しかしながら、本市は財政状況が大変厳しいので、事業費における八街市の負担分については、橋上駅の機能を果たすべく、利便性を確保した上で、事業費の積算をお願いしています。極力安価になるよう、引き続きＪＲをお願いしているところです。事業の執行にあたって、国庫補助金の有効活用、満額交付決定、交付税措置のある起債や県の振興資金などの財源関係の活用を図り、極力、一般財源はなるべく充当しない方向で考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第１８号は、平成２６年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「公共下水道汚水整備事業では、実施予定だった上水道切り回し工事は繰り延べされたが、繰越明許や平成２７年度予算に計上が必要ではないか」という質疑に対して、「印旛土木事務所より、来年度と再来年度は五区地先から三区地先に抜けたバイパス工事を行うということなので、この工事中に污水管を埋設の方が経費が安く済むということと、施工後は掘削規制がかかるということで、バイパスへの埋設を優先し、佐倉道地先の工事を繰り延べしたことにより、この上水道切り回し工事も繰り延べすることにしました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第１９号は、平成２６年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「不納欠損処分の件数等を伺う」という質疑に対して、「平成２４年度分で、２３２件、１１６名分になります」という答弁がありました。

次に、「所得の低い方や障害者の方には、水道料金の減額措置が必要と考えるが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「滞納整理時に、状況に応じての支払計画を立てていただければ停栓しないなどの対応はしています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第２５号は、平成２７年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「給水件数の増の内訳を伺う」という質疑に対して、「平成２５年度の決算において、１５１戸の増と、微少ではありますが、全体として伸びているので、増加する見込みとしました。八街市には大口は非常に少ないので、基本的には一

般家庭の20ミリの給水が増えるの見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「石綿管更新工事の予定を伺う」という質疑に対して、「管の更新工事を4件、舗装復旧工事を1件予定しています」という答弁がありました。

次に、「給水収益が2.7パーセント減の理由を伺う」という質疑に対して、「給水戸数は増えますが、使用量は傾向として減少しています。家庭における節水型器具などの影響があると考えています」という答弁がありました。

次に、「減価償却の内容を伺う」という質疑に対して、「基本的には管路ですが、他に平成22年、23年、24年に第二系の施設を改修したものなどの償却になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第20号、平成27年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出4款では、「家庭用小型合併処理浄化槽設置事業の内容を伺う」という質疑に対して、「新築時による合併浄化槽への補助は、現在行っていません。現在、この補助金はくみ取りや単独浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換に対して補助するものです。平成27年度の予算要求は、5人槽が18基、6から7人槽が1基、8から10人槽が1基となっています」という答弁がありました。

次に、「単独浄化槽はどのぐらい残っているのか」という質疑に対して、「生し尿の戸数としては2千415戸と把握していますが、アパートや下水道区域内も含まれていますので、正確には把握していません」という答弁がありました。

次に、「狂犬病予防対策の状況を伺う」という質疑に対して、「平成27年1月末で、犬の登録件数は5千895頭で、予防接種済みは、まだ年度が終了していませんが、3千400頭強になります。10歳以上になると注射により死亡に至る場合もありますので、獣医の判断で行わない場合もあります。野良犬は、近年激減しているところでございます」という答弁がありました。

次に、「危険害虫駆除事業の内容と、有害動物の駆除の現状を伺う」という質疑に対して、「昨年度、クロスズメバチ、キイロスズメバチが多く発生したので、巣等の場所の所有者が不明であったり連絡がつかない場合、また早急駆除を行わなければならない場合に駆除するために、平成27年度新規事業として計上しました。また、有害動物のハクビシン等については、農政課と協力しながら駆除しているところです」という答弁がありました。

次に、「地下水水質調査業務の検査項目を少なくして支障はないのか」という質疑に対して、「検査項目が従来より減っていますが、内容としては井戸検査基本項目の11項目と、過去にこの検査で検出されているヒ素及びその他の化合物、鉄及びその他の化合物、カルシウム・マグネシウム等蒸発残留物、マンガン等の5項目を足して合計16項目に変更し、調査箇所60カ所は変更せずに、今後もモニタリングを続けたいと考えています」という答

弁がありました。

次に、「クリーンセンター周辺地区対策は、どのようなことを行っているのか」という質疑に対して、「神田、用草に補助金を支出しているもので、水質保全、水質検査等を両区で実施しています。そのほかには、草刈りやごみの収集などを行っていただいております」という答弁がありました。

次に、「ごみの減量化をもっと進めなければならないが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「現在リサイクル等を推進しているところですが、今後、生ごみの分別の強化並びにごみ処理機の利用などを、市民の方にPRしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「焼却処理施設管理業務では、炉の問題等について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「平成26年度の炉の稼働は、1炉稼働で121日、2炉稼働で130日となります。そのほかは、点検修繕などにより休炉しているときになります。炉を停止するのは無理なことなので、1炉稼働を増やして、ごみの量にもよりますが2炉の稼働を減らして、修繕等を減らしていきたいと考えています。管理業務の人数問題は、24時間稼働していますので、現在の人数が必要になります。予算的には、3年契約が5年契約でどのぐらいの削減になるかわかりませんが、検討課題としたいと思います」という答弁がありました。

次に、「ごみ収集処理事業の収集業務と再処理化業務の内容を伺う」という質疑に対して、「収集業務については、各市内のごみステーション等の収集業務になります。再処理化業務については、灰の処理、リサイクルの処理になり、前年度と比較して灰の処理を最低限度の処理費にして、平成26年度はペットボトルを容器包装リサイクル協会に搬出しましたが、この分の中間処理費がなくなりましたので、平成27年度は減となっています」という答弁がありました。

次に、「八街市のクリーンセンターは、スラグを作成できるのか」という質疑に対して、「スラグを作成することはできますが、再利用に使用できない状況です」という答弁がありました。

次に、歳出5款では、「農業委員会費は、昨年度と比較して減額されているが、大丈夫か」という質疑に対して、「当初、農地台帳システムを本年度から5年間リースで導入する計画でありましたが、国の財政事情等の理由により、本年度は当システムを単年度で導入したことにより、リース分が減となるものです」という答弁がありました。

次に、「農業後継者対策事業は850万円ほど増額となりました。後継者対策で平成27年度の方角としてどのようになるのか」という質疑に対して、「国が実施する青年就農給付金は現在14名に給付していますが、新たに平成27年度は5名が給付対象になります。市の単独で行っている親元就農支援金については、現在相談などはありませんが、新規に5名程度が対象になるのではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「産業まつり事業では、前年度より50万円削減されましたので、運営が厳しくな

るのではないか」という質疑に対して、「前日から学校の校庭に荷物を搬入している方がいますので、夜間警備や駐車場の警備を委託していましたが、来年度は駐車場の警備等については職員で対応することにより、50万円の削減を図ったものです。産業まつりの規模縮小は考えていません」という答弁がありました。

次に、「輝けちばの園芸産地整備支援事業費の削減理由を伺う」という質疑に対して、「平成26年度までは、市の上乗せを若干して、3分の1補助としていましたが、平成27年度は、市の上乗せを廃止し、県単分の4分の1の補助にしたことによります」という答弁がありました。

次に、「環境保全型農業直接支援対策を拡大することはないのか」という質疑に対して、「国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1として助成しています。この事業の対象者になるのは、有機栽培の取り組みをされている方になり、取り組みをされている方の数が伸びていないので、前年と同額としています」という答弁がありました。

次に、「園芸用廃プラスチック適正処理では、現在放射能の関係では、どのようになっているのか」という質疑に対して、「回収するときに放射線量を現在もはかつて、基準を超えているものはお持ち帰りいただき、洗浄等を行っていただいております。3.11以降の回収方法の方向性は変わっていません」という答弁がありました。

次に、「環境保全型土づくり対策事業では、何件の方が希望されているのか」という質疑に対して、「平成25年度の実績では、ライ麦186人、エン麦234人、小麦32人、ヘアーベッチ53人、シロカラシ61人となります」という答弁がありました。

次に「農業研究会の活動状況を伺う」という質疑に対して、「おとしに農協で選果機を更新した関係で、視察を行いました。ほかには、春ニンジンの試験ほ場、トマトの病気対策の試験ほ場の設置、産業まつりの協力などの事業を実施しています」という答弁がありました。

次に、「農業総務費の消耗品の内容を伺う」という質疑に対して、「市内外で開催されるイベント等に参加した際に、ニンジンジュースの提供などにかかる経費になります。平成26年度の実績では、フルーツ&キャロットジュース64ケース、スイカ40ケース、落花生のおおまさり16キログラム、葉ショウガ2ケース、落花生の詰め合わせ4箱になります」という答弁がありました。

次に、歳出6款では、「特産物販売促進の状況を伺う」という質疑に対して、「年間60数回、PR活動を行っています」という答弁がありました。

次に、「消費生活対策はどのように行われるのか」という質疑に対して、「八街市消費生活センターを中心に活動しているところです。平成26年度においては、高齢者を中心とした講演会の実施、また周知啓発物資の新聞折り込みを3回に増やすなど、対策に努めているところです。現在は、週の2日間を2人体制で相談業務を行っていますが、平成27年度は週の4日間を2人体制にして対応していきます」という答弁がありました。

次に、「観光農業推進費のちばプロモーション協議会負担金の事業内容を伺う」という質

疑に対して、「ちばプロモーション協議会は、県全体を取りまとめている組織で、県と各市町村の負担金により運営しています。協議会が関わっているアクアラインマラソンや千葉の特産物の展示会などの事業に、市が積極的に関わるために負担金を支出しています」という答弁がありました。

次に、「商店街空き店舗活用事業では、ぎゃらりー悠々の活用状況を伺う」という質疑に対して、「主に行っているのは、ボックスショップで自分で作成したものを自由に展示し、販売するものです。また、年に数回、児童・生徒の作品展示などを行っています」という答弁がありました。

次に、歳出7款では、「土木費にかかる光熱水費の削減のため、電灯などをLED化する計画はないのか」という質疑に対して、「道路照明等は55基あり、現在は水銀灯、ナトリウム灯を使用していますが、寿命がきたときにLED化していきたいと考えています。公園については水銀灯を使用していますが、国から水銀灯の廃止という方向が示されているので、執行残の中で、少しずつLED化または水銀の入っていないものに交換する予定となっています。市営住宅の電気料については、交進団地の家庭用雑排水の共同処理施設になります。共同で使用している街灯の電気料については、自治会などで支払いを行っている状況ですが、住民の皆様の負担軽減のために、徐々に解決できるように努力したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「道路整備では、前に比べて壊れにくい整備がされているように思うが、どのようなことを行っているのか」という質疑に対して、「市道1級・2級の交通量の多い路線については、今まで表層だけを修繕していましたが、現在は補助金を活用し、路盤から改良して強度を高めて舗装しています」という答弁がありました。

次に、「国道409号道路整備促進期成同盟負担金の事業内容を伺う」という質疑に対して、「千葉県内の8市3町で構成されており、毎年度、要望活動を実施しています。平成26年度においては、八街市の住野十字路を含めた4カ所の道路整備について要望しています」という答弁がありました。

次に、「道路管理費の道路側溝清掃、道路維持管理、調整池等維持管理の委託先等はどのようなになっているのか。また、市民からの要望にはどのように対応するのか」という質疑に対して、「市内業者に委託しています。委託場所以外に、市民から要望があった箇所については、現地を確認し、職員でできるものは職員で行っています」という答弁がありました。

次に、「道路整備では、不良箇所がどのくらい市民から寄せられているのか。また、その後はどのような対応しているのか」という質疑に対して、「地区からの要望は、平成25年度が244件、平成26年度が今現在193件となっています。要望に対し、回答を求められているものには、文書で回答しています」という答弁がありました。

次に、「流末排水施設整備工事の内容を伺う」という質疑に対して、「地域は文違地区で、石国工業付近の流末排水整備を行うものです。現在、民地内にヒューム管600ミリが埋設されていますが、これを市道に敷設替えするものです。延長は50メートル、構造物は自由

勾配側溝で幅１千ミリメートル、深さ９００ないし１千２００ミリメートルの側溝を敷設するものです」という答弁がありました。

次に、「住宅リフォーム補助事業の現状を伺う」という質疑に対して、「県の地域住宅等整備計画が見直しで１年間延長したので、本市も前年度と同額ですが、１年間延長することにしました。この事業は経済効果等がありますので、できる限り継続できるよう、県に要望してまいりたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「自転車駐車場の利用率と、防犯カメラの設置について伺う」という質疑に対して、「南口の第１駐輪場が特に稼働率が低い状況ですので、清掃業務等をお願いしているシルバー人材センターに登録の申請書等をお渡しして、市民の方から問い合わせがあった場合には、第１駐輪場がすいていることをお知らせしていただいています。今後も看板等を設置し、防犯上、カメラを設置している駐輪場の方が安全なことを市民の方にお知らせして、有料駐輪場に駐車していただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「公園管理については、地域で守っていくことも必要ではないか」という質疑に対して、「平成２６年度はサポーター制度を始めましたので、地元の方等をお願いして行っていく方向も進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「４款衛生費では、クリーンセンター処分場管理運営費は毎年５億円を越える予算であり、また、焼却炉維持管理費も５千万円が注ぎ込まれている現状です。管理運営の見直し、徹底したごみの減量化を真剣に考えるべきであります。

５款農林水産業費は前年度対比４．６パーセント減、商工費は５．９パーセント減であり、市の基幹産業である農業・商業は年々減少し、衰退を後押しする予算となっています。単に歳出をカットし、財政収支の帳尻を合わせるだけでは、財政の好転はしないと思います。基幹産業の農業をいかに取り入れ、市内経済循環型を作り上げていくことが、地域経済活性化につながることはないでしょうか。７款土木費でも、側溝・歩道の整備が遅々として進まず、道路整備も急ぐ必要があります。

このことを要望して、反対討論とします。」

賛成討論が、次のようにありました。

「八街市の平成２７年度当初予算は、現下の行政環境と、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算とのことであり、限られた財源で最大の効果を上げることができるよう、行財政運営を推進するため、事務事業全般にわたり見直しを行ったことが見受けられます。

そのような中でも、便利で快適な街づくりを推進するため、道路排水施設整備事業の充実や榎戸駅整備事業が計上され、住環境の整備が推進されます。また、ごみの減量化に向けたリサイクル事業への取り組みや、家庭用小型合併処理浄化槽の設置に対する助成、住宅リフォーム補助事業が継続して実施されることにより、豊かな自然を保護する取り組みも推進されます。さらに、本市の主要産業と位置付けられる農業の活性化に向けて、農業後継者対策

事業の充実や、園芸産地の生産性向上に向けた農業用機械等の導入への助成も継続されることとなります。商工業の振興では、さらなる賑わいの創出に向けて、八街商工会議所との連携により、ふれあい夏まつりの助成や、商店街振興事業を引き続き展開することにより、活気にあふれ、賑わいのある街づくりが推進されます。

以上、平成27年度予算では、厳しい財政状況の中にあっても、生活環境の整備や市の活性化に向けた取り組みが反映されたものとなっております。今後も、北村市長の強力な指導力のもと、八街市の将来像の実現に向けた取り組みに期待するとともに、財源確保に向けたさらなる取り組みをお願いし、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第24号は、平成27年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「下水道受益者負担金の収納率はどのぐらいか」という質疑に対して、「現年度分は調定額の94パーセント、滞納分は調定額の2パーセントを見込んで計上してあります」という答弁がありました。

次に、「生活保護者の減免措置はあるのか」という質疑に対して、「生活保護については、社会福祉課から通知があり、下水道条例に基づいて減免措置を行っています」という答弁がありました。

次に、「下水道汚水維持管理費の委託料、公共下水道維持管理業務、汚水適正処理構想策定業務、業務継続計画策定業務の事業内容を伺う」という質疑に対して、「公共下水道維持管理業務は、みどり台、大清水、長谷などに設置されているマンホールポンプ8カ所に係る維持管理業務です。汚水適正処理構想策定業務は、概ね10年に1回、下水のあり方として、今後は公共下水道あるいは合併浄化槽を進めるのか、費用対効果等を勘案して、今後の10年の色分けをする業務になります。業務継続計画策定業務は、本市の下水道施設がレベル2程度の震災に対応できるか、検査するものです」という答弁がありました。

次に、「大池調整池維持管理の内容を伺う」という質疑に対して、「現在は、草刈り等を委託により年3回行っています。管理用地等は、職員で草刈り等を行っています」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「下水道事業特別会計は前年対比マイナス4億5千740万3千円、30.2パーセント減しながら、予算総額を10億5千598万9千円とし、主要事業として大池第三雨水幹線事業と雨水枝線整備工事を実施しようとしています。

この間、進めてきた大規模事業は、市財政をゆがめて財政悪化をもたらすと指摘してきました。このために、27年度予算は職員の大きな削減、給与の大幅削減、市民サービスのカットの上で成り立っているものです。市の予算編成の基本的な考え方でも、必要性・効率性の観点から不断の見直しを行うとともに、事務事業の縮小・廃止も視野に入れた歳出削減に努めるとしているわけであります。きっぱりと見直し・凍結をすべき事業であると思います。

よって、反対するものです。」

賛成討論が、次のようにありました。

「この予算は、歳入については、厳しい経済状況の中、国庫補助金等を最大限に活用しながら自主財源の確保に努め、一般会計からの歳入が必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に、適正かつ厳格に予算計上されております。

また、市街地における冠水を早期に解消し、市民生活の改善を図るため、大池雨水第三幹線整備事業や、一区39号線、東小学校付近の冠水を解消するため、雨水枝線整備工事を計上しており、汚水事業につきましては、八街バイパス関連事業が実施されることにより、汚水枝線整備工事を計上するなど、限られた財源を有効に活用しております。

以上のことから、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石井孝昭文教福祉常任委員長。

○石井孝昭君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました案件20件につきまして、去る3月11日、12日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、審議順ごとにご報告申し上げます。

議案第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

これは、平成２７年４月１日から施行される、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長が教育委員長と一本化した新教育長となることに伴い、関係条例について、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「この条例により、教育長は一般の方、市の職員、大学の先生などの任命もあるのか」という質疑に対して、「新教育長は、あくまでも市長が議会の同意を得て任命することになります」という答弁がありました。

次に、「今後、教育長と教育委員会のどちらに権限があるのか。また、教育委員会の独立性は保たれるのか」という質疑に対して、「事務の執行については教育長ですが、最終的な決定については教育委員会になり、これからも教育委員会の独立性は保たれます」という答弁がありました。

次に、「総合教育会議を開催するための言及がないが、どのようになっているのか」という質疑に対して、「新制度の改正の中に、総合教育会議を開催することと、教育政策の大綱を定めることは、改正の法律の中で定められていますので、新年度早々に準備を進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「教育委員会は、戦後、住民自治組織としてスタートし、住民代表の教育委員からなる教育委員会が最高意思決定機関であり、教育行政を指揮監督する建前でした。しかし、現実には教育委員会の審議は、事務局が提出する議案を意見なしで追認するだけという形骸化が進んで、保護者からの批判が起きていました。

特に２０１１年の大津市のいじめ自殺の隠蔽は、強い国民的批判が起きました。安倍政権は、これを機会に教育委員会そのものを廃止しようとしたましたが、廃止案に保守層を含めて広範な人々が反対した結果、制度を残した上で市長の関与を強める改悪法案が成立しました。

法改正について国は、２０１４年７月に通知を出しました。その内容は、法改正後においても教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は教育長及び委員による会議において出席者の多数決によって決するものであり、委員の役割が引き続き重要であると述べています。先ほどの答弁においても教育委員会の役割を重視するということでしたので、ぜひお願いするものです。

このように、教育委員会を従来のように形骸化させず、住民の悩みや要求を取り上げて活動する住民自治の機関として改革、活性化させる必要があります。教育委員会の独立性、自主性を奪う狙いが込められている新教育長、大綱、総合教育会議などの法律の新たな改悪部分が悪い働きをしないように規制が必要ですが、議案第２号には、それらへの言及がありません。これでは教育は地方自治で行うという憲法の立場から、子どもの豊かな成長を願う広範な住民の願いに応えることができません。

以上の理由から、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第３号は、八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、児童福祉法の改正に伴い、保育を必要とする事由が法令に定められたため、保育の実施の基準を条例で定める必要がなくなったことから、当該条例を廃止するものです。

審査の過程において、委員から、「条例を廃止することは、保育の実施に関する根拠を削除することになるので、市の保育実施責任についてどのように考えているのか」という質疑に対して、「児童福祉法、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由で、保育が必要な児童について保育を実施することと明言されています。これをそのまま引き継いで、市町村の責務として、これからも保育の実施に努めていきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「安倍政権は子ども・子育て支援制度によって、保育の市場化を推し進めようとしていますが、公的な責任のもとでこそ、全ての子どもの健全な育成が図られます。児童福祉法第24条第1項によって、市町村には保育責任を実施する責任が残されました。したがって、八街市保育の実施に関する条例を廃止する必要はないと思います。

以上の理由により、反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、児童福祉法の改正に伴い、保育所の設置目的が、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設から、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設に改められたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「今後は、保護者は市に対して支給認定の申請をして、給付資格や保育必要量の認定を受けて、その認定書を持って市に申し込むということか」という質疑に対して、「保育入所については、保育入所の申し込みしていただき、決定をしたときに認定するものです。また、保育を必要とするというところで、支援法の中では、入所しやすくすることを目指している法律となっています」という答弁がありました。

次に、「現在は、公立保育所また私立保育所の保育料も市で決定していますが、今後はどのようなになるのか」という質疑に対して、「法律で定められていますので、今後も市で保育料を決定します」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「市保育所設置条例第1条で、現在は保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育するとしておりますが、今後は保護者が申し込んで支給認定を受け、そして決定されると伺っております。国による強引な子ども・子育て支援法の導入に対し、保護者たちの粘り強い運動で、児童福祉法第24条第1項に市町村の保育実施義務を残しています。この立場に立った保育が追求されるべきです。

以上の立場から、反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定についてです。

これは、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、子どものための特定教育・保育施設の利用者負担の額を定めるための条例を制定するものです。

審査の過程において、委員から、「利用者負担額は市が責任をもって、住民のためにそれぞれの状況に合った決定をしていく必要があるのではないか」という質疑に対して、「国の保育単価の基準を超えることなく、市で制定することになっていますので、財政状況を鑑みて決定していくことになります」という答弁がありました。

次に、「利用者負担額の減免については、具体的に要綱に記載することが必要ではないか」という質疑に対して、「近隣の市町村の要綱等を参考にし、本市の状況を鑑みて制定します」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「教育・保育の利用者負担額について、保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めるとしています。その視点から、保育料の段階を細分化し、払いやすい利用料にすべきです。

また、利用者負担額の減免について、第3条のその他の理由について、失業や疾病、非課税世帯、低所得世帯など、具体的な内容を盛り込んで使いやすくした減免要綱を早急に作るよう求め、反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象として、小学校に就学している概ね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童に対象児童が拡大されたことによる入所希望児童の増加に対応するため、定員を増やすほか、川上小学校内に新規児童クラブを開設することについて、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「八街東児童クラブは定員50人のところ、57人の入所希望者がいるとのことですが、定員オーバーは、今後どのように対応するのか」という質疑に対して、「学校の余裕教室を利用して児童クラブを開設する方向で、協議を進めているところです」という答弁がありました。

次に、「児童クラブの保育料の滞納はどのくらいあるのか」という質疑に対して、「前年度では、10人未満でした」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、長寿祝金事業の対象者を満100歳に達する者に限定し、その支給について、八街市百歳高齢者に対する祝金支給規則を創設するため、当該条例を廃止するものです。

審査の過程において、委員から、「高齢者福祉計画策定審議会で長寿祝金について、どの

ような意見があったのか」という質疑に対して、「策定審議会は3回開催しましたが、意見はありませんでした」という答弁がありました。

次に、「市民の皆さんに問題提起していく方向で取り組むことはできないか」という質疑に対して、「廃止に伴う協議は、平成25年度に実施された外部評価において、支給回数及び支給金額の減を行い、事業の縮小が適当と思われると評価をいただいています。市の対応方針としては実施方法の見直しを検討していくとしており、課内で検討してまいりました。平成27年度予算の編成にあたり、本市財政が非常に逼迫していることから、部内及び財政担当課との協議、また市長を交えての協議を重ねた結果、この制度を廃止し、新たな記念事業として、100歳高齢者に対する祝金支給規則を制定し、敬老の意を表し、長寿を祝おうという協議結果を得て、今回条例を廃止するものです」という答弁がありました。

次に、「100歳高齢者に対する祝金支給は、100歳になる方なのか、100歳以上なのか」という質疑に対して、「満100歳になる方に支給するものです」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「年金引き下げ、消費税増税、物価高などにより、生活が大変厳しくなっている中、高齢者が楽しみにしている長寿祝金を廃止すべきではありません。平成25年度は満80歳、88歳、99歳、100歳の方々634人に総額857万円。平成26年度は673人に総額917万円を支給しました。新年度は100歳の方々だけに、1人5万円、176万円を予算計上しています。しかし、100歳まで生きられる人はわずかです。

厳しい財政のもと、長年社会に貢献された高齢者の方々に、支給額を3千円または5千円などに引き下げざるを得ないとしても、感謝の気持ちを込めて、祝金を存続するよう求めます。全員に3千円支給の場合、900人であっても270万円です。検討していただくよう求め、反対討論といたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、第6期八街市高齢者福祉計画の策定に伴う保険料の改定並びに低所得者に対する軽減及び介護予防、日常生活支援総合事業の実施の猶予に関する経過措置等を加えるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「保険料の段階を8段階から10段階に増やしたが、各段階で保険料は値上がりしています。平成25年度の決算では、保険料の収納率は0.47パーセント下がって88.78パーセントとなっています。年金が下がり、物価が上がるなど、暮らしを圧迫する中で、介護保険料を引き上げたら、さらに収納率が減るのではないか」という質疑に対して、「平成26年度の介護保険料の収納状況は、2月末で現年度分の普通徴収の収納率が70.49パーセント、前年の同時期と比較して3.39パーセントの増で、現年度分全体においても94.82パーセントであり、前年同時期と比較して0.72パーセントの増となっています。過年度分を加えた全体の収納率においても、87.81

パーセントであり、前年同時期より0.56パーセントの増となっています」という答弁がありました。

次に、「引き上げ率の平均を伺う」という質疑に対して、「基準月額で比較すると、第5期計画が4千400円。今回の第6期計画が5千270円ですので、額で870円、率にすると19.77パーセントの増となります。年額で所得の低い第1段階を比較すると、第5期では2万6千400円でしたが、第6期では国の軽減強化があり、2万8千400円になりますので、額で年額2千円、率では7.58パーセント増となります」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「平成25年度の介護保険料の収納率は、前年度と比較すると0.47パーセント減って88.78パーセントです。暮らしが圧迫される中、年金支給額は引き下げ、消費税5パーセントから8パーセントへの引き上げ、さらに物価高が暮らしを襲っている中、介護保険料が高過ぎる、サービスを受けないから払いたくないなど、今でも高過ぎる保険料に悲鳴が上がっています。ところが議案第8号は、保険料の段階を8段階から10段階に細分化したものの、各段階で引き上げです。基準額は年間6万3千200円、月額5千270円で、第5期の保険料と比較すると870円の引き上げです。これではますます保険料を払いきれません。

国に対し財源増額を求め、保険料の引き上げをすべきではありません。あわせて、低所得者への保険料軽減措置を求め、反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、指定地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準が平成27年1月16日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「全体的に看護師不足がありますが、看護師の確保はされていくのか」という質疑に対して、「人員基準の中に看護師が必要となっています。旧複合型サービスでは、常勤換算で2.5人以上、小規模多機能においても看護師の必要性はうたわれております。市でも必要に応じて指導監査等を行い、人員基準も必ず確認しているところだ」という答弁がありました。

次に、「施設の従業員は、正規で働ける状況にあるのか」という質疑に対して、「職員の基準は、全員の方が常勤専従でなくても構わない基準になっていますが、施設でもなるべくパートから正規の職員へ、処遇を改善していく努力をしていると聞いています。市としても、適切な指導助言を行っていきたいと考えています」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「政府は新年度予算で、介護事業所への報酬を2.27パーセント引き下げることを決めました。今でさえ人手不足や経営で苦しんでいるデイサービス施設などは、さらに厳しい状況に追い込まれます。第9号において、事故発生時の対応についてうたっていますが、十分

な職員数の配置がされなければ事故が起きやすくなります。十分な人員配置が必要です。

また、第85条第1項において、定員増についてうたっていますが、十分な人員配置、また正規職員の配置をしていくためにも、国の介護保険制度への補助を大幅に増やしていただくよう、要望して、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、指定地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成27年1月16日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「議案第9号と同じような内容で、介護予防の法の改正ということですが、十分な対応をするためにも、国が補助金を支出して、十分な人員配置、そして正規職員にすることが必要と思います。国に介護保険制度への補助金を増やしていただくよう、要望していただきたいと思います」という意見がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「介護予防サービス施設の定員を増やそうとする条例ですが、利用者の安全などを確保するためにも十分な人員配置、職員待遇の改善が必要であり、国に介護保険制度への補助金増額を求め、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、指定介護予防支援等に係る人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が平成27年1月16日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「市内の指定介護予防事業所数とサービスを受けている人数を伺う」という質疑に対して、「市内に概ね30事業所あります。今後は、状況等を聴取する機会を設けなければなりません、現在は、報告書を提出していただいている形になります。予防の方では、平成26年度の実績で、介護予防訪問介護は100人、介護予防訪問入浴介護は0人、介護予防訪問リハビリテーションは7人、介護予防通所介護が78人となります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、被保険者の税負担の公平性の維持及び中間所得層の負担の軽減を図ることから、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額を引き上げるため、所要の改正をするものです。

審査の過程において、委員から、「限度額が2万円引き上がるということですが、それぞれ、どのぐらい増えるのか伺う」という質疑に対して、「後期高齢者支援金分については、74世帯減となって、調定額が412万2千600円の増となります。介護納付金については、14世帯減となって、調定額が105万1000円の増となります。あわせて517万2千7000円の調定増となる見込みです」という答弁がありました。

次に、「平成24年4月にも引き上げを行っていますが、収納率はどのようになったのか」という質疑に対して、「平成23年度の収納率は、現年度分で84.0パーセント、24年度が84.1パーセント、25年度が84.0パーセントです」という答弁がありました。

次のように、反対討論がありました。

「平成24年4月に国保の限度額を4万円引き上げ、もう払いきれないと悲鳴が上がる中、平成25年度の保険税の現年度課税分は前年度0.03ポイント下がり84.03パーセントでした。全体では1.99ポイント下がり49.86パーセントと、国保税の収納率は下がっています。このような中で、新年度に後期高齢者支援金分を2万円引き上げて16万円に、介護納付金分を2万円引き上げ14万円にし、総額517万円、市民に負担を被せます。

消費税増税、物価が高騰する一方、年金引き下げなどで収入が減っているもとで国保税を引き上げれば、さらに、払いたくても払えなくなります。国保税を払ったら病院に行くお金がないということにもなりかねません。市民の命と暮らしを守るという自治体本来の役割を果たすためにも、徴収強化、また国保税の引き上げは断固認められません。

国が減らした国民健康保険の補助金をもとに戻すように、さらに強く国に要求することを求めて、反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第31号は、八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、子ども・子育て支援法の施行に伴い、公立3園が施設型給付を受ける特定教育・保育施設となり、現在の保育料を世帯の所得に応じた応能負担とし、利用者負担額として別に定めることとなり、時間外における保育の利用料を定める必要があるため、改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「保育料が今後、世帯の所得に応じた応能負担になるとのことですが、現在の保育料と比較するとどのようになるのか。また、この措置はどのぐらい続くのか」という質疑に対して、「金額的には、これまでと全く同じになります。これまで、全ての世帯において月額6千円を最初に徴収して、年度末、所得に応じてお返ししていましたが、今後は最初から応能負担として、生活保護者の方、片親の方は0円、市町村民税非課税世帯については3千円になります。5年間の経過措置があり、この間の料金等については今後の検討課題とします」という答弁がありました。

次に、「保育料の徴収方法を伺う。また、未納の場合はどのような扱いになるのか」とい

う質疑に対して、「銀行口座引き落としになります。前年度1件、未納がありましたが、現在は納入されています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、平成26度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出4款では、「子ども医療費助成事業では、進んだ制度に対して国のペナルティーはどのような状況か」という質疑に対して、「国保での国の補助金の影響額は、療養給付費負担金の減額として768万7千715円になりますが、全額、県の特別調整交付金で補填されています。国の普通調整交付金でも減額になっていますが、算定が困難で算出されていません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号は、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第16号は、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第17号は、平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「介護サービス等諸費の内容を伺う」という質疑に対して、「当初見込みより若干、給付費の不足が見込まれるので補正するものですが、今回特に増えたものは、通所介護が10.13パーセント、福祉用具貸与が6.6パーセント、介護老人福祉施設が8.25パーセント、介護老人保健施設19.53パーセントになります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第20号、平成27年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出2款では、「マイナンバー制度の準備について、どの程度進んでいるのか」という質疑に対して、「市民の方々への通知カードの送付は平成27年10月から始まりますので、現在のところ、市民課では事務的な準備は進めておりません」という答弁がありました。

歳出3款では、「生活困窮者自立支援事業費では、住宅支給について条件が悪くなったのではないか」という質疑に対して、「本年度まで実施している住宅給付関係は、困窮者支援法に組み込まれただけで、内容の変更はありません」という答弁がありました。

次に、「総合保健福祉センター内にある『どんぐり』について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「市の財政状況が厳しいので、運営面について今後協議をし、応分の負担を求めていると考えています」という答弁がありました。

次に、「生活保護費の受給状況について伺う」という質疑に対して、「2月末では、保護世帯数が671世帯、保護人数が929人です。保護人数は、平成24年度960人、25年度934人と、少しずつ減っていますが、この人数、世帯は続くと考えています」という答弁がありました。

次に、「老人憩いの家管理運営費では、南部老人憩いの家には臨時職員がいるので、効率を考えて、証明書などを発行できるようにした方がいいのではないか」という質疑に対して、「南部老人憩いの家で事務をとり行うとなると、初期投資等の問題と、パートだけで行える業務なのか等を考えないといけないので、現時点では当面、山田台郵便局に委託して、証明書を発行していただきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費の臨時職員が、3名から1名に減った理由を伺う」という質疑に対して、「平成27年4月1日から生活困窮者自立支援事業が始まりますので、この中で就労支援と一体的に事業を進めた方がより効果的になるということで、2名の方が困窮に移った関係で、1名になります」という答弁がありました。

次に、「社会福祉協議会活動促進費が、前年度と比較すると、かなり減額になっている理由を伺う」という質疑に対して、「社会福祉協議会において、市の財政状況等を考慮していただき、社会福祉振興基金の取り崩しなどによるものです」という答弁がありました。

次に、「戦没者追悼式の参加人数を伺う」という質疑に対して、「隔年で実施しているところで、遺族関係者で180人から200人になります」という答弁がありました。

次に、「障害者自立支援給付事業では、ショートステイは足りているのか」という質疑に対して、「市内には短期入所できる施設が少ないため、近隣の施設も含め、短期入所の申し出に対応しています」という答弁がありました。

次に、「在宅障害者福祉費では、グループホームは計画的に増やしていく必要があるのではないか」という質疑に対して、「平成27年度は、新たにグループホームの開設が予定されております。市においても、地域における自立の支援、福祉の増進を図る観点から、グループホームの設置について促進してまいりたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「障害福祉費は年々増加していますが、主な理由を伺う」という質疑に対して、「障害者手帳所持者の方が年々増加しており、それに伴い、サービスの利用が増加しています。また、新施設を見込んで増額となっています」という答弁がありました。

次に、「重度心身障害者医療費の手数料の内容を伺う」という質疑に対して、「医療費自己負担分の現物給付化に伴う、医療費助成審査支払手数料であります」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉タクシー利用助成の対象者を伺う」という質疑に対して、「障害者福祉タクシーの助成対象者は、身体障害者手帳1級、2級所持者、療育手帳はA関係で、精神障害者保健福祉手帳は1級であり、重度の手帳所持者の方を対象としています」という答弁がありました。

次に、「敬老会事業委託料の内容を伺う」という質疑に対して、「社会福祉協議会に委託

しているもので、市内9地区において敬老会を開催する委託料になります。内容は、人件費、通信運搬費、事務費、役務費となっています」という答弁がありました。

次に、「人口減の対策の中で、保育園待機児童の解消も重要なことと考えます。現在の待機児童数を伺う。また、定員増はできないのか」という質疑に対して、「2月1日現在で、70名の待機者があります。このうち、県報告では38名です。小規模保育参入があれば、受け入れていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「子育て支援センターが、今度、総合保健福祉センター内に常設の予定とのことですが、遊具等の予算はどのようになっているのか」という質疑に対して、「国の少子化対策交付金に採択されれば、これを活用して購入する経費は計上しています」という答弁がありました。

次に、「各保育園の賄い材料は、地産地消ということで、どのような形で納入されているのか」という質疑に対して、「各園で地元の商店に頼んでいます。地場野菜については、市内の商店でも八街産だけを取り扱っているわけではありませんが、できる限り地場産の品物を使用するよう努力しています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「インフルエンザの予防接種費用の助成を子どもにもできないか」という質疑に対して、「現在65歳以上の方を対象としています。現在の財政状況を鑑みると、子どもを対象とすることは難しいと考えます」という答弁がありました。

次に、「子ども医療費助成事業では、自己負担金を200円から300円に引き上げることになっておりますが、どのぐらい市民負担が増えるのか」という質疑に対して、「年間860万円程度と見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「未熟児養育医療事業は前年度より増額となっているが、未熟児は増えているのか」という質疑に対して、「平成25年度に県から委譲された事業なので、平成25年度の見込額は平成24年度の県の実績を参考にしたものでした。平成25年度に市で事業を実施したところ、状況が把握できましたので、これを考慮して予算計上したところです。今年度、未熟児養育医療事業対象者数は増えています」という答弁がありました。

次に、歳出9款では、「このたび、川崎市では大変悲惨な殺害事件がありました。文科省では全国の小・中学校に緊急調査をするように要請されていたが、どのようになっているのか」という質疑に対して、「各校の生徒指導部会を中心にして調査をしたところ、心配はありませんでしたが、さらに細かく調査をしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「学校図書館司書が4中学校区に1人ではなく、小学校区に1人など、増やす考えはないか」という質疑に対して、「各学校には司書教諭がいますので、学校司書の配置が完了していない学校では、その活動がスムーズにいくよう配慮し、図書館の運営に対応しているところです」という答弁がありました。

次に、「小・中学校校長会負担金の内容と、増の理由を伺う」という質疑に対して、「この会は自主研究団体です。研究の内容は教育課程の円滑な推進、それに伴う授業改善等の研

究を、専門部会に分かれて研究しています。子ども達の教育の充実ということの趣旨を市の方で理解していただいて、その結果で増になっているものと思います」という答弁がありました。

次に、「教育支援センター管理運営費の電話相談員増の理由を伺う」という質疑に対して、「自殺対策に係る事業の補助金が承認され、教育支援センター業務の機能強化を目的に、電話相談員が増となりました」という答弁がありました。

次に、「小学校教材備品等購入費は近年減り続けているが、どのような状況か」という質疑に対して、「理科備品については、別枠で購入計画を立てた上で購入することになっています。これ以外の教科では、常に新しいものを利用できればいいのですが、なかなかそのようにはいきません。購入した備品は修繕できるところは修繕して対応しているところです。他市においても、教材備品の充実については気を配っているところですが、諸々の状況から、常に新しいものを用意することは実現できないところです」という答弁がありました。

次に、「教育指導費のカウンセラー1名が各学校を巡回していますが、その状況を伺う」という質疑に対して、「平成26年度12月末での相談件数は、児童・生徒が260件、保護者181件、その他67件、合計508件の相談に乗っています。相談の内容は、不登校に関して81件、集団不適応が251件、発達学習遅滞82件、その他94件となっています。このことによって、学校復帰の人数は、小学生1名、中学生2名となりました」という答弁がありました。

次に、「公民館運営審議会の内容を伺う」という質疑に対して、「審議会は年3回開催しています。会議の内容は、1年間の事業等に関することが主なもので、委員からは改善箇所や新講座などについて、意見が出ています」という答弁がありました。

次に、「図書館協議会では、どのような意見が出ているのか」という質疑に対して、「協議会は、年2回実施しています。先日の会議の中で、リサイクル本を利用者の方に配付していることについて、料金を徴収できないかという意見がありました」という答弁がありました。

次に、「ピーナッツ駅伝大会の参加者の推移を伺う」という質疑に対して、「参加者は、平成26年度は68チーム457名、25年度は79チーム518名、24年度は82チーム543名です。減少の要因は、少子化の関係で中学生の参加が減っています。また、市内の道路事情により警察との協議が必要であり、なかなか拡大できない状況です」という答弁がありました。

次に、「学校プール開放事業管理業務が減額になっている理由を伺う」という質疑に対して、「プール開放は、今年度までは夏休み期間の20日間、解放していましたが、平成27年度は10日となったため、減額となっています。利用者の少ない日がありましたので、集中的にご利用いただくことにしました」という答弁がありました。

次に、「保健体育費の市体育協会活動補助金では、どのくらいの団体があるのか」という質疑に対して、「専門部として15団体となり、設立からの年数及び団員の人数割により補

助しています」という答弁がありました。

次に、「社会教育総務費の減の理由を伺う」という質疑に対して、「1千万円ほど減額になっていますが、そのうち800万円が人件費になります。その他については、前年度の臨時経費が計上されていないことによります」という答弁がありました。

次に、「小学校施設維持管理費のエレベーター保守点検業務はどこになるのか」という質疑に対して、「朝陽小学校に設置された11人乗りになります」という答弁がありました。

次に、「学校管理費では、AED賃借料の減額理由を伺う」という質疑に対して、「かなり流通されてきましたので、単価的に下がってきています」という答弁がありました。

次に、「幼稚園での支援員は、どのようになっているのか」という質疑に対して、「支援を要する幼稚園児は、第1幼稚園、川上幼稚園、朝陽幼稚園に数名の支援を要する園児が入園しています。担任1名では行き届かないところがありますので、特別支援員として6名分、予算計上しました」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「民生費、衛生費では、財政が厳しい中、川上小学校内に第2児童クラブを新設、妊婦健診・子ども医療費助成事業の無料化継続などは大変評価できるものです。しかし、高齢者をがっかりさせる長寿祝金支給事業の廃止、また子ども医療費の助成にあたっての保護者の自己負担を200円から300円に引き上げることは賛成できません。子育て支援として今までどおり位置付けるべきです。また、健康増進のために大変役に立っている針・灸・マッサージへの補助金は、以前の半分に減らしたままです。やはりこの制度への補助金は、病気予防、健康増進のために、元の月2回使用できるようにするべきです。

教育費では、特別支援教員の配置増、長年不登校の子ども達が多い八街市ですから、ナチュラルへの電話相談員配置は評価できますが、学校現場においては不登校になることを防ごうと、わかりやすい授業、楽しい学校にすることに心を砕いています。現状の人員配置では、抜本的な不登校対策はできません。以前、交付金事業により学力向上推進員を配置し、効果があったと教育委員会も認めています。県に対し、人員配置増を強く要望していただきたいと思います。川崎市の中学校1年生が殺害された事件を受け、不登校の子どもたちに対し緊急調査をすると、文科省は発表しました。八街市においてもできるだけ子どもたちの詳しい状況を把握し、必要な措置を取るとともに、経済的に厳しい状況に置かれている家庭の子どもたちの不登校率が高いことから、子ども達や保護者に対する十分な支援を求めます。

また、本の専門家であり、子どもたちの相談にも乗れる図書館司書を前年度4人配置しましたが、少な過ぎます。全小学校区に配置するよう求めます。

また、市財政が大変な中、笹引小学校、川上小学校、南中学校等への屋内運動場の非構造部耐震対策調査設計業務や、二州小学校や交進小学校、八街東小学校等に屋内運動場の非構造部耐震改修建築工事費等が計上されていることも、安全面から大変評価できます。また、今年度は給食費の値上げをしないことは、物価高の中で、大変な努力をされていると思います。

しかし、備品購入費では、教師用図書費用は増やされましたが、児童用図書費用は減額です。子ども達を心豊かに育てる図書費用を削るべきではありません。また、学校教材備品購入費は、平成23年度と比較すると半分以下であり、先生方の要望に応えるよう、増額を求めて、反対いたします。」

賛成討論が、次のようにありました。

「3款民生費では、社会福祉費の中で、生活保護の手前のセーフティーネットとして、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象とし、自立支援等を行う、生活困窮者自立支援事業費の計上。また、児童福祉費の中でも、子ども・子育て支援新制度が平成27年度より始まることに伴い、幼保連携型認定こども園、明德やちまたこども園に係る施設型給付費を計上するとともに、新たな子育て支援事業として、子育てを地域で相互援助する組織を作るためのファミリーサポートセンター業務費が計上されています。増大する障害福祉費の中で、平成27年8月より、重度心身障害者医療費助成システム整備業務の現物給付化や、障害者自立支援給付事業費が適切に計上されております。

今後の課題としては、敬老会事業をどのようにしていくのかという意見が市民から寄せられていますので、今後の検討事項かと思われます。

4款衛生費では、保健衛生費の予防費では、幼児から高齢者の方々に対する予防接種実施のための適切な経費が計上されています。また、平成25年度より県から市へ移管した未熟児養育医療事業費は年々増加していますが、適切な予算計上であると思われます。

教育費については、平成26年度の朝陽小学校の改築、及び川上小学校、交進小学校、八街東小学校、八街中学校の耐震補強の完了に引き続き、八街東小学校、交進小学校、二州小学校の3校の屋内運動場の非構造部材の耐震改修工事を、笹引小学校、川上小学校、八街南中学校の3校の調査設計業務が計画されております。

長期欠席児童・生徒の対応につきましては、市教育支援センター、ナチュラルに児童・生徒に関する相談の専用電話を設置し、新たに電話相談員が配置されます。特別支援教育の充実については、特別支援教育支援員が23名から24名に1名増員され、特別な支援を要する児童・生徒への配慮がされております。

図書館におきましても、ホームページ、検索・予約サービス、おはなし会等の充実や、学校との連携について、さらなる充実に配慮されております。

また、市民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの推進のため、従来の各種事業をはじめ、ニュースポーツの体験教室などにより、スポーツに取り組むきっかけ作りと、普及に努められております。

このように教育を含め、あらゆる分野にわたって、限られた財源を有効に、かつ市民の要求に応えるべく、さまざまな施策が展開されております。いまだ不透明な経済状況の中で、抱える課題も多くありますが、限られた財源の中、人材の有効活用により一層の努力に期待し、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第21号は、平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「一般被保険者国民健康保険税は、7千823万1千円の増を見込んでいるが、条例改正で、合計4万円の引き上げをするとのことですが、国保税を引き上げて収納増が見込めるのか」という質疑に対して、「条例改正は賦課限度額のアップであり、高額所得者からの増が見込めることになります。今回予算計上した一般被保険者の保険税については、収納率を87パーセントで見込んだことにより、多少増となったものです」という答弁がありました。

次に、「国庫支出金の療養給付費等負担金が約4億7千900万円減となっている理由を伺う」という質疑に対して、「療養給付費等負担金については、基本的に一般被保険者に係る医療費の32パーセント相当分が国から来ます。積算にあたりましては、厚生労働省の予算積算基準に基づいており、伸び率等の係数が国から示されますが、示される時期がかなり遅く、予算要求時に間に合わないため、市独自で伸び率を予測して計算しております。以前は、予算額と決算額に乖離があり、伸び率を見直したことが大きな要因です」という答弁がありました。

次に、「保険財政共同安定化事業交付金が15億4千200万円増えている理由を伺う」という質疑に対して、「医療費の共同事業で、従来は30万円超から80万円までの医療費について、千葉県内共同で拠出金を集めて交付していましたが、1円以上80万円までと拡大されましたので、拠出金と交付金が増額となっています」という答弁がありました。

次に、「介護納付金が約2億2千800万円減額になった理由を伺う」という質疑に対して、「予算額と決定額の乖離があったので、伸び率を見直したことが原因です」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「市は、新年度の収納率87パーセントを目標にしていますが、市民の厳しい生活状況の中、このような高い目標を掲げていくことは、必ず徴収強化につながり、市民の命や健康を脅かすことになるのではないかと思います。国民健康保険制度は、市民の命と健康を守ることと直結する大切な制度ですが、制度に対する国の補助金が以前の半額に減らされ、市財政からの繰り入れも廃止される中、市民から払いきれないと悲鳴が上がるほどの高い国保税となり、徴収強化をしても収納率の低下が続いています。平成25年度の国保税現年度分の収納率は84.03パーセントと、前年度と比較すると下がったにもかかわらず、高い収納率を新年度に掲げています。また、今年度は後期高齢者支援金分及び介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、合計で4万円の負担を市民に被せます。

昨年4月から消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられ、物価が高騰する一方、年金は引き下げられ、賃金が減り、暮らしは厳しくなるばかりです。このような中、国保税引き上げ、また徴収強化は許されません。国保税の引き下げ、また減免制度を充実して、払える国保にするべきです。

市の国保財政が厳しい中、国・県からの財政調整交付金などを多く減額されています。その一方で、一般会計からの繰り入れを前年度比で約1億9千64万円、財政調整基金からの繰り入れを約6千480万円増額しています。市財政が苦しい中で、このように市に負担をかける国保財政では、市民の暮らしも成り立ちません。国に、国保財政への補助金を元に戻すよう、しっかりと要求していただきたいと思います。

また、今回、県からさまざまな給付金の見込みが指導されたようではございますけれども、これも国保広域化を目指した県の指導だと思います。広域化にしたからといって、国保財政が好転することはありません。国からの補助金、県からの補助金を増やして、成り立つ国民健康保険にするべきです。

そういう中で、人間ドックへの助成を継続したことは大変評価できますが、保険給付費は約65億7千137万円と高止まりの一方、保健事業費を減額予算としています。特定健診を無料化、また内容を魅力あるものにして健診率を高めて、病気の早期発見・早期治療に取り組むよう求め、反対します。」

賛成討論が、次のようにありました。

「我が国の国民皆保険制度は、誰もが、いつでもどこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、高い保健医療水準を達成してきました。この国民皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。

しかしながら、この皆保険を根底で支えている国民健康保険制度も、制度に内在する構造的な脆弱さに加え、被保険者の高齢化や、低所得者や無職者の増加により、厳しい財政状況が続いております。予算の大半が保険給付費や、後期高齢者医療費に係る支援金、介護保険に係る支援金などの義務的な経費であることから、単純に予算を抑えることができないものであります。

一方、保険税については若干ではありますが、増加を見込んでおり、徴収強化への意気込みが伺えます。国保担当者におきましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第22号は、平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「保険料は1千877万円の増加を見込んでいるが、収納率はどのくらいを見込んでいるのか」という質疑に対して、「98.26パーセントです」という答弁がありました。

次に、「月額年金1万5千円以上の方は保険料は天引きですが、それ以下の約4割の方には、どのような徴収方法をしているのか」という質疑に対して、「保険料の納め方は、基本的に年金天引きです。年金天引者は、希望により普通徴収に替えられますが、替えられる条件として未納がない方となります」という答弁がありました。

次に、「保険料を払えない方に対しての減免などの考えはないか」という質疑に対して、「前年に比べて所得が著しく減ったなどの条件があり、単に所得が低いというだけでは適用の範囲外です」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、２００８年に医療構造改革の柱として導入され、年齢で区別・差別し、７５歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返る仕組みに、国民多数から怒りの声が上がリ、私たち日本共産党議員団も、後期高齢者医療制度そのものに反対しています。

平成２６年度は保険料改定で、所得割０．１４パーセント、均等割１千３００円もの引き上げ、一方で、頼みの年金は今年も減らされ、昨年４月から消費税８パーセントへの引き上げ、物価高騰などが、高齢者の暮らしに追い打ちをかけています。

政府は、後期高齢者医療制度について、十分定着しているなどと、温存、継続しようとしています。この制度がこのまま続けば、高齢者の負担増は際限なく続きます。後期高齢者自身はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても、老後の不安が募るばかりです。

制度そのものが高齢者を差別し、高齢者の命と健康を支えるものになっていないことを指摘し、反対いたします。」

賛成討論が、次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、７５歳以上の全ての方々が、これからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として平成２０年度に創設され、以後７年が経過しました。この間、７５歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢による区別をしている等の問題点が生じていたことから、幾度かの改正を行い、一昨年８月の国民会議の取りまとめでは、現在では十分定着しており、今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当との報告が出されています。

さて、このよう中、平成２７年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては、保険料軽減措置を拡大し、被保険者の負担軽減は継続されております。また、給付につきましては、被保険者数の急増により、保険者である広域連合への負担金増加が推測され、義務的経費であるためやむを得ないものと考えられますが、平成２６年度より人間ドックの助成も開始され、今後の医療費削減へとつながっていくことと思われます。

ついては、高齢者医療制度について、国の動向に十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待し、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第２３号は、平成２７年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「平成２６年度の収入未済額の状況はどうか」という質

疑に対して、「２月末現在で、現年度分の未納は４千８３０万３千１００円となっています」という答弁がありました。

次に、「今後みなし期間に、今の程度の要支援１、２の方への同じようなサービスをお願いしたいが、いかがか」という質疑に対して、「現段階では、平成２８年１０月以降の新規認定者から、順次新しいサービスの導入を検討しておりますが、国が言うボランティア主体のサービスは、本市においてはまだ社会資源の把握ができていないところで、現時点ではまだ想定が難しいところです。まずは介護予防の訪問介護、または通所介護の指定を受けた事業所のうち、地域支援事業となる総合事業のみなし指定を受けた事業所が行う、現行の訪問介護、通所介護相当のサービスを予定しています」という答弁がありました。

反対討論が、次のようにありました。

「介護保険制度は、３年ごとの見直しのたびに保険料を引き上げる一方、制度の改悪が実施され、保険あって介護なしと言われていています。さらに、４月から始まる第６期介護保険制度は、医療介護総合確保推進法により、介護事業者に支払われる介護報酬の引き下げ、介護保険料を引き上げる一方、サービスの制限、利用者の負担増と、改悪が目白押しです。

介護報酬については、２．２７パーセントも引き下げますが、この引き下げは、２００３年度の２．３パーセントの引き下げ、２００６年度の２．４パーセントの引き下げに並ぶ、過去最大級の引き下げです。介護事業所の３割は赤字経営と言われており、介護報酬を大幅に削減するならば、職員の処遇改善どころか、事業所の閉鎖や撤退につながります。政府は、社会福祉法人などの介護事業者には内部留保があるから介護報酬を下げる余裕があるなどと言っていますが、社会福祉法人の内部留保は大企業の内部留保と違い、株主に配当されるものではありません。特養ホームを新設する際の前原資になるものであり、介護難民を解消するためにも必要です。

収納率の低迷が続き、収入未済額がまだありますが、保険料の階層数については増やしたものの、全ての階層で保険料引き上げです。基準額となる第５段階の年間保険料は６万３千２００円、月額５千２７０円で、前期と比較すると８７０円の引き上げです。今でも介護保険料が高過ぎると、悲鳴が上がっているもとで、引き上げるべきではありません。また、所得が低いために保険料が払いきれない人に対しては減免が必要です。

要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、１５年度から市町村の地域支援事業に移行させる方針は２年間の猶予期間があります。要支援者へのサービス低下をさせてはなりません。要支援者への介護サービス継続と、新たに要介護認定を受ける権利の保障を求めます。

また、年金収入が２８０万円以上ある人の利用料を２割に引き上げますが、お金が心配で利用をためらうことになりかね、引き上げすべきではありません。

また、介護施設の食費、居住費の補助の対象制限が８月から実施されますが、所得が少ない人に対する補助を継続すべきです。

誰もが安心して社会的な介護を受けられるという、介護保険制度本来の目的に沿った制度

にすることを求め、反対討論といたします。」

次に、賛成討論がありました。

「平成27年1月31日現在の高齢者人口は1万7千858人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は24.33パーセントに達し、2千346人の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較しますと、高齢者人口は約1.95倍に、要支援・要介護認定者数は約2.8倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しているところです。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、さらなる高齢者人口の増が推測されます。

このような状況を踏まえ、平成27年度介護保険特別会計予算は、第6期介護保険事業計画を受けて、歳出においては、介護保険サービスの見込み量と要支援・要介護認定者の実績や給付実績をもとに積算された予算計上であり、歳入においては、歳出における一番大きな割合を占める保険給付費に対し、国・県・支払基金及び市の負担金をおのこの負担割合に応じ、計上しております。

保険料については、保険給付の増が見込まれることから、やむを得ず改定が行われ、前年度に比べ約28.97パーセント増額の2億4千333万2千円の増額を見込み、計上されております。この必要最小限の改定について、保険者としての責務を十分認識しつつ、進められていると確信しているところです。

以上のことから、介護保険制度の健全性、持続性を確保すべく努力されており、第6期介護保険事業計画期間において、適正な介護サービスの提供を要望いたしまして、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同されますことをお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第1号から議案第32号までの討論通告受け付けのため、休憩します。休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 2時14分)

(再開 午後 2時55分)

○議長（湯浅祐徳君）

それでは再開します。

これから討論を行います。

議案第3号から4号、5号、9号、10号、21号、22号、23号に対し、京増藤江議員から。議案第2号、7号、8号、10号、24号に対し、右山正美議員から。議案第20号、29号、30号、32号に対し、丸山わき子議員から。議案第7号に対し、桜田秀雄議員から。議案第20号に対し、小山栄治議員から。議案第21号に対し、鈴木広美議員から。議案第22号に対し、林政男議員から。議案第23号に対し、服部雅恵議員から。議案第24号に対し、鯨井眞佐子議員から。議案第32号に対し、小高良則議員から、討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第3号、4号、5号、9号、10号、21号、22号、23号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第3号、八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定に対する反対討論をいたします。

安倍政権が、子ども・子育て新制度によって、保育の市場化を推し進めるための条例制定です。公的な責任のもとでこそ、全ての子どもの健全な育成が図られます。多くの保護者や関係者の運動によって、児童福祉法第24条第1項によって、市町村には保育を実施する責任が残されました。全ての子どもたちが区別、差別されることのない、よりよい保育を市が責任をもって実施することを求め、議案第3号に反対します。

次に、議案第4号、八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

市保育所設置条例第1条で、現在は、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育するとしていますが、改正する条例では、保育を必要とする乳児または幼児としており、保護者は市に対し支給認定の申請をし、給付資格や保育必要量の認定を受けます。保育を必要とするかしないかは、認定によって決定されるというものです。

保育の市場化を推進するために、国による強引な子ども・子育て支援法の導入に対し、保護者たちの粘り強い運動で、児童福祉法第24条第1項に市町村の保育実施義務を残しています。この立場に立った保育が追求されるべきです。

以上の立場から、議案第4号に反対します。

次に、議案第5号、八街市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定に対する反対討論をいたします。

教育・保育の利用者負担額について、保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を

勘案して定めるとしてあります。その視点から、保育料の段階を細分化するなど、払いやすい利用料にすべきですが、その施策がありません。

また、利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めるとしており、オプション保育に関する上乘せ徴収についても否定されておらず、低所得世帯の子どもの入園が狭められる可能性があります。

消費税増税、物価高の一方、賃金は下がり続け、子育て世帯の暮らしは厳しくなっています。だからこそ、利用者負担額の減免制度の充実が求められています。第3条のその他の理由について、失業や疾病、非課税世帯等、低所得世帯など、具体的な内容を盛り込んだ利用しやすい減免要綱を早急に作るよう求め、反対討論とします。

次に、第9号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

政府は新年度予算で、介護事業所への報酬を2.27パーセント引き下げること決めました。介護事業所の3割が赤字と言われており、介護報酬引き下げにより職員の処遇改善もできず、今でさえ人手不足や経営で苦しんでいる事業所の経営は、さらに厳しい状況に追い込まれます。

また、多くの施設で非正規職員が夜勤をせざるを得ない状況になっており、小規模・多機能型で34.1パーセント、複合型施設で56パーセントが非正規職員となっており、安全・安心の施設運営のために早急な対応が求められています。

第9号において、事故発生時の対応についてうたっていますが、十分な職員数の設置がされなければ事故が起きやすくなります。十分な人員配置が必要です。また、85条第1項において、定員増についてうたっていますが、十分な人員配置、また、正規職員の配置をするために、介護保険制度への国からの補助金増額を求めて、反対討論といたします。

続いて、第10号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

介護予防サービス施設の定員を増やそうとする条例ですが、利用者の安全などを確保するためにも、正規職員の十分な人員配置、職員待遇の改善が必要であり、国からの介護保険制度への十分な補助金増額を求め、第10号に反対いたします。

次に、第21号、平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

保険財政共同安定化事業は現在、1件30万円を超す高額医療費については、財源を市町村国保でプールをし、給付費を交付するという制度となっていますが、この4月から一元化となり、全ての医療費が県の国保連合会の基金から給付されることになります。保険料の賦課・徴収を市町村がやり、給付財政は都道府県単位の医療保険となります。3年後の国保広域化の地ならしとも言えます。国民健康保険は、被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらに保険税の負担能力の低い被保険者の増加など、構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられています。

このような状況の中、平成２７年度からの保険財政共同安定化事業の一元化による本市国保への影響について、市長は、千葉県の試算によると、対象拡大により拠出金が大幅に増加するが、交付金も増加するので、市国保への影響は少ないと答弁していますが、八街市の新年度の国保会計は、一元化によって、県からの共同事業交付金が１．４倍の２６億５千万円、保険財政共同安定化事業への拠出金は現年度比１．３倍の２５億６千万円となっていますが、国庫負担金の減、国保税収の一層の低迷も加わって、新年度は一般会計からの繰り入れをしなければならない状況となっています。

また、一元化に向けて八街市の平成２７年度の収納率目標は８７パーセント、さらに広域化に向けては９１パーセントとなっています。この目標に達することができなければ、国保税を引き上げ、医療費の抑制強化をしなければならなくなります。八街市の今の状況で国保税を引き上げれば滞納者が増え、滞納者が増えれば病院にも行けない方が増える。その悪循環が一層強まり、広域化は、国保の安定化どころか、不安定化をさらに進めるものとなります。

当初、国保の保険者が都道府県に変わることによって保険者の格差が解消できる、あるいは国保運営に対して市町村の負担が軽減される、また国保の構造的な矛盾は解決に向かうなど、こういうことが期待されたわけですが、この期待は完全に裏切られ、改善どころか一層の住民いじめの国保行政となることは明らかです。

一元化への移行・広域化は認められません。今、やるべきは国に対し財源確保を求めること。また、高過ぎる国保税の引き下げとともに、安定した国保行政の運営を求め、反対いたします。

次に、議案第２２号、平成２７年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、２００８年に医療構造改革の柱として導入され、年齢で区別、差別をし、７５歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返る仕組みに、国民多数から怒りの声が上がリ、私たち日本共産党議員団も、後期高齢者医療制度そのものに反対してまいりました。

平成２６年度は、保険料改定で所得割０．１４パーセント、均等割１千３００円もの引き上げの一方で、頼みの年金は今年も減らされ、昨年４月からは消費税８パーセントへの引き上げ、物価の高騰などが、高齢者の暮らしに追い打ちをかけています。

政府は、後期高齢者医療制度について、既に十分定着しているなどと、温存、継続しようとしていますが、この制度が続けば続くほど、高齢者の負担増は際限なく続きます。後期高齢者自身はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても、老後の不安が募るばかりです。

制度そのものが高齢者を差別し、高齢者の命と健康を支えるものになっていないことを指摘し、廃止することを求め、議案第２２号に反対いたします。

次に、議案第２３号、平成２７年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいた

します。

介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに保険料を引き上げる一方、制度の改悪が実施され、保険あって介護なしの状況になっています。さらに、4月から始まる第6期介護保険制度は、医療・介護総合法により、介護事業者に支払われる介護報酬の引き下げ、介護保険料を引き上げる一方、サービスの制限、利用料の負担増と、改悪が目白押しです。

介護報酬については、2.27パーセントもの、過去最大級の引き下げとなっています。介護事業所の3割は赤字経営と言われており、介護報酬を大幅に削減するならば、職員の処遇改善どころか、事業所の閉鎖や撤退につながりかねません。

介護保険料については、引き下げが必要です。保険料の段階を8段階から10段階に増やしたものの、各段階で保険料は引き上げとなっており、改定による増額は約20パーセントもの大幅引き上げとなります。今でも介護保険料が高過ぎると悲鳴が上がっているもとの、引き上げるべきではありません。

第6期の保険料改定で、第1段階の保険料を、基準額に対し0.45パーセントに引き下げますが、この軽減措置の財源については、国が2分の1、県・市が各4分の1を負担するとしています。国が初めて、所得が低い高齢者に軽減が必要と認め、軽減措置に踏み出しました。八街市も低所得の方々のために、保険料を払いきれない場合、減免をすべきです。

要支援者の訪問介護、デイサービスを介護保険給付から外し、2015年度から市町村の地域支援事業に移行させる方針は、2年間の猶予期間が設けられました。八街市としては、要支援者へのサービスを継続すること、新たに要介護認定を受ける権利も保障すると答弁がありました。必ず実施するよう、求めます。

また、介護施設の食費・居住費の補助の対象制限について、所得が少ない人に対する補助を継続すべきです。特養への入所について、国は介護度3以上としています。過去5年間に介護・看病疲れによる殺害・自殺は年平均348件にもものぼっており、八街市独自の基準が必要です。年金収入が280万円以上ある人の利用料を2割に引き上げますが、お金が心配で、利用をためらうことになりかねず、引き上げすべきではありません。

誰もが安心して社会的な介護を受けられるという、介護保険制度本来の目的に沿った制度にすることを求め、反対討論といたします。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、右山正美議員の議案第2号、7号、8号、12号、24号に対する反対討論を許します。

#### ○右山正美君

私は議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

国の教育委員会制度の改定に伴って、条例の制定、改定を行うものですが、今回の改定は、教育委員長と教育長を統合しようとするものです。これまでは教育委員会は、地方公共団体におかれる合議制独立行政機関の1つであります。また、教育委員会は首長から指揮監督を

受けることない独立した執行機関であり、教育委員の合議に基づいて教育事務の管理執行に関して意思決定し、執行する機関でもあります。

安倍政権の進める教育行政は、これまでの教育委員会の役割、権限を根底から壊し、ますます形ばかりの行政組織にして、首長主導型の地方教育行政制度への転換が進められます。そして、首長主導で定める大綱的な方針を策定し、新教育長にその実施責任を負わせるとしています。新教育長は、市長が任命、罷免することになっています。新教育長は、首長の顔色をうかがいながら教育行政を行うことになりかねません。また、教育委員会の所轄事務を首長に移譲する問題であります。予算を伴う事柄は全て首長に権限委譲し、教育条件整備を首長の考え1つでどうにでもできる仕組み作りは、安倍政権の教育への不当な介入と言わざるを得ません。政治がやるべきは、教育の整備によって、学ぶ権利を保障することです。本条例案は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組み作り、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、断じて容認できません。

次に、議案第7号、八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定についてであります。

市の長寿祝金制度は、高齢者に対し、敬老の意を表し、あわせてその福祉を増進することを目的に条例制定されました。これまで、80歳で1万円、88歳で2万円、99歳で3万円、100歳で5万円支給されてきた祝金738名分をカットするというものであります。

高齢者の方々は、あの太平洋戦争で青春を奪われ、時代の流れに翻弄されてきた方々であります。だからこそ、高齢になったら少しでも安心して過ごすことができる施策が必要になり、祝金制度など、高齢者を敬う制度などが作られてきたわけであります。高齢者からわざわざばかりの喜びを、市財政が厳しいという理由でカットするならば、市民はたまったものではありません。これでは、健康と思いやりにあふれる街づくりは絵に描いた餅ではありませんか。

祝金制度復活を求め、反対討論いたします。

次に、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

相次ぐ、介護保険制度の中で、保険あって介護なし、金の切れ目が介護の切れ目とも言わべき、深刻な事態が広がっているわけであります。介護保険料の収納率は平成25年度0.47パーセント減って、88.78パーセントです。年金引き下げや消費税増税で暮らしが圧迫される中で、今でも高過ぎる保険料に悲鳴が上がっています。今回の保険料の引き上げは、さらに市民の生活を悪化させるものであります。

保険料の段階を8段階から10段階に細分化されましたが、各段階で引き上げとなっております。基準額は年間6万3千200円、月額5千270円で、第5期介護保険料と比較をすると870円、19.77パーセントの引き上げになります。わずかな年金で生活するという高齢者は、どういう生活をしろというのでしょうか。

国に、財源の確保と低所得者への保険料の減免措置を求め、反対討論いたします。

次に、議案第12号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、後期高齢者支援金分を2万円引き上げ16万円に、介護給付金を2万円引き上げ14万円にして、総額で517万円の負担増を市民に押し付けようとするものであります。これで国保の限度額は81万円にもなり、今の市民生活実態から見ても、担税力を超えています。消費税増税、円安により物価が高騰する中、年金は引き下げられ、収入が減っているもとで国保税を引き上げれば、滞納者を増やし、払いたくても払えない状況がさらに加速しかねませんし、国保税を払ったら病院に行くお金がないということにもなりかねません。市民の命と暮らしを守るという自治体本来の役割を果たすべきであり、引き上げは認められません。

国が減らしてきた国保への補助金を元に戻すことを強く求め、議案第12号に反対いたします。

最後に、議案第24号、平成27年度八街市下水道事業特別会計予算についてであります。

下水道事業特別会計は前年対比4億5千740万3千円、30.2パーセント減しながら、予算総額を10億5千598万9千円とし、主要事業として、2億4千万円かけて、大池第三雨水幹線の雨水枝線整備工事を実施するものです。新年度予算は、職員の大幅な削減や給与の削減、また市民サービスカットの上で成り立っています。こういう財政難の状況のもとで、当面、事業の凍結をして、従来の調整池等で対応して、歳出削減に努め、市財政の確保をすべきであります。

よって、議案第24号に反対するものであります。

以上です。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、丸山わき子議員の議案第20号、29号、30号、32号に対する反対討論を許します。

#### ○丸山わき子君

それでは私は、議案第20号、平成27年度八街市一般会計予算から、反対するものであります。

平成27年度予算に対しましては、榎戸駅整備事業に対する規模縮小への見直しへの決断、また、川上小学校内への児童クラブの増設をはじめ、特別支援教員の増員、ナチュラルへの電話相談員の配置、屋内運動場の非構造部耐震改修工事などの新事業、住宅リフォーム助成制度、人間ドック助成制度への継続事業に対し、評価するものであります。

平成27年度は、公的保育制度の解体を進める保育制度、国保税の引き上げにつながる国保の一元化、教育委員会の独立性をなくし、教育委員会を市長の支配下に置くための教育委員長と教育長の一本化、国民一人ひとりの社会保障の利用状況や保険税の納付状況、貯蓄などの個人情報をも国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障費の抑制、削減を効率的に進めようとするマイナンバー制の導入や、第6期介護保険制度のもとで、保険料の引き上げによる市民負担増とサービス削減を強いるなど、到底認めることのできない、国の制度改悪が目白押しでございます。

昨年４月の消費税の引き上げは、市民に耐えがたい負担増となり、悲鳴が上がっています。政府は、消費税率引き上げによる税収は、全額、社会保障の充実、安定化に充てると国民に説明しながら、実際は、医療では７０歳から７４歳の窓口負担を２割に引き上げ、介護では要支援の通所介護、訪問介護を介護保険から切り離す、年金の引き下げ、保育制度の改悪など、社会保障の切り捨ての連続となっています。消費税増税は所得の低い人に負担が重くのしかかり、格差と貧困をさらに広げ、購買力の低下、消費の落ち込みは地域経済の土台を壊し、地方財政も悪化させるという悪循環が始まっています。消費税増税ストップは市民の切実な願いです。国に、消費税増税をしなくとも、別の道での財政再建を求めるべきであります。

アベノミクスによる経済対策は地方への恩恵は見られず、経済低迷のもとでの新年度予算編成となっています。市の新年度予算の一般財源は、市税１億円の減、地方交付税３億３千万円の減、臨時対策債１億９千万円の減となり、前年度より６億２千３００万円もの大幅な減となっています。地方消費税が３億１千万円の増収となったものの、職員の削減、給与の削減と、市民サービスの削減で穴埋めされるという最悪の予算計上となっており、断じて認められません。

地方交付税は、地方自治体の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持するよう財源を保障するものですが、小泉政権下では、国の三位一体改革で３兆円もの地方交付税の削減に、多くの自治体が運営困難に陥っています。その上、安倍政権が進める地方創生では、自治体の頑張り具合に合わせて地方交付税の配分に傾斜をつけるなど、地方自治体の自主性や地域性を無視した配分となっており、法定率の引き上げを政府に求め、財政難を回避することが必要です。

また、市独自の財源確保にあたっては、大池調整池に係る整備事業費約２億４千万円が計上されていますが、こうした事業の一旦凍結、見直しを最優先で実施すべきであります。

また歳出では、市長交際費のあり方が問われます。財政難としながらも、前年度よりわずか３０万円減の１２０万円を計上しています。平成２５年度決算で見ますと、八街市は１２３万円となっていますが、近隣の佐倉市は８５万円、富里市は８６万円、印西市は８９万円、四街道市は９１万円、白井市は八街市の約半分の６３万円など、どこの自治体でも大幅な削減に努力をしています。本市は市税収県下ワースト１でありながら、印旛郡市の中で最高の支出となっています。財政難を克服していくためには、自らが一層の削減をすること、また、市長交際費のあり方を根本から見直すなど、職員、市民に対し、その姿勢を示すべきであります。

今年は戦後７０年、八街市が非核都市宣言を行って３０年が経過し、大きな節目の年となっています。こうした大きな節目の年を迎えているのにもかかわらず、わずかに残してきた平和予算を打ち切っています。被爆の非人道性を訴え、核兵器のない世界の実現に向けて、被爆国としての役割を果たすために、１９８４年９月議会で、全会一致の非核都市宣言が採択されております。核が世界に存在する限り、非核都市宣言は続きます。平和予算の打ち切

りは認められません。

民生費では、最後のセーフティーネットとされる生活保護制度は、安倍政権のもとで、憲法25条に基づく社会保障を解体する突破口として、生活扶助基準の削減を進めており、平成27年度は3回目の引き下げとなります。

生活扶助費は、食費や光熱水費など、日常生活の土台に係る費用です。政府は、物価下落と比べ扶助費が高いなどと、削減を正当化していますが、その根拠にした数字は、食品などの値上げが反映されていないなど、受給世帯の生活実態とかけ離れたものであり、削減ありきの不当な引き下げとなっています。国に対し、制度改善を求めていくことが必要です。

また、長寿祝金制度を廃止し、100歳高齢者に5万円を支給する事業への縮小をはじめ、難病見舞金の縮小、子ども医療費の自己負担の引き上げなど、合わせて約2千400万円の削減となっています。子育て支援や高齢者支援が求められている中で、逆行する予算措置であり、財政難を理由に、弱者切り捨ては受け入れられません。

4款衛生費の塵芥処理費は毎年9億円を超えており、大き過ぎるクリーンセンターは建設費の償還とともに維持管理が大きな負担となっています。今後のクリーンセンターのあり方が問われています。安易なごみ袋の有料化ではなく、徹底したごみの減量化、燃やさないごみ行政を市民とともに進めることが求められています。

八街市の経済の屋台骨となっている商工・農業予算は年々減少しており、平成27年度予算のわずか1.8パーセントにとどまっています。これで活気に満ちあふれる街づくりができるのか、大変疑問であります。地域経済活性化への思い切った取り組みが必要です。

教育費では、2012年から始まった学校図書館5カ年計画は、小学校1校当たり平均図書費47万3千91円、中学校67万7千630円となっていますが、平成27年度は小学校33万2千200円、中学校60万円と、平均図書費に追いついていません。学校図書館整備計画は2007年から始まっており、既に8年も経過しているのにもかかわらず、図書標準が達成できないのは問題であります。また、12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務付けられており、早期の配置をすべきであります。

教材用備品への予算措置も、文科省の新たな教材整備計画では、小学校1校に対する平均予算は316万円、中学校は334万円としています。しかし、本市の小学校全体で170万9千円、中学校では148万5千円と、はるかに下回るものとなっています。

学校図書関係費、教材用備品費も、文科省は地方交付税で予算措置をしているとしていますが、本来、教育のために使われるべき予算が確保できていません。教育予算確保への見直しが必要です。

以上の立場から、反対するものであります。

引き続きまして、議案第29号、八街市一般職の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法では、地方公務員の賃金決定の原則は生計費としていますが、今回の人事院勧告の国に準じた給料表の水準の引き下げ、地域手当の見直しは、国家公務員に対する人事

院勧告を利用して、なんら根拠のない賃下げを地方に押し付けるものとなっています。さきの7.8パーセントの賃金削減と同様に、国がやるから地方もというのは、あまりにも乱暴な話です。自治体が自主的に決めるべき公務員給与の水準を国が強制することは、断じて認められません。

公務員給与の大幅な引き下げは、公務員の生活を脅かすだけではなく、民間の賃金引き下げにもつながり、経済悪化をさらに進めるものであります。給与制度の総合的見直しは、今、国が進めようとしている地方創生の政策にも逆行するものになることは明らかなです。公務員給与の引き下げは、一時的には市民受けするかもしれませんが、民と官の対立をあおり、給与の抑制や非正規雇用の拡大を互いに競い合わせるおそれがあります。少数で職務を遂行している職員の努力を評価し、職務に対する士気を低下させることになる給与の引き下げは行うべきではありません。

以上の立場から、反対いたします。

次に、議案第30号、八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定に対してでございます。

今回の給与の削減は、県人勧の給与制度の総合的見直しによる給料表の見直し、地域手当の支給停止にとどまらず、引き続き、管理職手当の2パーセントカット、時間外・期末手当、勤勉手当の減額など、その削減額は約2億5千万円にもなり、回避を検討すべきであります。

本来、住民奉仕という特別な職務を担う公務員には、一定水準の給与が保障される必要があります。本市はそれに反し、この間、八街市は不要不急の公共事業を進めるために、行財政改革の名のもとで、市民サービス削減、職員の定員削減、人件費削減を繰り返し、財源として充ててきました。平成27年度も大池調整池に係る枝線雨水整備事業を最優先させ、市民や市職員へのしわ寄せで、事業推進を進めようとしています。

今回の大幅削減は職員の生活設計を壊し、公務員としてのモチベーションを著しく引き下げ、住民サービス、地域経済にも大きく影響することになります。職員による住民サービスの質の向上、それを担うための質の高い人材の確保、公務員労働者の専門性を十分発揮し、職員のやる気を引き出すためにも、見直しを求め、反対するものであります。

次に、議案第32号、八街市基本構想の制定に対してであります。

八街市は2005年に、2025年を目標年次とする基本構想を策定し、街づくりを進めるとしてきました。しかし、半分の道のりで少子高齢化と人口減、生産年齢人口減に、見直しが迫られたわけですが、計画に最も重要なこの間の科学的な検証と教訓の引き出しがされておらず、一部文章を加除しただけの検証なき基本構想となっています。

2点目には、人口推計は総合計画の全ての施策、街づくりに関わる重要な数値です。市は、この間、過大な人口推計を立て、市民サービス切り捨てと借金で公共事業を最優先させる姿勢を進めてきました。これが財政難の一因となっていることを明確にし、同じ轍を踏まない計画が求められます。

3点目に、人口減少の抑制には次世代を担う若年、子育て世代が住みやすい環境、子ども

を産み育てやすい環境の整備、産業振興など、雇用の確保を進め、さらに市民一人ひとりが心身ともに生涯にわたって安全・安心して健やかに暮らすことのできる街づくり推進としていますが、この間、アンケート調査が実施されているにもかかわらず、市民の願いや暮らしに対し、必要な方向が導き出されておらず、市民目線の方針が必要でございます。

4点目には、基幹産業の農業をどのように発展させれば、雇用の創出、魅力ある街づくりで若者が定着できるのか、また、地域経済の活性化を図ることができるのかという方向が、不十分なものとなっています。

5点目に、遅れている上下水道の維持管理、道路・ライフラインの整備、庁舎の改修など、国の補助を増やことに力を入れ、あわせて地域中小業者を興していくなど、地域経済を活性化させ、将来的に財政の健全化を図っていく方向を目指すことが必要です。

以上、市民が生き生きと暮らせる保障や計画があつてこそ、市民との協働を発展させていくことができます。そうした基本構想こそが必要であるという立場から、反対するものであります。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、桜田秀雄議員の議案第7号に対する反対討論を許します。

#### ○桜田秀雄君

私は、議案第7号、八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例は昭和33年に高齢者に敬意をあらわし、長寿をお祝いすることを目的に創設され、この間、社会情勢に合わせて過去16回の改正を行ってまいりました。今回、高齢化率の上昇に伴い財政負担の増加が見込まれることや、介護予防等、高齢者対策の充実を図るために長寿祝金制度を廃止し、国の敬老事業に倣い、満100歳に達する者の祝い事業として100歳高齢者に対する祝金支給規則を創設するとのことです。

その時代の社会情勢に合わせて改革を行うことは当然であります。何よりも市民の理解を得て行うことが大切であります。既存の条例の対象者は約800人、多くの対象者の皆さんは大きな期待を抱いておられます。高齢者人口の上昇は予測されていたものであり、予算編成は昨年の夏頃から始まっており、制度の廃止が必要であれば、条例廃止のみを12月議会に提案し、議会と市民に理解を求め、実施期日までの告知期間を置くなり、措置は可能であつたものと思われます。今回の提案は予算との抱き合わせであり、仮に条例の廃止が認められなかった場合に混乱を生じることになります。

また審議の過程で、新たな制度は規則によるものとのことです。市民を対象とした制度がコロリと変わるようでは、市政に対する信頼が揺らぐことになり、少なくとも10年単位で持続可能な制度であるべきです。しかし、現在の制度の改廃は議会の承認を必要とする条例に対し、新たな制度は市長の権限で制定できる規則によるものとなっており、市の財政状況が変われば、いつでも廃止できることになります。

また、対象者個々に対する告知、説明はしないとのことですが、説明責任を重んじる立場

から、承服できません。現在、議会では議決案件の拡大を検討しており、多くの市町村では条例に基づいております。流れに反するやり方には賛成できません。

よって、議案第7号に反対するものです。

**○議長（湯浅祐徳君）**

次に、小山栄治議員の議案第20号に対する賛成討論を許します。

**○小山栄治君**

私は、議案第20号、平成27年度八街市一般会計予算に賛成の立場から、討論を申し上げます。

平成27年2月、内閣府発表の月例経済報告において、景気は個人消費などに弱さが見られるが、穏やかな回復基調が進んでいるとしているものの、私たちが生活をしている中で、なかなか実感として伝わってこないところです。また、我が国において、今後ますます進む少子高齢化や人口減少問題については、本市においても例外ではなく、その傾向が顕著にあらわれております。

このような状況の中、平成27年度当初予算は、本市の厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、予算全般について事務事業を見直し、節減合理化を推進するという考えのもと、施策の厳選化と重点化を徹底して編成された通年型の予算であるということです。

歳入におきましては、財源確保の面で、市税徴収率の向上を図るという大きな課題を抱えておりますが、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めており、市税徴収率は改善傾向にあります。固定資産評価替えの影響により、市税全体の予算額は、前年度と比較し約1億円の減となっております。また、地方交付税や地方消費税交付金などについては、国や県の情報を留意した上で予算計上をしているほか、国・県支出金につきましても現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努められております。

一方、歳出におきましては、社会保障費関連の扶助費や子ども・子育て関連、教育施設整備関連などの事業費が、当面継続または増加することが見込まれ、大変厳しい財政状況が続くものと考えられます。このため、経費全般にわたる節減合理化や既存の制度、施策の見直しを図った上で、捻出した財源を重点的に、効果的に配分する予算編成が求められております。

平成27年度予算における重点施策を具体的に見ますと、市民要望の多い、便利で快適な街づくりとしまして、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化に係る事業、道路等整備事業、公共下水道雨水整備事業などに、引き続き推進しております。

安全で安心な街づくりとして、犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域の実現への取り組みとして、防犯カメラを増設されます。また、災害に備え、防災備蓄倉庫の増設や、自主防災組織運営に必要な機材購入費用を補助するなど、災害への備えの経費充実が図られております。

健康と思いやりにあふれる街づくりとしまして、子育て中の主婦等を会員とした相互援助

活動の拠点となるファミリーサポートセンター事業の創設、八街かいたく保育園定員45人増に向けた運営支援、第2川上児童クラブの新設、平成27年4月に開設する明德やちまたこども園の運営支援など、子育て環境の整備を図るための経費の充実が図られております。

心の豊かさを感じる街づくりとしては、学校教育の充実を図るため、朝陽小学校改築事業の総仕上げとしてグラウンド整備事業を実施、また交進小学校、八街東小学校、二州小学校屋内運動場天井等の耐震化を進めるための改修建築工事を実施するとともに、平成28年度事業化に向け、笹引小学校、川上小学校、八街南中学校屋内運動場天井等の耐震化対策調査設計業務が予定されております。

以上のように、暮らし、子育て、教育部門の充実を図るとともに、バランスのとれた予算配分に努めることにより、市民の幅広い行政に対する期待に応えられる予算編成がされているものと判断できます。

とはいえ、予算編成にあたっては、市民生活に必要なサービスを最大限に取り入れた予算編成を行うため、不足する財源を確保するため、また、平成28年度以降の市政運営を見据え、職員や市長等特別職の人件費を削減したことは、非常に重い決断だったと思います。

今後、人口減少並びに少子高齢化の影響による市税の減少、さらには社会保障関係経費の増加等が見込まれる中で健全な財政運営を継続していくには、行財政改革をスピード感を持って進めていかなければなりません。いかに市民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくのか、難しいところではありますが、ここに、市役所、市民、そして市議会が一丸となって、この局面を乗り越えていく必要があると考えます。

今後も北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革に取り組み、八街市が目指す将来都市像の実現をお願いして、議案第20号、平成27年度八街市一般会計予算について、賛成するものでございます。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、鈴木広美議員の議案第21号に対する賛成討論を許します。

#### ○鈴木広美君

それでは、私は議案第21号、平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、誰もが、いつでもどこでも平等に安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。

しかしながら、この皆保険を根底で支えている国民健康保険制度も、制度に内在する構造的な脆弱さに加え、被保険者の高齢化や、低所得者や無職者の増加により、厳しい財政状況が続いております。予算の大半が保険給付費や、後期高齢者医療費に係る支援金、介護保険に係る支援金などの義務的な経費であることから、単純に予算を抑えることができないものであります。

一方、保険税については、若干ではありますが増加を見込んでおり、徴収強化への意気込

みが伺えます。国保担当者におきましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、平成２７年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、林政男議員の議案第２２号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は議案第２２号、八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べるものでございます。

先ほど反対討論の中で、後期高齢者医療特別会計は廃止するべきだというようなお話がございました。２００８年に後期高齢者医療制度が発足いたしまして、約７年あまり経過いたしましたけど、その間にいろいろな修正を加えられまして、当初は保険料も特別徴収のみだったのが、現在は特別徴収が６割、普通徴収が４割というような状態になっております。まだまだ改善すべきところはあると思いますけれども、もし、この保険制度がなかった場合にどうなるか、ということになります。

２０２５年に、爆発的に後期高齢者が増えることに、今の人口趨勢ではなっています。後期高齢者制度が誕生したときに、皆様もご存じのとおり、医療が一番かかるのは高齢者、特に７５歳以上の方と、それから就学前のお子さんが医療費を一番使うと言われております。特に７５歳を境に急激な医療費の増大ということで、このような後期高齢者医療特別制度ができたというふうに認識しております。この保険がなければ、今の現役世代、いわゆる働く世代が全て負担するようになって、世代間の不公平がと言われております。したがって、先ほど京増議員からは後期高齢者医療特別会計を廃止した方がいいということでありましたけれども、私は改良を加えても、この制度は継続するべきだというふうに考えております。

よって私は、議案第２２号、八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成するものであります。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、服部雅恵議員の議案第２３号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第２３号、平成２７年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成２７年１月３１日現在の高齢者人口は１万７千８５８人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は２４．３３パーセントに達し、２千３４６人の方が要支援・要介護認定を受けております。

介護保険制度が発足した平成１２年度末の高齢者人口の９千１３５人、要支援・要介護認定者数の８３９人と比較いたしますと、高齢者人口は約１．９５倍に、要支援・要介護認定者数は約２．８倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増

加しているところです。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、さらなる高齢者人口の増が推測されます。

このような状況を踏まえ、平成２７年度介護保険特別会計予算は、第６期介護保険事業計画を受けて、歳出においては、介護保険サービスの見込み量と要支援・要介護認定者の実績や給付実績をもとに積算された予算計上であり、歳入においては、歳出における一番大きな割合を占める保険給付費に対し、国・県・支払基金及び市の負担金を各負担割合に応じ、計上しております。

保険料については、保険給付の増が見込まれることから、やむを得ず改定が行われ、前年度に比べ約２８．９７パーセント増の２億４千３３３万２千円の増額を見込み、計上されております。この必要最小限の改定について、保険者としての責務を十分認識しつつ、進められていると確信しているところです。

以上のことから、介護保険制度の健全性、持続性を確保すべく努力されており、第６期介護保険事業計画期間内において、適正な介護サービスの提供を要望いたしまして、私は、平成２７年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、鯨井眞佐子議員の議案第２４号に対する賛成討論を許します。

#### ○鯨井眞佐子君

議案第２４号、平成２７年度八街市下水道事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

この予算は、歳入については、厳しい経済状況の中、国庫補助金等を最大限に活用しながら自主財源の確保に努め、一般会計からの歳入が必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に、適正かつ厳格に予算計上されております。

また、市街地における冠水を早期に解消し、市民生活の改善を図るため、大池雨水第三幹線整備事業や、一区３９号線、東小学校付近の冠水を解消するため、雨水枝線整備工事を計上しており、汚水事業につきましては、八街バイパス関連事業が実施されることにより、汚水枝線整備工事を計上するなど、限られた財源を有効に活用しております。

以上のことから、賛成するものであります。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、小高良則議員の議案第３２号に対する賛成討論を許します。

#### ○小高良則君

私は、議案第３２号、八街市基本構想の変更について、賛成するものでございます。

平成１７年に策定された、平成３７年を目標年次とする八街市総合計画２００５における八街市基本構想は、策定から１０年が経過し、策定当時と比較すると社会経済情勢、あるいは市財政状況などが著しく変化しており、特に人口の減少期に入り、将来人口の乖離などが見受けられ、これらの変化に対応した今回の基本構想の見直し、変更については適正なも

のであると考えます。

また、平成37年における将来人口については、本市による人口推計では6万5千32人と算出されましたが、次世代を担う若年子ども世帯が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境の整備や、産業振興などによる雇用の確保などを進め、さらに市民一人ひとりが、心身ともに生涯にわたって、安全に安心して健やかに暮らすことができる街づくりを進めるなど、さまざまな取り組みによる流出人口の抑制を図ることにより、総人口を6万8千人と想定しており、これらの人口減少問題に向けた施策については、期待するものであります。

施策の大綱においては必要最小限の見直し、としておりますが、市民協働の理念のもと、10年前には論点とされていなかった少子者行政、男女共同参画、市の魅力発信などを加筆しており、基本構想の策定過程においては、市民意識、市民意向調査、地区懇談会、また街づくり市民会議、ヤングフォーラムなど、市民からの意見、要望等を丁寧に伺ってきており、さらに構想案に対するパブリックコメント手続による意見募集を行った上で、八街市総合計画審議会における諮問、答申を経ております。

今後は、より具体的な施策を盛り込む基本計画の策定作業が行われると思いますが、厳しい財政状況の中、市民の意見、要望等が可能な限り反映することを願っております。

以上により、私は、本議案に賛成するものでございます。

**○議長（湯浅祐徳君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

お諮りします。本日の会議時間は、議事都合により、この際、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（湯浅祐徳君）**

ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定しました。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、八街市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（湯浅祐徳君）**

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成26年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号、平成２６年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。原案のとおり議案第１８号は可決されました。

次に、議案第１９号、平成２６年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号、平成２７年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号、平成２７年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号、平成２７年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号、平成２７年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号、平成２７年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、平成２７年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、八街市基本構想の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第32号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、議会運営委員会及び全員協議会開催のため休憩します。

本会議の再開時刻は、事務局より連絡します。

議員の皆様申し上げます。最初に議会運営委員会を開催しますので、関係する議員の皆様は第2会議室へお集まりください。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催します。

しばらく休憩します。

（休憩 午後 4時22分）

（再開 午後 5時00分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、北村市長から議案第33号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。議案第33号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第33号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案いたしました案件は、平成26年度八街市一般会計補正予算でございます。

本議会におきまして、平成26年度八街市一般会計補正予算を提案し、先ほど原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応しまして、地方創生に向けた先行的な取り組み及び緊急的な地域消費を喚起する取り組みに要する経費を計上させていただくものでございます。

それでは、議案第33号、平成26年度八街市一般会計補正予算についてご説明いたします。

この補正予算は、既定予算に2億1千430万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を214億4千928万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税783万9千円、国庫支出金1億7千713万9千円、県支出金3千634万6千円を増額し、繰入金773万9千円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費6千705万8千円、まち・ひと・しごと消費喚起事業費1億4千724万4千円を増額するのが主なものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第33号に対する質疑を行います。

質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けてありません。

質疑ありませんか。

## ○右山正美君

それでは、若干お尋ねをしたいと思いますが、これは緊急の施策ということで、これは通常ではなくて、これが本当に果たして市の活性化の起爆剤になるかどうか、これもまた甚だ疑問には思うんですが、そういう点からすれば、ぜひとも市の活性化につなげてほしいという気持ちは十分あるわけでございます。

時間がない中で、担当課も、何をやるかという戸惑いと同時に、大変苦勞されたことだろうというふうには思います。そういった中で、若干質問をしていくわけでございますが、歳出の10ページでございます。

まち・ひと・しごと創生事業として6千705万8千円ということで、この中で委託料が3千841万2千円ということで、この中に、市PRパンフレット作成とか、子育てガイドブック作成とかいろいろあるわけですけど、こういった問題で、本当に子どもたちが産み育て、将来的に八街市に本当にずっと居てくれるのかどうかということで考えると、果たしてどうなのかなというふうにも思いますが、これが定住していくのだというような、そういったことで、具体的なガイドブックとかパンフレットとか、そういうことではなくて、もっともっと具体的な対策が必要になるのではないかというふうに思います。

その中で、空き家実態調査業務というのが1千744万円という具合に計上されております。この空き家実態調査業務、これは実態調査だけで、果たしてこんなに金額がいくのかどうかというのも不明ですけど、一旦執行残になりますとこれは国庫に返さなきゃならないと、こういうこともあるんですね。ですから、その辺をしっかりと踏まえてやらなきゃいけないと思うんですけど、この実態調査業務の詳細について、まず伺いたいと思います。

## ○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

空き家の実態調査につきましては、こちらの大きい事業の区分けとしまして、移住・定住促進事業、この中に八街のPR、先ほど右山議員さんもおっしゃいましたように、PRのビデオ、パンフレット等も作成をし、東京都に、今までも平成26年度にも移住・定住の自治体の相談コーナーですとか、そういったものを活用しながら八街市をPRしてきたわけですが、平成27年度については、これをより一層強化してのPRを進めていくという事業と、それともう1つ、空き家バンクに係る事業の中で、八街市のあいている家屋についても有効利用をしていくというものも含めた中で、その他空き家についてはいろんな問題も抱えているというところでの、今回のこの調査業務ということになります。

それで、対象区域は、もちろん市内一円となります。調査の概要といたしましては、住民データですとか家屋の現況図というようなものを、まず調べまして、実は家屋の課税等のデータ等、台帳等、こういうものからも拾い出せるかなということであったのですが、国の方では、そういうものは一切利用するなというような指示が出ているようでございます。そういったところから、これは委託をする業者が現地をきちっと調査をしていくということが、まず原点であるというふうに考えております。

あとは、区等への照会等は、これについては区の役員さん方にもご協力いただいて、実態としては、空き家があるというものについては、調査をしていくということになります。

まずは現地調査、それからその家屋が利用可能であるのかどうかという、外からの分析ということになりますが、そういったものの分類をしていきます。それから、所有者の方がわかれば所有者への意向調査、それから郵送等によるアンケート調査も含めた、全体的に空き家を今後どういうふうに活用していくかというものについても、調査を含めた委託業務というふうに考えております。

○右山正美君

趣旨についてはわかりました。その所有者を割り出して、そこで、言うなれば不動産屋みたいなことをやるんだと、簡単に言うならばね。これではちょっと既存の不動産屋がいるから同じであってね。

説明があったとおり、移住・定住の促進を図るんだということでもありますけど、では、具体的に所有者がわかりました。その次のステップで、どういうことをやっていくのか、具体的にそれは考えているわけですか。

○総務部長（石毛 勝君）

既に空き家バンクという制度を立ち上げまして、登録された方もいらっしゃるわけですが、こういったものについて、所有者の方々へもう一度きちっと説明をした上で、所有者の方が、その家をまた戻ってきて自分が使うということであれば、それは可能ではないかもしれませんが、例えばどなたかにお貸ししたいとか、そういった意向があれば、まず登録をしていただいて、そういう活用をしていくと。なおかつ、今回の予算の中に、空き家の登録をする中でのリフォームの補助金として1件当たり10万円を限度に改修をして、人に貸せたらというような方もいらっしゃると思いますので、そういったものも、今回の予算の中に入れるということになっております。

○右山正美君

また聞いて、何か不動産屋と変わらないようなことをやるんだと。

だから、今10万円というお金が出ましたけれども、10万円で改修して、移住して来て、そこで住もうかなというふうになりますか。これは定住ということになりますか。もうちょっと私は研究してほしいと思うんですよね。だから、その辺のところはまだ具体的に、僕はなっていないのかなというふうに思いますね。それで1千844万円ですから、下手をしたら、これは執行残でほとんど返すようになってしまいますよ、本当に。

10万円で、これは何件ぐらい、そういうことを考えているのか、その辺はどうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

今のお話のある、まず調査についてですが、一応こちらで描いている調査の内容については、委託業者が決まりましたら、お話をしてその調査に入るわけでございますが、これは現地を見た段階で、その先の本当に危険かどうかという調査も、この中にもし含めれば、八街市がいろいろと議会等でも皆さんからご心配をいただいている本当に危険な家屋が撤去されないという、

そういったところでの参考にもなって、今後そういうものが改善されていくのではないかと思います。そのような期待も持っているところでございます。

それと、先ほど私の方から申しあげました空き家のリフォームの補助金、1件当たり10万円を限度額としまして、予算上としましては、10件分の100万円を計上するというところでございます。

**○右山正美君**

10件分ということで、もうちょっと。考え方としては、私はいいと思うんです。でも、これによって移住とか定住とかこういったことに、はっきり言って、なるかという疑問ですよ、正直言ってね。もっともっと具体的に。やっぱり、街が活性化して、街が住めるようになるというのは、交通の便がいいとか、環境がいいとか、そういうことです。そういうことがないから八街を出ていきたいというのが、5割以上あるのですから、考え方としてね。その辺のところをしっかりとフォローしていかないと、空き家対策リフォーム補助というのもいいんですけど、ただ、これが移住・定住の促進になるかという、私は、不動産のいいところなんかはもうちゃんと、不動産屋にお願いして売るかというのもそれはありますよ、それは。その辺のところ、私はどうかなというふうに思います。ほかの人の意見もいろいろあると思いますので、お聞きしたいと思います。

それから、次に、プレミアム商品券について具体的に伺いますが、1万円で3千円のプレミアムを付けて商品券として出すということで、商工会議所、あとは郵便局でいいですか。

**○経済環境部長（吉野輝美君）**

プレミアム商品券の発行といたしましては、市内の金融機関ということで、取り扱いについては発行主体が商工会議所になりますので、そちらの方の会員さんの商品というか、取り扱いになります。

**○右山正美君**

郵便局には、それは委託はしないと。前には郵便局も委託をするんだという話だったのではないですか。その辺をはっきりしてほしいです。

**○経済環境部長（吉野輝美君）**

販売は市内の金融機関ですから郵便局も大丈夫です。プレミアム発行券は。

**○右山正美君**

もうちょっとはっきりさせてほしいのですが、郵便局の本店、支店があります。あとは、農協のJAもあるでしょう。これはどうするのか。だって、商工会議所だけでは対応しきれないでしょう、これ。まず、その辺をはっきりさせて。

**○経済環境部長（吉野輝美君）**

販売所といたしましては、市内の金融機関が発行機関となります。

**○右山正美君**

金融機関というのは銀行もそうですね。銀行も農協も郵便局も、全部入るんだということで認識していいのか、どうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

市内の金融機関として、銀行や郵便局、農協関係、金融機関であれば発行機関ということでご理解をお願いいたします。

○右山正美君

よくわかりました。では、市内の金融機関で券の販売をするということでもあります。

それで、1億4千724万4千円ですが、これを単純に1万3千円で割りますと、1万1千326世帯というような感じになるのですが、3千円のプレミアムを付けて、1万3千円のセットでやるのですが、これは何世帯、4万冊だと。だから、発行をどのようにしていくのか、基準を。これは金持ちだったらいっぱい買えますよ。3千円のプレミアムですから、これは大変な金額になりますよ。だからそういった発行はいいのですが、どういう基準のもとで発行をしていくのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在考えているのは、世帯当たり3冊から5冊という範囲での検討をしております。

○右山正美君

では、一人の人が何冊まで買えるのですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

お一人何冊ではなく、1世帯当たり3冊から5冊というような考えで、今はおります。

○右山正美君

1世帯当たり5冊買えるわけですね。5万円。5万円でもいいんですか。5万円買えるのですか。市内に今は3万世帯ぐらいあるのに、全然行き渡らないよね。（「うちはないからいい」と呼ぶ者あり）うちはないからいいという問題ではないんだよ。ちょっとその辺のところをもうちょっと具体的に。やっぱりこれは大事な問題だから。地域経済活性化になりませんよ、金持ちだけ買ったら。

○経済環境部長（吉野輝美君）

失礼しました。お一人当たり商品券の購入限度といたしましては、3セットを予定しているということです。お一人当たり3セットまでの予定と。

○右山正美君

そうしますと、家庭で3人の成人、収入があったとしますと、子どもがいればもっと買えますよね。そうすると、3万世帯の中で、本当にずっといったら回らないことになりますよね。お金持ちがぼんぼん買ってしまったら、あつという間になくなってしまわないのですか。3千円のプレミアムですよ。銀行とかああいう利息より本当にいいあれですもの、それは。やっぱりこれが地域の活性化につながるのかどうか、これも矛盾だらけですよ、本当にそうなってくるとね。（「余ったら困る」と呼ぶ者あり）いやいや、余らないよ。絶対余らないよ。

それで、確かに発行するのはわかりました。それで買えるお店です。市内だけの業者さんなのか。それともスーパーとか大手のスーパーとか、そういったところも含めて全て買えるのかどうか。その辺についてはどうですか。

### ○経済環境部長（吉野輝美君）

現在、これを発行する事業主体といたしましては、商工会議所が主体という計画になっております。その中で、会員さんの問題がございますが、この会員については、柔軟なことで、特別会員のな会員になっていただければ加盟できるというふうには、今、検討しているところでございます。

### ○右山正美君

本当にこれが地方創出の観点で起爆剤としてのものになるのかどうかというのも、これまた内容を聞いていくと、市内の業者さん、実際には、八街市内の業者さんが本当に活性化するかどうかという問題を抜きにして、ただただ地方にそういったものをおろせばいいんだというような感じだと、これは地域経済活性化の起爆剤というのは、私はならないと思うんですね。結局は、お金がちょっと余る人はそういったものをぼんぼん買ってやっておけば、3千円のプレミアムですから相当なことになるわけですよ。お金のない人は、そういったものも結局は買えないということになっていけば、私は、地域の活性化というものにつながるかどうかというのは、本当にだんだん不安になってきました。

そういうことで、できるだけこれは市内の業者さんで使える、そういった取り組みをちっとやるべきではなかったかと思うんですけど、その辺は、国の制度の問題もあるでしょうから仕方ないにしても、何パーセントは市内で使えるとか、そういったことをやってほしかったなというふうに思います。

ちょっと一段上に戻りますけど、農業体験ツアー事業補助金1千万円とあります。パンフレットとかそういったのはわかるのですが、農業体験ツアーというのは、具体的にどのようにお考えなのか、その辺についてはどうでしょうか。

### ○経済環境部長（吉野輝美君）

農業体験ツアーの内容的のものでございますけれども、これは、消費となる都市部の住民の皆さんと、八街市の農家さんにあたる生産者との交流を図る目的で、農業体験、掘り取りとかそういうもの体験していただくために行う事業で、本市の農業の魅力を感じていただくという事業の取り組みでございます。

具体的には、都市部の方々をお迎えに行き、農業体験をしていただき、八街市内の農家さんとの交流をしていただくと、そういう内容の取り組みでございます。

### ○右山正美君

事業の内容についてはわかりました。

観光的といいますか、バスなんかも入って来られるような道路の整備とか、大きくなりますけれどこれは前々から言っていたのですが、そういうことをやらない限りは、観光の農業というのはつながっていかないというふうに思うんですね。限定されてしまうわけですから。

それで、その観光体験ツアーというのは、都市部からというふうにありましたけど、具体的にどこそことか、そういう具体的なものについては、もう考えておられるのかどうか。ただ単に、都市部というだけの問題なのか、その辺についてはどうですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

本市の生産される農産物については、都内の方へ流通しておりますので、東京都内の住民の方々を本市にお迎えして体験していただくというような考えで、どこという場所的にはまだ限定しているところではございません。

○右山正美君

具体的にはこれから進めていくのだということで、これは取り組みも、金額的には1千万円の予算でしょう。これバスが1日8万から10万円ぐらいの、いろいろやるでしょうから、15万円ぐらいとしても、相当なバスの問題であります。

一番懸念されるのは、せっかく国からきた予算ですから、私は消化しなければしょうがないと思うんですよ。執行残になれば国に返還、戻さなければいけないわけですからね。だから、この辺の取り組みというのは、予算を1千万円付けました、はい、途中でできませんでした、戻しましたということでは、今回のではどこでもそういうことが言えるわけです。だから、ちゃんとした計画を練って、それで地域の活性化に役立てるということをしっかりと位置付けて取り組まないと、本当に執行残に、残ってしまいますよ。今は予算の話をしているんですけど、しっかりその気に出ていないと、そういったことになりかねないということなんです。

ですから、その辺のところもしっかりとやって、都心からいろいろ観光の人たちを連れてくるのであれば、もっともっと八街市のPRもしながら、そういう魅力があるんだというPRをどんとやって、せっかく1千万円あるのですから、本当に賑わってやっていくような、そういう方向性をぜひ見出してほしいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに質疑は。

○石井孝昭君

すみません、何点かご質問させていただきたいと思います。

総務部長にお聞きします。この予算に関しては、先行型と地域消費喚起と生活支援ということなんですけれども、まず、このものに色がついているかということと、目的外支出がこれはできるのか、ちょっと先にお聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

今、その目的外支出の関係でございますが、あくまでもこの事業につきましては、議会当初一般質問でもありましたが、ちょうどその前段で国の方にこの事業の内容についての申請をしております。その採択がされて、今回この事業についてはこういう方向性でよろしいですよということで、予算が付くということでございますので、基本的にはその事業に対する執行ということになろうかと思えます。

○石井孝昭君

平成27年度に、八街市として、恐らく地方創生の骨格を示していかなければいけないことが、国から義務付けられているというふうにお聞きしていますけれども、今回、この補正につ

いては、その起爆剤になるその前段として来たということで、平成27年度に向けて、地方創生をどうするかという起爆剤の予算というふうに理解しておりますけれども、この予算配分はどのようなところに着目して、このようなさまざまな企画をされたのでしょうか。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

これにつきましては、現在、基本構想、本日議決をいただいたところでございますが、今後、基本計画、総合計画と展開をしていく中で、あわせて人口減少問題がここへきてかなりの重要性を増しているということを目的に考えますと、ここで国からのこういった、国も同じような状況の中で、予算をいただけるということで、まずは八街市としましては、今後の総合戦略、この事業を策定していかなければいけない。これは単年度ですが、そこで今後の事業展開をどういうふうにしていくのかと、これは、当然基本計画の、また総合計画の中で八街市としてこういうふうに進んでいくということを、まず作らなければいけないということで、この予算も1千万円計上しているところでございます。

この中で、今の人口減少と、また移住・定住も含めまして、今回の予算の配分につきましては、先ほど言いました移住・定住事業としましては、ちょうど空き家バンクを今手がけている中で、どういったことで八街に戻っていただけるか、住んでいただけるかということを、どんどんPRしながら進めていきたいということと、それから、先ほど経済環境部長の答弁にもありましたが、観光農業、これは農業をどういうふうに、八街のPRをしながら八街の特産物を広く推し進めていくかということの事業。

それから、八街に住んでいただいて本当によかったと、安全・安心で子どもを育てやすいといった環境の中で、暮らしていただきたいということで、子育ての支援、または少子化対策等を進めていくべきだということで、今回の事業の設定をしたところでございます。

#### ○石井孝昭君

地方版の総合戦略ということだということで、移住・定住、子ども・子育てということですが、パフレットを作成していくことはとても大事だと思いますけれども、そして、パンフレットにのっとしてこの配布方法です。先ほど農業体験の質問もありましたけれども、その方々に、パンフレットをつくったからといっていきなり八街市へ来てくれるかと。例えば1千万円の農業体験の予算をとったとしても、恐らく観光農業協会として受け入れ皿をとってくださいといっても、年間観光農業協会としても12万円ぐらいの予算で通常はやっていると思いますけれども、その辺は非常に難しいと思うんですけれども、移住・定住はどのようにそのパンフレットをつくって、配布はどのようにされるのでしょうか、都内近郊ということでしたけれど。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

八街市の農産物に係るパンフレット作成に伴って、その配布の内容でございますけれども、観光農業協会、先ほどの他県的なこともございますが、あとは、八街市の特産品であります落花生、こちらの方にも活用できるようなパンフレットを作成して、通常来られる方々あるいは農業を体験したい方々に、そちらのパンフレットを配布して、紹介したいというふうには考え

ています。

#### ○副市長（榎本隆二君）

それでは、私の方から補足で説明をさせていただきます。

今、パンフレットとかをどういう形で配布をするのかというようなご質問がございました。パンフレットだけではなくて、今回プロモーションビデオということでも作成する予定でございます。平成26年度に既に実施した事業ということで、以前にもお話をしたかもしれませんが、移住・定住を考えている方に、県とかあるいは団体がフォーラムというのでしょうかフェア、例えばふるさと回帰フェアとか、JOINの移住交流地域起こしフェア、あるいは県の移住相談会、こういったものを平成26年度も開催しております。

うちの方はその予算がありませんでしたので、当初、県のブースを借りて八街市の幟旗を出してもらって、落花生を試食してもらったりとか、あとはうちの方でつくっている八街のパンフレット、そういうもの配ったのですけれども、こういうところで他の自治体ですと、ビデオで流したり、外向けのPR、市の魅力をアピールするようなものを配ったりしています。やはり戦略的にそういったものが、これからはどうしても必要だろうというようなことで、1つはそういう機会、あるいは、他の自治体との交流、例えば八街市に来ていただいた自治体、あるいは、こちらからいろいろ、また、市長のトップセールス等で行くような場面もあるかと思えますけれども、いろんなところで八街の外向けに配れるようなパンフレット、それからビデオを作りたい。そういうところから、こちらの方の予算を計上しているということでございます。

#### ○石井孝昭君

市長にちょっとお聞きます。

今、副市長からビデオとか、実際はビデオといっても昔のビデオを作るわけではないでしょうけれども、いろんな資料、PRパンフレットを作られるということでございますけれども、県内市長会とか全国の市長会に市長は出席されると思いますけれども、例えば八街の産業祭にほかの市町村がブースを出していく。また交流をしていく。今、市長は外交をいろいろされていらっしゃると思いますけれども、八街も例えば東京都のそういったブースに徹底的に出展をしていくと、これからさらに地方版で、お互いさますからそういう形で逆に先方、千葉県内のまずいろんな、こちらからも打って出て、そのPRのパンフレットを配ったりビデオを流したりして、八街の魅力をそこで発信していくというようなことはとても大事かというふうに、トップセールスとしては思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

今般、地方創生という絡みの中で、こうした補正予算を計上したところでございますけれども、まず、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、あるいは東京一極集中の歯止め、あるいは地域の特性に即した地域課題の解決等々を基本的に考えた中で、地方へ新しい人の流れを作る、あるいは地方に仕事を作り、安心して働けるようにする、あるいは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、あるいは時代にあった地域を作り、安心な暮らしを守る、あるいは地域と地域を連携する等々を基本といたしまして、またこれらのことを踏まえた中で、

今般こうした補正予算を計上したところでございます。

今、石井議員が言われたことにつきまして、私もかねがね各首長さんとは、こうした八街市はこういう魅力があるということで、意見交換会をしております。特に、浦安市は農業委員会がない、農地がないという市でございます。そうした意味において、私は積極的に2020年の東京オリンピックの兼ね合いもございませけれども、浦安はホテル群もあるという中で、特に浦安市さんと今交流をここで重ねております。先般も新浦安駅前で八街の農産物を売るという機会、ブースを提供していただいております。今やっておりますけれども、そうしたことも一例でございます。

そうしたことを踏まえまして、八街市の農業あるいは特産物、あるいは八街市が安心・安全な街であるということをPRするためのいろんなことを、今、努力しているところでございませけれども、今回の補正予算を契機に、さらに各首長さんあるいはいろんなところの連携を図りながら、八街市のPRをするための今回はいい機会だというふうに思っております。

#### ○石井孝昭君

本当におっしゃるとおりだと思います。ここの八街で、ここでいろいろ騒いでいても人は集まってきませんし、移住・定住は来ないわけですから、市長、1つの提案ですけど、その浦安市さん、八街市ということで、1つのモデルケースみたいな地方創生の戦略特区のモデルケースを国に示していくような提案も、浦安の市長さんに話をしながら、農業委員会がない、農地がない浦安市に対して、八街に対しては土の魅力や野菜の魅力を発信していただければありがたいというふうに思います。

それと、すみません。あと2、3点聞かせてください。

おやこサロンなんですけれども、平成27年当初予算の第20号で可決したファミリーサポートセンターがございませよね、350万円前後で。私の文教委員会であれしたのですけれども、おやこサロンとの、それぞれの特色はどのように出すのか。これは違うものですよ。ものは違うんですね。その違うものの違いと、その相関関係をどのようにとるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

今回のおやこサロン、仮称ということで、補正予算の方には計上させていただきまして、正式名称については、今後4月以降、公募するか私ども市民部の中とか、総務部を交えて名称の方は決めていきたいと思うんですけれども、内容的には、ファミリーサポートとは基本的には違うわけございまして、ファミリーサポートというのは、提供会員と利用会員がいて、送り迎えとかそういう感じです。

おやこサロンにつきましては、場所的には、総合保健福祉センターの3階、旧機能訓練室ということで、妊娠、出産、子育て中の親が抱く悩みや不安を気楽に相談できる場所、スペース。また、同じ子育て中の親子との交流の場所を提供する。そういう場所を私どもで作りました、そこに集っていただいて、いろんな悩みを打ち明けたり、子育ての悩みとか、母親同士の悩みを打ち明けていただいて、そこで1つの解決策等々与える場所にしていきたいと。

あくまでも、ファミリーサポートは、提供会員と利用会員という、ある限定された登録会員の中での業務でございまして、根本的にはおやさサロンというのは、自由に来ていただくということで、総合保健福祉センターの3階を、4月から常設という感じで考えております。

○石井孝昭君

わかりました。

地方創生は、教育の分野でも地方創生がうたわれてきていますけれども、今回、市のこの予算を見ると、教育委員会の予算が計上されていないように感じます。幼小中高連携を進めている八街の教育委員会としては、今回の予算には関わっていないようですけれども、それはどうしてでしょうか。

○教育次長（河野政広君）

今回の予算の関係につきましては、全ての課というか、その辺の意見聴取等も行っております。また、教育委員会の中でも会議を開きまして、今回の指針に沿うような事業等がないかどうかということで、検討したところでございますけれども、ちょっと今回はそれに該当するものがなかったということでございます。

○石井孝昭君

わかりました。

先ほどの農業体験と、今回の婚活をリンクして事業化できないかというふうに思いますけれども、農業体験と婚活事業、36万7千円ですか、これは来年度の予算で計上しているものと違うものでよろしいでしょうか。そして、農業体験として活かせないか。その辺のご質問をさせていただきます。違うものなのか。

○総務部長（石毛 勝君）

婚活につきましては、あくまでも当初予算に載せているもの、これと今回の予算計上したものの、これは基本的には一体的に行うと。当初予算については、あくまでも食糧費のみの計上だけでございました。今回についてはそのイベントに係るいろんな経費、こういうものもこの事業費の中に入れての予算ということになります。

○石井孝昭君

答弁が細分化されているので。農業体験の中に婚活、この野菜を含めた農業を通じた体験ということですから、婚活は、部長答弁で1回と想定されていると思うんですけれども、私は何度やってもいいのではないかと考えているんですよ。この予算は、先ほど右山議員もおっしゃいましたけれども、1回、2回、3回やって、それを試行していくことも大事だと思いますけれども、それを農業を通じて体験されていくことの婚活を、都内から人を引っ張っていく。それをバスでやってもいいじゃないでしょうかと、このような提案なんですけど、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この農業体験ツアーにつきましては、都市部の方々との農業を通じての交流ということで検討をしているわけですが、具体的な内容はまだ、婚活、若い方々同士での農業体験とか、まだ

そこまでの検討はしておりませんので、今後の課題かと思います。

○石井孝昭君

そのような形、非常に定住・移住を含めて、若い方も含めて、八街においでいただく機会もよろしいですし、今日テレビでやっていたのですが、40代、50代の方、60代の方でも結構いろんなイベントを通して、自分たちが終の棲家として選ぶところを探しているようなイベントがテレビですごくはやっているそうですけれども、そのような体験を含めて、移住・定住策としてご勘案いただければありがたいというふうに思いますので、部長、よろしくお願いしたいというふうに思います。

最後に、すみません、質問をさせていただきます。プレミアム商品券の件なんですけれども、市としてこの発行していく8月から12月、経済効果としては5億2千万円という総額なんですけれども、どのような経済効果を想定しているのか、ご質問させていただきます。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この商品券を活用していただきまして、大きな消費拡大につながれば、本市の活性化につながるというふうに。

○石井孝昭君

わかりました。以上です。

○川上雄次君

それでは、何点か質問させていただきます。

今回の補正予算、この追加議案は、八街を好環境拡大ということに資するように、ぜひとも力を入れてもらいたいと思います。その上で、何点か質問いたします。

歳出の10ページのところに載っています最初の項目のまち・ひと・しごと創生事業についての、この創生検討委員会委員、このメンバーはどういったメンバーなのかお尋ねします。

○総務部長（石毛 勝君）

創生検討委員会という名称につきましては、これはまだ、もちろん確定をしている委員会の名称ではございませんけれども、これにつきましては、住民代表、または産業界、大学、金融機関、労働団体、マスメディア等、そういった方々のさまざまな有識者等で構成をいたしまして、今後の八街市についての検討をしていくというような組織として行いたいというふうに考えております。

○川上雄次君

この地方創生は、全国一斉に各自治体が取り組んでおりますので、本当に自治体間の競走になると思います。そういった意味では、専門性のある、力のある委員の方をぜひとも選出していただきたいと、このようにお願いしておきます。

それから、下の方ですけれども、本市のPRビデオ、この作成数とか活用方法について、もう少し具体的なものがあるのでしょうか。PRビデオですね。

○総務部長（石毛 勝君）

申し訳ございません。一応、ビデオの作成、またパンフレットの作成、これにつきまして

は、基本的に予算額の決定をして載せたわけですが、今後、作るにあたって、どういったものを、どういう形で、例えば映像化していくとか、そういったものについても、額の中で判定をされるというふうには思っております。

八街市の春夏秋冬、こういったものの季節の移り変わりですとか、そういうものもPRの中に1つ入れるとか、いろいろとその中身によっても額が変わってくる。それによって、作成本数、ビデオについては決定していくというような形になろうかと思います。

それから、パンフレットにつきましては、現在のところ3万部の作成を予定しているところでございます。

#### ○川上雄次君

わかりました。

続いて、空き家の実態調査業務ですけれども、本日、1千744万円という大きな予算が計上されておりますけれども、この調査業務はどういったところに委託されるのか、その辺はわかるでしょうか。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

こちらについては、当然その調査業務ですので、コンサルタントという形になろうかと思えます。これは、佐倉市などでも以前空き家の調査等をやられておるところでございまして、そういったものを現在企画課の方で、この予算計上をするにあたっていろいろと見積もりをとったり、お話を聞いたりしているところでございまして、今後は、入札等を行って業務の委託をするということになろうかと思えますので、八街市のこういった調査をということで、一般競争入札になれば、八街市の入札に参加する業者というのは絞られてくるというふうに考えています。

#### ○川上雄次君

この空き家対策に関しては、今までの実数というのが、総務省からの推計ということで、具体的なものはなかったのですが、きちっとした八街の現状が、実態が浮かび上がって、なおかつ、すぐそれが使えるような専門性のある、活用できるような内容にしていきたいと、このようにお願いしておきます。

それから、おやこサロンについてなんですけれども、備品購入費が計上されておりますけれども、360万円ということで、どのような内容の備品を充実されるのか、お伺いします。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

この備品購入費の360万円の内容でございまして、あの機能訓練室の中に、基本的に臨時職員等を雇いたいと思っておりますので、その関係の事務用机とか椅子、それからあそこはちょっと広いので、間仕切り用のブース、それから室内用の遊具等の購入ということで、360万円を計上しております。

#### ○川上雄次君

その項目の上に、サロンの整備工事というのもあるので、これは560万円、そちらの方と重なっているのではないですか。サロン用の備品というのがまたあるのではないでしょう

か。

○市民部長（加藤多久美君）

15節のおよこサロン整備工事の560万円の内容につきましては、3階の機能訓練室の工事ということで、今シャワー室があるのですけれども、そこをおよこトイレに改修する経費、それから中に授乳室等を作りたいということで、その設置費用、それからあと事務スペースの設置とか、相談ブースの設置とか、それを工事請負費の中で盛らせていただいております。基本的な備品については、備品と工事請負費は分けております。工事請負費については560万円、備品については360万円の計上ということでございます。

○川上雄次君

わかりました。

では、プレミアム商品券についてお伺いしますけれども、これは1万3千円でよろしいのか。また、何円から発行するのか。その内容についてもう少し詳しくお願いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

プレミアム率30パーセント、要は1万円が1万3千円という内容でございまして、中身の発行券につきましては、500円券を26枚というような商品券になります。

○川上雄次君

8月から12月という非常にタイトな期間での発行になりますので、これは消費するのでもまた大変だということもあります。そういった意味では、対象とする、参加していただける事業者は商工会議所を中心ということでしたけれども、もうちょっとこの詳しい内容を、例えば商工会議所に加わっていればどの事業者でもいいのか、その枠はどのくらいまで考えていらっしゃるのか、もう一度お伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

先ほど申し上げましたとおり、商工会議所が事業主体ということで、事業としては商工会議所会員さんが主になんですが、これらに柔軟な対応をすべく、今、検討しているところでございます。

○川上雄次君

具体的に、例えばスーパーとかコンビニが商工会議所に加われば、そこのお店は扱えるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

要は、八街商工会議所に登録していただき、対応できるような形をとりたいというふうには考えております。

○川上雄次君

わかりました。終わります。

○林 修三君

それでは、1点に絞ってですけれども、いよいよ八街が動いたな、始まったなということを感じました。この結果には大いに期待をするものでありまして、それで、ここの総合戦略

策定業務というのがありますよね。ここのことをちょっと教えてください。

○総務部長（石毛 勝君）

八街市の総合戦略策定事業ということで、これは、国におきましては、地方の人口減少抑制、こういうものを目指すということを基本理念として定められたものでございまして、それが、「まち・ひと・しごと創生法」ということで交付されたものでございます。これに基づきまして、日本の人口の現状と将来の姿を示すということで、今後目指すべき将来の方向性を提示していくということになっております。

これにつきましては、今後5年間の目標ですとか、施策、基本的な方向を提示する創生総合戦略ということで、これを都道府県や市町村が2060年までの地方人口ビジョン、また2019年までの5カ年の地方版総合戦略、これを2015年度中に策定をしていくということが、この事業の主題でございます。

また、その地方版の総合戦略におきます基本目標と基本的な方向、これは地方における安定した雇用を創出する。また、地方への新しい人の流れを作る。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代にあった地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると、こういった基本的なものが掲げられております。

これに基づきまして、八街市といたしましても、先ほどご答弁申し上げましたが、外部有識者等で構成します検討委員会を設置して、今後の八街市の創生についての検討をしていくということでございます。

○林 修三君

まさしくそのとおりなので、これから地方の時代、八街をどうやって活かして売っていくかというのは、この戦略、これが必要なんですよ。これが核になるんですね。ですから、これがきちんと組織があって、そしてその意見がまとめられて、今回まとめてこれがいろいろ出しましたが、これはこれで執行していただいて、その後をどうやって進めていくかということが、これが中核なんですね。八街の総合戦略、これをぜひ慎重に進めてほしいし、その中で八街のよさを拾っていったほしいなど。

これは、それぞれの市町村でこのことについては取り組んでいるわけですから、競走ですよ。ですから、競走に負けない八街をつくってほしいということを、お願いしておきます。以上です。

○京増藤江君

まず総合戦略策定なんですけど、これは委託事業となっているのですが、この、まち・ひと・しごと創生検討委員会に委託するのですか。

○総務部長（石毛 勝君）

いえ、これにつきましては、今後の戦略を策定する業務については委託をします。ただし、それにつきましては、その前段で庁内の体制も整えたり、先ほど言いました外部有識者等による検討委員会等も経ながら、最終的にその形を作るものが委託ということになろうかと思えます。

## ○京増藤江君

さまざまなアンケートなどもして、市民の皆さんがどういうことを欲しているか、要求しているか、そういうことはもうわかっていると思うんですね。ですから、これを職員の手でつくっていくと、そういうことが必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

## ○総務部長（石毛 勝君）

これを言うとお叱りをいただくかもしれませんが、来年度、担当する企画課につきましては、八街市の基本計画、これも来年度作成をするところにあります。また、地域交通協議会との計画の策定ですとかいろいろと業務がございます。最終的に、この戦略についての策定については、企画課の職員がもちろん加わって、丸投げということではございませんので、その各検討委員会できちっと状況をまとめた中で八街市の方向性を出すと。これは八街市の中でも職員の中で、八街市まち・ひと・しごと創生推進委員会、こういうものにつきましては、一応今の予定としまして、会長の総務部長としまして、関係各課の長によって構成をしていく、そういった委員会も策定するということで、やはり八街市がもちろん関わらないことには戦略は出せませんので、最終的に冊子といいますか、戦略をまとめ上げるについては、今回につきましては業者委託をさせていただきたいということでございます。

## ○京増藤江君

各課の職員の皆さんは、本当に市民の皆さんの要求をきっちりとつかんでいると思うんですよ。例えば道路の問題でも、また福祉の問題でも、そういう各課の担当の皆さんから企画課に集めていけば、これは可能だと思うんです。やはり、これからはそういう力をしっかり職員の皆さんが付けていく、また、今まで蓄えているものをきちんとまとめていくことが、これから市民の皆さんと頑張っていこうということになると思いますので、これは何でも委託すればいいということにしないように、ぜひ再度検討していただきたいと思います。

次に、子育て講座の委託業務についてなんですけど、子育ての大切さや親の役割を再認識する機会を提供して子育て家庭の支援を行う、そのための講演会をするんだということなんですけど、どういうご家庭を対象としているのかお伺いします。

## ○市民部長（加藤多久美君）

一応対象者として予定しておるのは、現在では小学生までの子どもを持つ父親、母親を対象にしまして、専門家等による育児についての講演会を今実施したいという考えでおります。

## ○京増藤江君

学校でもお聞きしますと、例えば懇談会などに、本当はこういう家庭こそ来ていただきたいと思っている家庭の親御さんが来れないと。あまり心配ないような家庭の保護者が結構見えるのですという声があるのです。そういう意味ではなかなか相談に行けない、またそういう講演会に行けないという方たちをどう支援するのが必要だとは思いますが、その点、教育長にお聞きしたいんですけど、例えば今小学生とかそういうご家庭を対象にしているということをおっしゃったんですけど、実際にいろいろな講演会に来られる方たち、私も何回か見ていますけれど限られていると思うんです。その意味では、やはり困難を抱えているご

家庭にどうすれば来てもらえる講演会になる、そういうことをどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

**○教育長（加曾利佳信君）**

今、議員の方からお話があったことは、特に問題が起きている子どもたちの保護者に対して学校の方が何かアドバイス、支援をすると、そういうご家庭の保護者の方が来ていただけない、その経験から学校としては、または教育委員会としてはそういう対策はどうかという意味だと思いますけども、学校としましてはそういうご家庭には家庭訪問をしたり、連絡等は密にとっております。

ただ、いろいろな問題、そういうことがここにございます子育て講座ですね、ちょっと内容についてはまだ教育委員会としても把握はしておらないのですが、この部分が、もし学校としてもその相談窓口として活用できるのであれば連携を取り合いながらこちらを紹介するとか、いろいろな窓口の1つとして紹介はさせていただきたいなと思っております。今後、連携を取っていききたいなと思っております。

**○京増藤江君**

今、市民部長の答弁では、例えば小学生のご家庭の保護者とかそういう答弁なわけです。どうして教育委員会とすり合わせをして決めないのかなと思うんです。本当に今の八街市の教育状況は大変でしょう。まして、私も若いお母さん方とお話ししますと、例えば経済的に大変で鬱になっていてなかなか外に出られないとか、そういうご家庭があるわけです。そういうところの支援はここには入っていないんだと思うわけです。ぜひそういうところも考えて、本当に支援が必要な家庭にどうするのかということがあると思うんです。例えばですよ、川崎市の殺害のあの事件でも一人親家庭で学校と相談できなかった、そういうことがあるわけですから、私はこれは、何でそんなに騒ぐの。

**○議長（湯浅祐徳君）**

京増藤江議員に申し上げます。教育委員会にそういう予算はありません。ちょっと質問を変えてください。

**○京増藤江君**

教育予算ではないでしょう。だって、子育て講座で小学生とかそういうあれを対象にしますよと言っているんですよ。

ちょっと部長、今、小学生がいる家庭とか言いましたよね。

**○市民部長（加藤多久美君）**

あくまで対象者を聞かれましたので、小学生までの子どもを持つということであって、小学生に絞ったというご答弁はしていないです。乳幼児から小学生までという、ちょっと幅広いという感じで答えたつもりでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

**○京増藤江君**

そうですか、わかりましたけど。わかりましたけど、小学生にも必要だと思います。

次に、では親子サロンについてお伺いします。この親子サロンについては、私たち日本共

産党が児童館を作るようにということで要望してきた中で、前の市長がようやくこの3階の施設を開放いたしました。しかも、これは週に3回とか制限がありまして、これを毎日のように開いてほしいとお母さん方が大変要望してまいりました。まして、おもちゃを置けないとか、そういうお母さん方が困って四街道とか佐倉の児童館にお邪魔をしていたという長い経過があります。ようやくこの3階にできたということでは本当にうれしいなと思います。

それで、この人員を配置するということにもずっと要望してきたのですが、2名の配置ですが、これはずっと配置になるのかどうかお伺いしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の予算の中には非正規の、いわゆる臨時職員ということで賃金で2名分、例えば保育士等の資格を持っている方を想定した予算の計上でございます。今回の協議にあたってはとりあえず27年度はということで、協議の方はそこまでにとどめておる状況でございます。

○京増藤江君

本当に子どもたちの、子育ての応援というのは1年限りでいいというわけにはいきません。まして、これから若い人たちが住み続けていくことができる、そういう八街にするためにもこの事業は続けていただきたいな、人員を配置することを重要視していただきたい、そういうふうに要望をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに。

○小高良則君

それではお伺いいたします。検討委員会があり、総合戦略策定業務が委託され、戦略的PRビデオが本市にとってはできるわけですが、著作権等、自由にそのビデオが出回ることを望むわけですが、その点の考えをお伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

申し訳ございません。今後、それにつきましても十分検討してやっていきたいと思っております。すみません。

○小高良則君

よろしくお願いいたします。

続いて、空き家実態調査業務です。今議会で、うちの誠和会の鈴木議員が多分一般質問したのではないかと思います。空き家というのは多分どんなコンサルタントが来ても地元に住んでいる人が一番状況を把握しているもので、コンサルタントが来て何度もその地域を回るわけではないと思います。予算的には十分な予算があるので、やはり地域の住民から区長さん、組長さん、または班長さん、細分化された組織があります。区の加入率が低いという中でも活動できる十分な人員はいると思います。そのデータをもってコンサルタントにそれなりの相談をかけていく、その手法がいいのではないかと。

視察に行った先では、住民からのデータをもとにチェックリストを作っており、そのチ

チェックリストをもとに行政の担当者が、建築士の資格を持っている担当者がまた現地調査に行ったと。だから、比較的予算をかけなかったのですが、今回は予算があるものですから、きちんとしたコンサルタントにその後も追跡調査できると判定してもらえるとということで、まず順番を変えて、地域に市民との協働の街づくりの観点からもまず地域が先ではないかと思うんですけど、その辺の考えをお伺いいたします。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

先ほどのお答えの中にもあったのですが、本来私どもの行政側でデータを作る上で、例えば課税上のデータですとか、そういうものが利用できるというのを前提に考えておったわけです。しかしながら、国の方はそういった個人情報でも市が直接的に使うなということのご指示のようでございます。そうなりますと、当然、今お話があったように、やはり地区に出向いて行ってそういう地区の状況を十分把握している方々にもご協力をいただきながらやらないと、多分大変な作業になろうかと。佐倉市でもやはり委託事業だったのですが、委託業者はかなり大変だったというふうに情報は入っております。そういった面もありますので、ご協力いただける区の役員さん方ですとか、こういう方々に八街市の実態等も把握するためのご協力をいただきながらやっていければというふうに考えております。

#### ○小高良則君

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。うちの近所でも1年に数日しか来なくて、電気がつながっていていつも戸も閉まっているんですけど決して空き家ではないんですね。ちゃんと持ち主がいて定期的に来ていると。それはやっぱり地域の人でしかわからないので、ぜひ精査してよりよい執行をしていただきたいと思います。

また、石井議員も言っていた農業体験ツアーと婚活ですけど、私もこの予算書をずっと見ていて、多分短期間で作ったものだからまだまだ詳細が出てくると思うんですが、一緒にできないまでも同時開催ということは部分的に考えられると思うんですけど、私からもその可能性についてお伺いいたします。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

こちらにつきましても、あくまでも今回1回の計画をしておるところでございまして、まだその計画内容につきましても具体化がまずされていないという中で、石井議員さんと小高議員さんの貴重なご意見を十分に取り入れながら可能な範囲で、今回1回目の事業でございまして、次につながる事業というふうに考えておりますので、実施していきたいというふうに考えております。

#### ○小高良則君

ホテルのケーキバイキングも魅力的ですが、八街の体験婚活も土壌豊かなところですから、ぜひ検討をいただきたいなと思います。

続いて、農業体験ツアーですが、私が最初に思った金額からいって一遍に何百人が来るのではなくて、種まきから収穫までなのかなというふうに思っていたんですけど、今、皆さんの質疑を聞いていてそういうふうでもないようなので、もう少し踏み込んだ、今の考えでい

いですから教えていただければと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この体験ツアーにつきましては、8月から10月頃までの間に10回程度バスでおいでいただいて体験していただくような考えでは現在おります。

○小高良則君

これもぜひ皆さんに来るように、定住促進につながるように、いろいろな関係者に周りから応援していただいて一緒に体験し、関係者または議員各位も参加していけるようなイベントになればいいなと思っています。

最後に、プレミアム商品券の補助事業ですが、確か商工会議所は1千500件程度の商工業者、工業の方とか、いろいろいるのですが、恐らく冊子を配らないとどのお店で買えるようになるのかとかわからないと思うのですが、その辺の予算確保の考えについてお伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

当然、この事業はプレミアム商品券の事業を起こす際にポスターやらチラシ、こちらの方の宣伝料費も盛り込んでおりますので、PRに務めたいというふうには考えております。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに質疑はありませんか。

○服部雅恵君

すみません、ちょっとだけ質問させてください。

子育てガイドブックなんですけれども、やっぱり若いお母さん、どんな子育て支援があるのかかわからないというお母さんが多い中で、素晴らしい取り組みだなと思うんですが、これはどのような形で配るのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

配布の方法、配布の場所等については、例えば今こんにちは赤ちゃん事業を展開しておりますのでそういう訪問時とか、今ブックスタートも始めましたのでそういうときに配るとか、そういうものを想定しまして、そのほかには希望がある方には随時配布したいと、そのように考えております。

○服部雅恵君

わかりました、ありがとうございます。

あと1点。先ほどから出ている農業体験ツアーなんですけど、今結構若い女性の方、農業女子が増えているというのがあちこちで聞かれるのですが、そういう女性をターゲットにしてやるという方向はどうかと思うんですが、そういうお考えはあるのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

貴重なご意見として、今後検討課題にしたいというふうに。

○服部雅恵君

はい。婚活もいいのですが、その前に若い女性が八街に来て、ここに住んでみたいと言え

るようになったらいいなと思うので、ぜひご検討ください。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに質疑のある方。

○林 政男君

2点ばかり。八街市には既に人口減少の対策会議で副市長が議長としてやっておるようになりますけども、それと今回の総合戦略策定業務との考えといいますか、整合性というのはどのようにとっていくのでしょうか。

○副市長（榎本隆二君）

人口減少問題対策検討会議、こちらの方も若手職員によるプロジェクト、それから本会議の方も回数を重ねてきまして、まだ報告書という形ではまとまってはいないのですが、その中で出てきたアイデアというのは当然ございます。やはりそういう中には子育て支援であるとか地域を活性化していく、そして、その地域の魅力を外に向けてPRしていこうというようなことは当然出ておまして、そこでの検討内容、あるいは今回の地方創生という中で、また関係する部署に内容を確認した中で今回提案しているような内容になっているということで、人口減少問題でのその検討内容、そして、その関係課の意見を踏まえた内容だということでご理解いただければと思います。

○林 政男君

わかりました。地域を変えるには一般的に、よそ者、ばか者、若者、変わり者といいます。それでこの予算書を見ると、やっぱり正直に言いますと役人さんが書いたあれだと思うんですね。先ほど服部議員が言いましたけれども、女子農業についてもPRコマーシャルビデオの中に女子がやっているような絵を描けばいいと思うんですけども、若者から見た視点といいますか、観点からのこの予算に反映していないように見えるのです。その辺こう、やはり若者を取り入れる予定がないと地域の活性化はならないと思うんですけども、その辺はこの予算の中にこれからどのように、いろんなさっきの体験農業も含めて全てのことを含めて、若者をもっと取り込んでいかないと従来の発想だけではだめだと思うんです。その辺をどのように取り入れていくのかお聞きしたいと思います。

○副市長（榎本隆二君）

若者の視点、非常に大事な視点だと思います。そういったことで、例えば先ほどの広報誌というお話をしましたが、広報誌もよく行政が作る広報誌というと割と満遍なく、平等にというような発想にどうしてもなってしまう。今回ちょっと想定しているのは「るるぶ」というような雑誌とかは皆さんご存じだと思うんですけど、「るるぶ八街」であるとか、あるいは「じゃらん」とか、ちょっとそういう系統のものを作ったらおもしろいのではないかというふうに思っています。ですので、それは例えば市内の中の幾つかの魅力あるスポットというのを作成される業者の方が選定するような形にはなるとは思うんですけども、ですので、ちょっとそういうようなところで、八街にも例えば食、あるいは農業だけじゃなくて

いろんな魅力があると思うんです。若い方が好むようなお店であるとか、そういったものとかも取り入れていってPRしたらおもしろいのではないかなというようなことはあります。

それと、あと農業体験。先ほど女性も含めてということも当然、そういうような視点も持った中で企画を考えていく、予算の中では当然そこまで書けませんけれども、検討の中ではやはりいろいろなアイデアが出ていますので、そういったものを活かしながら魅力ある形に持っていきたい、このように考えているところでございます。

○林 政男君

今、副市長がおっしゃられたように、これからはラインとかフェイスブック、あるいはツイッター等、そういうふうにつながるようなSNSというか、そういうふうにソーシャルネットワークを使うようなビデオとか、そういうあれを使っていけないとなかなか今の若者には通じないかと思います。街コンも含めてこれから大いに若い人の考え方を反映させるような予算を考えていただいて頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

今議会、本当に座っているのがきつくて、本当に早く終わってほしいなと思いながらいたのですが、大事な補正予算ということでもありますので何点か質問をしていきます。

これは国の交付金ですけれども、これは国の26年度予算第1号とありますけれども、これは何月の補正予算ですか。

○財政課長（佐藤幸男君）

閣議決定につきましては1月9日になっております。それしかちょっと今、手元に資料がございません。

○桜田秀雄君

大変莫大なお金、これを本当に短期間に事業を作って実施をしていくのだというのですが、これは事業の完結はいつまでなんですか。

○総務部長（石毛 勝君）

27年度中の事業ということになっています。

○桜田秀雄君

要するに27年度中にやらなければいけないと、そういうことになると、先ほど右山議員からもお話がありましたけれども、余ったら返さざるを得ないと、こういう事業だろうと思うんですね。この歳出の関係を見てみたのですが、本当にぎくばらんな提案であると思うんですけれども、この創生事業について周辺市町村、これはもう3月議会で、当初3月議会でないと間に合わないんだという説明がありましたけれども、これは各市町村でも3月にやられているのでしょうか、周辺自治体、わかればその範囲で。

○財政課長（佐藤幸男君）

これは国の２６年度の補正予算でございまして、各市町村もそれに対応した２６年度中の議会の議案という形で決定していただくような形になっております。

○桜田秀雄君

説明会の中で、本来であれば臨時議会でも開いて、あるいは会期を延長してやってほしいと、それだけの中身のある濃い補正予算であろうと、そういう思いを持っていたのですが、どうしても間に合わない、ということになって今やっているわけですが、具体的にお聞きしますけれども、空き家の実態調査業務１千７４４万円とありますけれども、これは部長の答弁の中で、いわゆる空き家の特別措置法、これに基づく課税台帳、これは使えないと。ということは、空き家の適正な管理に関する問題については調査の対象とならないと、このように理解してよろしいですか。

○総務部長（石毛 勝君）

ちょっと途中聞き取りづらかったのですが、あくまでも今回については、八街市において空き家の実態というのは、正直言って全く把握できていないというのが事実でございます。これについて、市内一円の空き家といわれるものについては、どのくらいあるのかというのがきちんと把握できるということがまず目的でございます。

それと、なおかつ実態調査の中では、まず見目で危険か危険ではないか、それと、その後分類をした中で、今特措法の話が出ましたが、特措法で八街市として立ち入って、その危険な場所についてはどの程度危険なのかというのは、当然資格を持った者でないとわかりませんので、そういったところの調査を次の段階でしていくという、まず第１段階の調査というふうに私は捉えております。

○桜田秀雄君

一般質問の中で空き家対策について何点か質問がありました。その中で部長の方から、とりあえずは実態調査はまだしていないのでやっていきたいんだと、創生の事業費でやっていきたいんだと、そういう答弁があったと思うんですが、その辺の中身を含めて、例えば国から示されております１年以内、電気、ガス、水道、１年以内使っていないと、そういう家屋は一応空き家となるわけですが、そういう内容を含めて調査をされる計画なんですか。

○総務部長（石毛 勝君）

大変申し訳ないですが、特措法の全てを私は熟知したわけではございませんが、法律に基づいた空き家というのはこういうものだ、特定空き家というものはそれから先の危険度が増しているものというふうに指定されるわけですが、これについては当然、八街市としてもただ１カ月この頃来ていないですねというのが空き家かという問題ももちろんございますので、やはり八街市の中ではそういう特措法に基づいた基準ですとか、そういうものも視野に入れながら、空き家の台帳等を整備していかなければいけないというふうには考えております。

○桜田秀雄君

例えば、埼玉県の新潟市、これは日本で最初に空き家条例を作りましたけれども、このときは事前に交付金を使いまして約２９０万、交付金で調査をしてそこからスタートをしたと

いう事例がございます。

今、部長の答弁の方の中でもありましたように、課税台帳が使えないと、そういう中で民間の企業に委託をするんだと、そういう形になればこの1千700万、これもやっぱり理解できるというか、そのように考えているのですが、そうして市の台帳が使えないとなると業者も本当に大変でしょうから相当の人数を動員しなければいけないので、その辺を含めての1千700万円なんですか。

○総務部長（石毛 勝君）

これから八街市としましても、どの程度をまず調査をしていただきたいのか、これは当然入札をかけるわけでございますので、その調査に対する内容等も吟味した上で、この設計金額等についてはこの予算の中での話になるかと思っておりますので、そういうものも含めてもうちょっと突っ込んだ調査もできる可能性もあるというふうには思っております。見た目だけではなくてもうちょっと突っ込んだ内容を精査できる調査も視野に入れながら執行していきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

予算書の10ページの一番下になるのですが、子育て講座、これは250万計上されています。1つの講座に250万、これはどういう講演会をやろうとしているのか、私も相当知りませんが、一流の中の1位寄りの講師を呼んでも100万、講師料としては100万ぐらいだろうと私は思うんですが、その辺はどのように考えているのですか。

○市民部長（加藤多久美君）

講演の回数については1回、あるいは2回ということで、最大2回を想定して予算の方の計上をさせていただいたところでございまして、金額的には高いというような指摘だと思いますけど、やはりいろいろとランク付けがございまして、かなりの著名人とかそういうクラスになりますと何百万単位、1時間とか1時間半で何百万単位もございまして、いろいろとこの予算の中で、よりよくお母さん方とかお父さん方とかに集まっていただけるような名の知れた方をできれば呼びたいなというのが今の考えでございます。

○桜田秀雄君

八街市の一般予算でこういうことをやるというのは、まず悪いことは言いませんから、本当にもう講師の顔でみんなが見に行こうと、そういうような、これは国の金ですから残さないようにやっていただきたいと思います。

次に、親子サロンですが、先ほど総合保健福祉センター3階、先ほど休憩時間にちょっと見てきたのですが、3階を利用するんだということでございますけれども、560万の工事、あそこをどういうふうにやるのかなと思って見てきたのですが、例えば部屋をぶち抜くとか、そういう計画もあるのですか。

○市民部長（加藤多久美君）

工事請負の関係の詳細については、これから実際の設計はやるのですが、先ほどお答えした4つ、親子トイレ、親子が使えるトイレの設置、それから授乳室等の設置、それから

臨時職員を雇いますのでその関係の事務スペースと、相談体制ですので相談ブースの開設とかそういう、いわゆる4つの項目に対応する工事請負を、これから詳細設計をしていきたいというふうに考えております。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに質疑はございませんか。

○木村利晴君

では、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、空き家なんですが、リフォーム費用として1件10万円という助成をするということだったのですが、この10万円という決め方をしたのは大体どういうリフォームなのか、内容的なもの、ちょっと具体的にどこまでを想定しての10万円なのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○総務部長（石毛 勝君）

想定金額ですが、今八街市でリフォームの事業をしております。これも10万円が限度額ということで、それに見合ったものということで想定をしたものと、担当はそういうふうになっておりますが、これも当然のごとく貸したいという方がどういう形で直すかというところもあろうかと思えます。その中で、例えば100万円かかっても直して貸したいんだという方もいるでしょうけど、100万円かかるんだったら10万円しか補助金をもらえないのだったらやらないという方もいるでしょうし、これは非常に難しいところだと思うんですが、一応基本的には先ほど申し上げましたように、一般の住宅リフォーム、これの補助金の限度額が10万円ということで、同一の10万円を限度額にしたということになります。

○木村利晴君

リフォームというとクロスの貼りかえですとか、あとは和室だったら畳の表がえだとか、もっと傷んでいけば全部交換するだとかいろいろとありますけれども、10万円というのは非常に、枠があつての話で内容的には詰めていないような感じがするんですね。クリーニングが入る前に、クリーニングにしても一軒家だとやっぱり5万から10万がかかっちゃいますよね。ですから、リフォームの前のクリーニング程度の金額でしか見ていないのかという思いがしたのです。ですから、この住宅の程度にもよるのでしょうけれども、もうちょっとリフォームという具体的に何かこうクロスの貼りかえだとか、そこまでやると非常に見映えが変わってきて住みたいなというふうになるのかなと思いますので、もう少し利用者側の立場で予算組みをしていただけるとありがたいかなというふうに思ったのですが、あまり予算ありきでいくと中身の無いものになって利用したくても利用できない、中途半端な形になっていくのではないかというふうに思いますので、やはり利用者側の立場に立った予算組みというの必要なかなと、そのためには10軒ではなくて、1軒でも2軒でも確実に住んでくれるような、そういうお手伝いを行政側がしていただければ、もうちょっと具体的に1軒でも2軒でも増えてくるのではないかというふうに思うんですが、その辺のところを今後検討していただけるかどうかちょっと伺います。

## ○総務部長（石毛 勝君）

今展開をしている空き家バンク事業、これに抱き合わせということで今回このリフォームの補助金を創設したわけですが、基本的に空き家バンクの事業については、リフォームまでの予算的なものが取れなかったというのが実態でございます。やはり借りる人も多少手直しをして借りたいなというのももちろんあるかと思います。

他の自治体等も見たところでは、やはり10万円ぐらいで補助金というのは出ているところがあるということで、それを参考にもしているということで、ただし、今回この10万円の10軒分、100万円の予算をとったものはあくまで単年でございます。27年度の中では国からのお金が出ていると、来年度、八街市の予算の中でこれを継続してできるかというのは、今後もちろん予算的なものも含めまして協議をしていかなければいけないというところでございますので、これを端的に20万円に上げるとか、そういうことはちょっと難しいのではないかというふうに考えています。

## ○木村利晴君

ありがとうございます。予算ありきということなので、そういう利用者が増えてくれれば得にこしたことはないかというふうに思います。

あと、基本構想として、人口減少問題ということで予算組みをされたということなので、今やれることをこういう形で項目を挙げて計画されたんだというふうに思っております。ただ、これをやるには根底にもう1つ何か欠けているものがあるかなというふうには。

というのは、やはりこういう子育てをするにも分娩をしないと子育てできませんので。ですから、八街市に今欠けているのは安心・安全な街という形で若い女性たち、ご婦人たちが今望んでいるものが分娩のできるそういう産院なのかなというふうに思っています。市長も、いろいろと模索しておられるようですけれども、これに対してこういう補助金だと補正の枠が組めたという、今後の展開として先行的な取り組みとして、そういう助成金を出せば来てもいいよというような産院さんもおられるかと思いますので、そういうところも含めた形で次の展開として、そんな構想も立てながら計画していただければ非常にありがたいのかなというふうに思います。これで本当に分娩できる産院が来てもらえれば、本当に安心・安全な街になってくるのかな、近付くかなというふうに思いますので、こういうときに次の形としてそんな枠組みとして予算を組んでいけるように、そんな構想を今度持っていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

## ○市民部長（加藤多久美君）

今回の補正については国の交付金が出ますので、それを活用して少子化対策ということで、私も市民部の中で3点ほど今回乗せていたのですが、その産院の関係については交付金がいままで付くかわかりませんので、27年度執行でございますので、まして相手方がいますが公立ではございませんので、民間のそういう施設を誘致するとなると相手方の確約もなければ予算も組めませんので、まして千葉県内で、例えば君津がやっただと。そのときも補助金の額については単位がちょっと違うので、4千万円、5千万円という話を聞いているの

で、今回、当然相手方がいますので、そういうものはこの事業が先行の中に取り入れることが不可能ということなので、28年度以降は一般財源でそういうような補助を出して、ある意味誘致するとか、そういうのはなかなか今現在では難しいような状態でございまして、多分基本計画の中でもその辺については文言自体はあまり触れられないのではないかとというのが担当部長としての考えであります、今後基本計画を10月までやっていきますが、その中で取り扱いを、文言になろうかと思いますが、文言、取り扱いについては4月以降協議していただければと、そういうふうに思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。基本構想で人口減少問題に関しては、本当にその問題が一番皆さん関心事なのかなというふうに思っておりますので、その辺のところも含めた形で今後、次の検討をされるときには、頭の片隅において計画を立てていただければありがたいかなというふうに思います。

あと、観光農業に関してなんですが、売り込むものですね、八街の農産物として今売り込んで、観光農業的に考えておられるというこの観光農業のあり方というか、今ある観光農業と称している農家さんもおられますけれども、今こんな具体的に絞り込んだ形で観光農業、どういう農業さんを対象にしているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この農業体験ツアーの関係でございしますが、本市内に観光農業協会がございします。そちらの方の農家さんがメンバーとなっていていただきまして、都市部の方々に掘り採り体験とか、そういうものを実施していただいて交流を深めていただくというような考えでございします。

○木村利晴君

具体的に、その農産物は大体どんなものを想定しているのかお聞かせ願いたい。

○経済環境部長（吉野輝美君）

実施期間が8月から10月頃ということで、その時期ですとトウモロコシとか、あるいは落花生とか、観光農業協会の中ではブルーベリーもやられている農家さんもおられますので、そのような農産物になろうかと思ひます。

○木村利晴君

今そういう観光農業なんですが、農家さんには大型車が入れるような農家さんがおられるのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

直接畑までというのは無理かと思いますが、近くまでは寄れるというふうにはなっております。

○木村利晴君

そういう農家さんに軒先でも大型バスが入れるぐらいのスペースを作ってあげる、そんな助成もいいのではないかとこのように思うんですけども、そういう形での協力というのはまたできるのですか。

### ○経済環境部長（吉野輝美君）

当然、掘り採りとかそういう体験となりますと、問題になるのはトイレかと思います。こちらのトイレの方のある程度の整備もこの事業として取り組みたいというふうには思っています。

### ○木村利晴君

どうもありがとうございます。やはりこれから農業も盛んになってほしいなというふうに思っていますので、農業のPRのためにどんどんこういう形で取り組んでいただければありがたいかなというふうに思います。

またもう1つ、PRに関してちょっとお聞きしたいのですが、具体的な絞り込みというか、八街を売り込むPRできる具体的なもの、何を想定されているのか、想定されているものがあればちょっとお聞かせ願いたいです。

### ○副市長（榎本隆二君）

何をPRするかということですが、八街の持っている魅力、やはり自然とか、あるいは農産物、農業体験というのも、今回ののもそうだと思いますけれども、そういうものであるとか、あとは歴史文化財、いろいろあると思うんです。だから、それをどういうふうな形でPRするか、例えばプロモーションビデオであれば八街の四季みたいな形で、春であれば桜があったりとか、秋であれば今度「ぼっち」が出てきたりとかですね、いろいろとそういうような見せ方というのもあると思うんですけれども、その辺については今後、また具体的な検討をしながらというふうに考えております。

農業体験ツアーなども先ほど、いろいろ質問が出ておりますけれども、ただ掘る、行くということではなくて、例えば市内の飲食店などと連携を図りながら、そこで例えば美味しい、今八街ならではの食材を味わっていただくとか、そういった仕掛けとか幾つかこう、あるいは工場、簡単なものを見ていただくとかそういったことも考えられると思いますし、具体的な内容はこれからさらにまた詰めていく形にはなるとは思いますけれども、そういった八街のいいところ、もう少しまた議論をしながら材料を決めていきたいなと、そのように考えております。

### ○木村利晴君

ありがとうございます。やはりそういういろんな紹介をしてもそこに対してアクセスする、そういうものがきちんと整備されていないと、なかなか紹介しただけで本当にそこに人が集まってこれるかという、そこも非常に問題があるので、アクセスするためのいろんな手段を並行して考えてこれからやっていっていただきたいなと、ピンポイントで紹介するのはできると思うんですけど、そこにどうアクセスするのか、どういう形でやっていくのか、この辺のところもきちんと整備していかないと、何か絵に描いた餅みたいになってしまうので、八街が活性化するには外から多くの人々が来てくれないといけないかというふうに思いますので、その多くの人たちが来てくれたときにどういう形でその人たちが八街にとどまってお金を落としてもらえるのか、この辺のところも並行して考えていただけるとありがたいなと

思いまして、よろしくそのように検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○山口孝弘君

すみません、1点だけ質問させていただきます。

この市PRビデオ、そして市PRパンフレットに関してなんですが、移住と定住、これ、全然タイプが違うものだと思います。どちらに本当に重点的に力を入れてやっていくのか、そこをお伺いします。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおりだと私も思います。これから、当然、人口減少対策検討会もありまして、そういったところでも今後の課題等整理をしている中で、やはりどちらをピンポイントでやった方がいいのか、両方から攻めた方がいいのか、これはいろいろとパターンはあろうかと思いますが、それにつきましては、当然早急に、そういった検討会も含めてどういう方向性を取るかというのは、課題として進めていかなきゃいけないというふうには思っています。

○山口孝弘君

本当に部長の言うとおりで、全然タイプが違うものなのでそこははっきりして、ビデオに関しても本当に移住を促進するためのビデオなのか、定住を促進するためのビデオなのか、やっぱりそこをはっきりさせないと、作るときにもばらばらでよくわからないビデオになりかねないというのがありますので、そこら辺はよろしくお願いします。

単純に思ったのですが、これはPRとかパンフレットと作る際には、もちろんそれに対応して体制もしっかり作っていかなくちゃいけないということもありますけど、その点はどのような考えなんですか。

○総務部長（石毛 勝君）

先ほど来からの八街市の総合戦略を策定する中で、まだ仮称でございますが、八街市まち・ひと・しごと創生推進本部、これを立ち上げて、その下にはまち・ひと・しごと創生推進委員会、こういうものを職員の中でやっていくと。その中でももちろん、こういった具体的な事業の検討もしていかなければいけないですし、戦略を立てる中でこの事業展開をどういうふうに進めていくかということとやるかもしれません。この担当部署につきましては、基本的には企画課が担当ということになろうかと思います。

○山口孝弘君

ぜひとも積極的に進めていただいて、先ほど林議員もおっしゃっていますが、SNSとかブログとか、本当はホームページも、やはりパンフレットとかPRビデオを作るとホームページも絶対見るはずなんですね。なので、やっぱりホームページも本当はここで変えていかなくちゃいけない。新しくリニューアルされましたけれども、さらに一步先へと私としては進んでいていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

この6千600万円という地方創生先行型のこの予算に対し、八街市議会が燃えに燃えて論議をしているという点では大変八街市、みんな心配しているんだなということを私は改めて感じたところなんです、前に戻って大変申し訳ないですが、歳入を私はお伺いしたいと思います。

今出しました数字、地方創生先行型の6千624万1千円というこの交付金の算定基準、どのようにして出されてきているのか、その辺についてまず説明いただきたいと思います。

○副市長（榎本隆二君）

ちょっと細かいのはわからないのですけれども、1つは地方自治体の人口減少率とか財政力とかも見ていたかもしれないのですが、少なくとも人口減少率とかその辺を加味して国の方で積算しておりますので、うちからしてみれば示された金額が交付金としてきたというような状況でございます。

○丸山わき子君

今、副市長から説明があったように財政力も含めての、まさにこう傾斜を付けた、そういう交付金であるという点では、こういう八街市のような自治体にとっては大変不利な交付金であると私は思います。

また、先ほど来、5年間の目標を持った総合戦略を作るんだということのようなんです、この総合戦略を作ってもいいのですけれども、そこに対して予算措置、これは補償されるのかどうか、予算は補償されていくのかどうか。その方向はどんなふうに受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

正直言ってわかりません。国がどういう方向を示すかというのは全く今示されていない、ただ、思うには補償はされないのではないかというふうには思っております。

○丸山わき子君

そうなんですよね。私も今、先ほど6千600万円で、本当に沸きに沸いて皆さんが期待した、そういう議論をしたと思うんですけれども、本当に国は無責任だというふうに思います。なぜこんなふうに地方創生の予算を付けなくちゃならなくなったのか、これは人口減少、それから地方衰退という大きな問題があって、それを何とかしないと今の政権はもっていけない、そのカモフラージュ的な内容なんです。それで、やはりこの間、国は輸入自由化によって農林水産業が本当に潰されてきた。それからもう1つ、大型店舗法ですね、これを廃止して商店街を潰してしまったと。八街市ももう本当にシャッター通りが多くなっていますよね。また、都市再生の名によって東京一極集中という、こういう政策を作ってきたと。さらには、小泉内閣のもとで三位一体改革ということで、地方自治体に対して地方交付税の削減をしたと。これが本当に致命的で、いまだに八街市なんかは大きな傷を負っているわけです。財政難というそういう問題に陥っているわけなんです。それだけでは済まなくて、今度

はＴＰＰというのでね、これはもう農業も地域経済ももう徹底的に壊してしまう、これを推進しようとしていると。

本当に経済基盤がめちゃめちゃに壊されている中で、そういう反省がない中で、ただ地方創生、地方創生ということを言っても、本当に通用するのかと。こういう点では反省がないまま、ただ地方創生、若干お金をあげますから何とかしなさいよという、そういう今の政府のあり方は本当に厳しく批判しなくちゃいけないというふうに思います。その辺につきましては、マスコミ等が今行われようとする一斉地方選挙向けのばらまき政策ではないかと厳しく指摘していますよね。私もそのように思います。やはり私はこういう地方創生のあり方ではなくて、本当に地方自治体が自主的に街づくりを進めていけるような、そういう地方交付税をきちんと補償していく、こういうことが必要ではなかろうかと思います。

そこで市長に私はお伺いしたいと思います。そういった感じの地方交付税をきちんと補償させていくという、そういう取り組みが今必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

今般の地方創生ということで、先ほどもお話ししましたところでございますけども、まずは政府が若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、あるいは東京一極集中の歯どめ、地域の特性に則した地域課題の解決という中で、それを基本といたしまして、１つは地方への新しい人の流れを作る、あるいは地方に仕事を作り安心して働けるようにする、あるいは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、あるいは時代に合った地域を作り安心な暮らしを守る、あるいは地域と地域を連携することを踏まえまして、今般補正予算に計上したところでございます。

その中にもるる、まだまだ議論、検討を重ねなきゃいけない部分もございますけども、今般のこのことにつきましては、若い職員の方々のご意見もしっかり入っておりますことをまずご報告申し上げますとともに、今、丸山議員が申し上げましたとおり、地方として今、恒常的な地方交付税の財源不足ということでございます。このことにつきましては、私どもといたしましても、先般も一般質問の答弁でも申し上げましたところでございますけども、全国市長会、千葉県市長会でもその交付税につきまして、まだまだ十分ではないということでございます。恒常的な地方交付税の財源不足につきましては臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げ等につきまして、しっかりこれからも市長会を通じて発言してまいった中で努力してまいりたいというふうに思っております。

#### ○丸山わき子君

ぜひ、市長のその取り組みを進めていっていただきたいと。特に、２７年度の地方交付税、これは３億３千万円の削減なんですね。それで、２６年度、今回は２億１千万円の国・県の補助が追加されてくると、国はお金がないわけではなくて、あるわけです。そういう意味では、やはり交付金はきちんといただきたいんだと。地方自治体の実勢を欠くような、そういうやり方はしてほしくないということを厳しく国に対して要求していただきたいというふうに思います。

それから総合戦略策定業務、それから八街市のこれからの基本構想の考え方なんですけれども、今回もこの6千600万円という地方創生先行型の補助に対して、約3分の1は定住に関わる予算になっていますね。私、今までも何かにつけて発言してきたのですが、確かに八街に移り住んでいただきたい、人口を増やしたいというふうに思います。

しかしながら、今のここに住んでいる八街市民が満足いくような行政でなければ、せっかく八街に移り住んでいただいてもやっぱり住みづらいねと出ていってしまうわけです。ですから、やはり子育ては完全にここ八街だったら安心して子育てができますよ、あるいは老後まで福祉が充実していてゆったりと暮らせますよ、そういう今住んでいる方々が満足いく市政運営をしなければ、幾ら定住、どうぞ八街へ来てくださいと言われても、さっさと出ていかれてしまうことは目に見えています。そういう意味で、この間、八街市はアンケートをとっているわけです。そのアンケートに沿った形で住民の声を活かした街づくりをしていかなきゃならない、それをしなければ、幾ら八街よいところ、すぐおいでと言ってもすぐに出ていってしまいます。そういう点では、私は今後の総合戦略策定業務、あるいは基本構想のあり方は、今までの住民の皆さんの声を本当に活かした街づくりをしていただきたいと思います。

それから、今1つ空き家の調査についてなんですけれども、これは今年、27年度は国勢調査がある、その中で空き家調査が十分できるというふうな答弁があったように思いますが、これは二重で取り組みをされるわけなんですか。その辺についていかがでしょうか。

**○総務部長（石毛 勝君）**

国調の中で空き家の調査について、そういったご答弁をした記憶はないのですが、あくまで国勢調査は国勢調査ということで、空き家については別の調査をしているのは知っております。それが一昨年調査があって、今、国でまとめているところの調査はしておるところでございます。

**○丸山わき子君**

じゃあ、ある程度は八街の空き家調査はできているということよろしいですか。

**○総務部長（石毛 勝君）**

あくまでも調査というのは対象を絞り込んだ、例えば八街で2万何千戸、例えば十あるうちの何割とかという絞り込んだ調査になっていると思います。今回は市内一円、全対象ということで調査をしていくということになっております。

**○丸山わき子君**

国も大変不安定なこういう補助事業に対し、職員の皆さんが短期間にあれだこれだというろと事業を検討されたと、大変振り回されたような内容ではないかというふうに思いますけど、ぜひ、せっかく付いた予算ですので内容のあるものにしていただきたいと、このことを申し上げて終わりにいたします。

**○議長（湯浅祐徳君）**

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。議案第33号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

討論がなければ、これで議案第33号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第33号、平成26年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第33号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成27年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、姿勢を執行されますよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので議員控室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 7時09分)

○本日の会議に付した事件

１．議案第１号から議案第３２号

委員長報告、質疑、討論、採決

- .....
- 議案第１号 八街市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第２号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第３号 八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第４号 八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第５号 八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第６号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第７号 八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第８号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第９号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 平成２６年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第15号 平成２６年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成２６年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第17号 平成２６年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成２６年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成２６年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第20号 平成２７年度八街市一般会計予算について
- 議案第21号 平成２７年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 平成２７年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 平成２７年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 平成２７年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成２７年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第26号 印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に

ついて

議案第27号 印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

議案第28号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第31号 八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 八街市基本構想の変更について

.....

#### ○第6号の追加 I

##### 1. 議案の上程

議案第33号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....

議案第33号 平成26年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 湯 浅 祐 徳

八街市議会議員 服 部 雅 恵

八街市議会議員 小 菅 耕 二